

中小企業の方々を応援します！

中小企業施策活用 ガイドブック



仙台・宮城観光PRキャラクター
むすび丸

令和6年度
宮城県

経済商工観光部ホームページ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/5.html>

広告

一般社団法人 宮城県銀行協会

〒980-0021 仙台市青葉区中央三丁目2-1
(青葉通プラザ 11階)

TEL 022-221-6391

七 十 七 銀 行	み ず ほ 信 託 銀 行
み ず ほ 銀 行	東 邦 銀 行
常 陽 銀 行	青 森 銀 行
り そ な 銀 行	荘 内 銀 行
三 菱 U F J 銀 行	東 北 銀 行
三 井 住 友 銀 行	北 都 銀 行
三 菱 U F J 信 託 銀 行	北 海 道 銀 行
三 井 住 友 信 託 銀 行	み ち の く 銀 行
岩 手 銀 行	仙 台 銀 行
秋 田 銀 行	北 日 本 銀 行
あ お ぞ ら 銀 行	き ら や か 銀 行
山 形 銀 行	福 島 銀 行

信用金庫は

中小企業の皆様を

本気で応援します

信用金庫は事業資金のご支援だけでなく、経営に関することについて何でもご相談に応じます。お気軽にお声掛けください。

安心して相談できる地元の信用金庫

○気仙沼信用金庫

〒988-0084 気仙沼市八日町2丁目4番10号 …… TEL 0226-22-6831

○石巻信用金庫

〒986-0822 石巻市中央3丁目6番21号 …… TEL 0225-95-4111

○杜の都信用金庫

〒980-0803 仙台市青葉区国分町3丁目5番30号 … TEL 022-222-8151

○宮城第一信用金庫

〒980-0075 仙台市若林区清水小路6番の1
東日本不動産仙台ファーストビル …… TEL 022-221-2175

○仙南信用金庫

〒989-0277 白石市沢端町1番45号 …… TEL 0224-24-3074

広告

中小企業の皆さまを 全力で応援する信用組合

中小企業の皆さまの経営力向上や事業承継など直面する課題に対し、
きめ細やかにお応えさせて頂いております。

最寄りの信用組合にお気軽にご相談ください。

地域とともに、新たな時代へ

Shinkumi Bank



ちかくにいるから、
チカラになれる。

☆ 石巻商工信用組合

〒986-0868 石巻市恵み野三丁目1-1
TEL 0225-95-3333

☆ 古川信用組合

〒989-6165 大崎市古川十日町7-8
TEL 0229-22-1069

☆ 仙北信用組合

〒989-5501 栗原市若柳字川北中町11
TEL 0228-32-3014

○ 宮城県信用組合協会

〒986-0868 石巻市恵み野三丁目1-1
TEL 0225-21-6035

目 次

●：震災関連施策 ○：通常施策 ◎その他災害関連施策 ★：中小企業のみ対象 ☆：中小企業を優遇

小分類	事業名	相談内容	ページ
1 まずは、相談窓口へ			
1-1	● 相談窓口ガイダンス	相談先がわからない	1
1-2	● ★ 商工会・商工会議所（経営相談等）	身近な経営相談窓口	2～4
1-3	● 復興を目指す企業への相談・助言	事業活動の復旧、復興に取り組みたい	5
1-4	● 中小企業経営相談支援事業	支援制度を知りたい	6
1-5	○ 創業・経営革新相談	創業したい、新たな事業に取り組みたい	7～8
1-6	● ★ 水産加工業企業力強化支援	水産加工業の生産性改善等に関する相談をしたい	9
1-7	○ ★ 生産現場改善支援	ものづくり企業の生産現場改善に関する相談をしたい	10
1-8	○ ☆ 宮城県よろず支援拠点	経営の困りごとを相談したい	11
1-9	○ 中小企業団体中央会	組合を設立したい	12
1-10	○ 宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点	プロフェッショナル人材を雇用したい	13
1-11	○ 海外ビジネス相談窓口	海外ビジネスの相談先が分からない	14
1-12	○ 水産加工業者向けワンストップ相談窓口	水産加工業の経営等に関する相談をしたい	14
2 事業用施設の復旧・整備のために			
2-1	●◎ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）	東日本大震災により被災した施設・設備を復旧したい	15～16
2-2	●◎ 中小企業等グループ設備等復旧整備資金貸付事業（被災中小企業施設・設備整備支援事業）	被災した施設・設備の復旧に利用できる貸付制度を知りたい	17～18
2-3	●◎ ★ 小規模企業者に対する設備導入支援	小規模企業者が利用できる設備導入支援策を知りたい	19
3 融資制度など			
3-1	● 被災した中小企業向けの融資制度	被災した中小企業への融資制度を知りたい	20
3-2	● 被災中小企業者対策資金利子補給事業	金利負担の軽減策を知りたい	20
3-3	● 東日本大震災復興特別貸付	政府系金融機関を通じた融資制度の仕組みを知りたい	21
3-4	● マル経融資制度（小規模事業者経営改善資金）	小規模事業者のための融資を受けたい	21
3-5	○ ★ 小規模企業共済による支援	経営者の退職金について知りたい	22
3-6	○ ★ 経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）	取引先の倒産に備え、資金の手当てをしたい	22

4 経営を継続するために（様々な制度）

4-1	●	宮城県産業復興相談センター	事業の復旧・復興に取り組みたい	23
4-2	●	★ 宮城県中小企業活性化協議会	経営の改善や事業の再生を進めたい	24
4-3	○	宮城県事業承継・引継ぎ支援センター	後継者や事業の引継ぎ相手を確保し、事業を継続したい	24
4-4	○	☆ 事業承継・引継ぎ相談	事業承継の準備に取り組みたい	25
4-5	○	★ 事業承継税制・金融支援制度	事業承継税制・金融支援の認定を受けたい	26
4-6	●	倒産防止（経営安定）特別相談室	倒産を未然に防止したい	27
4-7	●	中小企業 BC（事業継続）力向上支援事業	災害等に強い企業にしたい（事業継続）	28
4-8	○	★ 中小企業等 BCP・事業継続力強化計画実践支援	災害等に強い企業にしたい（事業継続）	29
4-9	○	★ 中小企業等共同化チャレンジ支援事業	複数事業者の共同・連携事業への支援を受けたい	30
4-10	○	☆ 研究開発型ベンチャー企業への賃料補助	オフィス・ラボに係る賃料補助を受けたい	31
4-11	●	地域企業の技術相談ワンストップ窓口	地域の学術機関から技術的支援を受けたい	32
4-12	●	復興に寄与する事業者を支援する税制優遇制度	復興特区による優遇制度が知りたい	33
4-13	●	製品等の放射線量の測定	製品等の放射線量を測定してほしい	34
4-14	●	★ インキュベーション施設の賃料補助	インキュベーション施設への入居支援を受けたい	34
4-15	○	水産業連携活動促進事業	経営課題の解決に取り組みたい	35

5 創業・新たな事業展開のために

5-1	●	★ スタートアップ加速化支援事業（スタートアップ資金の補助）	県内での創業・第二創業を支援してほしい	36
5-2	○	★ 中小企業経営革新支援事業	新商品・新役務開発など新たな事業活動に取り組みたい	37
5-3	○	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	事業所の設置・整備に伴い地域の求職者を雇用したい	38～39
5-4	○	テック系スタートアップ・サポートコンソーシアム宮城	テック系スタートアップの支援を希望したい	40
5-5	○	みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業（研究開発等事業）	二酸化炭素排出削減などの技術開発や事業化調査等に取り組みたい	41
5-6	○	農林水産業と商工業が連携した取組に対する支援	農林水産業と商工業が連携した事業について支援を受けたい	42～43
5-7	○	農業に参入したい	農業に参入したい	44
5-8	○	アグリビジネスの支援	アグリビジネスに取り組みたい	45～46
5-9	○	地域未来投資促進法による支援措置	設備導入により工場等の生産性アップに取り組みたい	47
5-10	○	★ エンジェル税制	エンジェル税制を利用したい	48
5-11	○	★ みやぎ中小企業チャレンジ応援基金	地域資源等を活用した新商品、新サービスの開発など新たな事業活動に取り組みたい	49
5-12	○	★ ステージアップ支援事業	事業拡大を支援してほしい	50
5-13	○	★ 中小企業等デジタル化支援事業	デジタル化に取り組みたい	51
5-14	○	デジタル施策ポータルサイト（OPEN INNOVATION みやぎ）	デジタル化の支援施策などを知りたい	52
5-15	○	情報通信関連事業所の立地を支援する奨励金制度	IT関連の事業所を創業する支援策が知りたい	53

5-16	○	工場の立地・増設を支援する奨励金・給付金制度	工場立地のための奨励金制度が知りたい	54~55
5-17	○	放射光関連事業所の立地を支援する奨励金制度	放射光関連事業所立地のための奨励金制度が知りたい	56
5-18	○	宮城県テック系スタートアップ企業立地促進奨励金	スタートアップ関連の事業所を創業する支援策が知りたい	57
5-19	○	外国人観光客受入環境整備モデル事業	観光施設の外国人受入環境を整備したい	58

6 事業資金確保のために

6-1	○	★ 工場等の土地取得・設備投資を支援する融資制度	設備投資のための資金支援策が知りたい	59
6-2	○	県で行っている中小企業向けの融資制度	融資制度を知りたい	60
6-3	○	金融機関を通じて貸付ける制度	市中金融機関を通じた融資制度の仕組みを知りたい	61
6-4	○	信用保証について	信用保証の仕組みを知りたい	62
6-5	○	中小企業の経営を安定させるための資金	経営安定のため融資を受けたい	63~64
6-6	○	企業活動の成長・発展を支援するための資金	企業活動の成長・発展のため融資を受けたい	65
6-7	○	小規模事業者への融資制度	小規模事業者のための融資を受けたい	66
6-8	○	創業を支援するための資金	創業するので事業資金の融資を受けたい	67
6-9	○	環境問題や公害対策での長期・低利資金	環境、公害対策のため融資を受けたい	68

7 新製品・新技術開発のために

7-1	○	ものづくりの技術総合支援	ものづくりのための総合的な支援を受けたい	69
7-2	○	☆ 高度電子機械産業の集積・振興に対する支援	高度電子機械産業への支援策が知りたい	70
7-3	○	技術・製品開発経費、試作開発経費等に対する支援	新技術・新製品開発費用や試作開発費用などについて支援してほしい	71~72
7-4	○	知的財産の創造・保護・活用を支援	知的財産について支援してほしい	73
7-5	○	先進的デジタル技術を活用した開発・導入実証を支援	先進的デジタル技術を活用したシステムの開発・導入をしたい	74
7-6	○	地域産業が求める IT 商品の開発・改良を支援	ソフトウェアの開発・改良の支援を受けたい	75
7-7	○	認定 IT 商品の販売や導入を支援	ソフトウェアの販売の支援を受けたい	76
7-8	○	放射光施設 NanoTerasu の利用・活用を支援	3 GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu (ナノテラス) を活用して、研究開発や技術課題の解決等に取り組みたい	77
7-9	○	食品加工に関する技術的な支援や研究について知りたい	食品加工に関する技術的な支援や研究について知りたい	78
7-10	○	自社の水産加工品を PR するため、品評会へ出品したい	水産加工品を PR したい	79
7-11	○	水産加工に関する技術支援や相談対応を行っています	水産加工品の開発や技術について相談したい	80
7-12	○	みやぎ産業廃棄物 3R 等推進事業（研究開発等）	産業廃棄物の 3R などの技術開発や事業化調査等に取り組みたい	81
7-13	○	宮城県新エネルギー等環境関連設備開発支援事業	環境関連設備・デバイス等の製品開発に取り組みたい	82

8 販路開拓・取引拡大のために

8-1	○	★ 一部	自動車関連産業への新規参入・取引拡大支援	自動車関連産業への支援策が知りたい	83~84
8-2	○	☆	みやぎ優れMONO発信事業	商品 PR 販売促進の支援を受けたい	85
8-3	○	★	販路開拓等支援	新たな取引先を開拓したい	86
8-4	○		商品の企画からデザインまで技術的に支援します	商品デザインを向上させたい	87
8-5	○		喜ばれる商品づくりから販路拡大までを支援します	地域食材を活用した新商品開発や販路拡大をしたい	88~89
8-6	○		東京の消費者ニーズ把握の支援（試験販売）	首都圏で試験的に商品を販売したい	89
8-7	○		食品製造業者等の経営改善に向けた取組を支援します	経営改善のための支援を受けたい	90
8-8	○		多様で特色ある県畜産物の生産消費促進事業	生産性向上や食産業との連携を図りたい	91
8-9	●		県産水産物の販路開拓・拡大に対する支援	販路開拓・拡大のため商品開発や商談会に出展したい	92
8-10	○	★	新商品特定随意契約制度	新商品販売促進の支援を受けたい	93
8-11	○		夢メッセみやぎ（みやぎ産業交流センター）	展示会・見本市を開きたい	94

9 事業の海外展開のために

9-1	○		グローバルビジネスアドバイザー相談事業	事業を国際化したい	95
9-2	○	★	ものづくり海外販路開拓支援事業	海外で新たな販路を開拓したい	96
9-3	○		県産食品海外ビジネスマッチングサポート事業	農林水産物や加工食品を輸出したい	97
9-4	○		宮城県 ASEAN 等ビジネスアドバイザーデスク	インドネシア・マレーシア・シンガポール・ベトナム・台湾・香港でのビジネスを展開したい	98
9-5	○		海外事務所による支援（韓国ソウル・中国大連）	韓国や中国でのビジネスを展開したい	99

10 環境に配慮した経営のために

10-1	○		環境産業コーディネーターの派遣	産業廃棄物の 3R や再生可能エネルギー、省エネルギーに関する相談をしたい	100
10-2	○		みやぎ産業廃棄物 3R 等推進事業（設備整備）	産業廃棄物の 3R などの設備整備の支援をしてほしい	101
10-3	○		みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業（設備整備事業 - 省エネ）	省エネルギー設備への更新等の支援をしてほしい	102
10-4	○		みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業（設備整備事業 - 再エネ）	再生可能エネルギー等設備の整備の支援をしてほしい	103
10-5	○		事業者用自家消費型大規模太陽光発電導入支援事業	自家消費型太陽光発電設備の整備の支援をしてほしい	104
10-6	○		事業用太陽光発電設備等共同購入事業	再生可能エネルギー等設備の整備の支援をしてほしい	105
10-7	○		太陽光発電を活用した EV 利用モデル導入支援事業	再生可能エネルギー等設備の整備の支援をしてほしい	106
10-8	○		第三者所有モデル太陽光発電導入支援事業	再生可能エネルギー等設備の整備の支援をしてほしい	107

11 まちなかの魅力アップのために

11-1	○	商店街施設整備支援事業（市町村振興総合補助金）	共同施設整備・改修を行いたい	108
11-2	○	次世代型商店街形成支援事業	商店街のビジョン形成や課題を解決したい	109
11-3	○	商店街 NEXT リーダー創出事業	商店街活動のリーダーや担い手を育成したい	110
11-4	○	★ 買い物機能強化支援事業	新たな販売手法に取り組みたい	111

12 人材を育成するために

12-1	○	デジタルエンジニアリング高度化支援事業	デジタルエンジニアを育成したい	112
12-2	○	IT 技術者の育成・スキル転換のための研修支援	IT 技術者や新たなデジタルビジネスの中核人材を育成したい	113
12-3	○	組込み技術者の養成を支援する研修制度	ソフトウェア開発の技術を身につけたい	113
12-4	○	★ 中小企業大学の経営者・経営幹部向け研修を受けたい	経営・管理能力を高めたい	114
12-5	○	地域産業を支える人材の育成・確保を支援します	若手人材の採用と定着を進めたい	115
12-6	○	ものづくりマイスター制度（若年技能者人材育成支援等事業）	若手技能者の育成を図りたい	116~117
12-7	○	職業能力開発支援（在職者向け）	従業員の職業能力を高めたい	118
12-8	○	技能検定制度	技能レベルの公的な証明を受けたい	119

13 雇用の維持確保のために

13-1	○	デジタル人材の採用支援	学生や教育機関と連携して県内 IT 産業の認知度向上を図りたい	120
13-2	●	☆ 宮城県事業復興型雇用創出助成金	被災求職者を雇用したい	121
13-3	○	☆ 雇用調整助成金	雇用の維持に努力される事業主の皆様へ	122
13-4	○	☆ 特定求職者雇用開発助成金	高齢者や障害者を雇用する場合の助成を知りたい	123~124
13-5	○	☆ みやぎで就活応援プロジェクト	人材を確保・定着させたい	125
13-6	○	★ 宮城県プロフェッショナル人材UIJターン助成金事業	県外プロフェッショナル人材を雇用したい	126
13-7	○	★ 副・兼（富っ県）みやぎマッチング促進プロジェクト	副業・兼業人材を活用したい	127
13-8	○	★ 人手不足に悩む企業と求職者のマッチングを支援します	企業説明会や職場見学会などを通じて、人手不足を解消したい	128~129
13-9	○	みやぎジョブカフェ東京サテライト	UIJ ターン希望者を雇用したい	130
13-10	○	企業採用コンシェルジュによる採用支援	従業員を採用したい	131
13-11	○	障害者雇用推進事業	障害者を雇用・定着させたい	131
13-12	○	外国人材マッチング支援	外国人材を採用・活用したい	132

14 働きやすい職場づくりのために

14-1	○	勤労者向け融資制度	勤労者向けの融資制度を知りたい	133
14-2	○	★ 中小企業退職金共済制度	退職金制度を充実させたい	133
14-3	○	みやぎ働き方改革実践企業支援制度	社内の働き方改革を促進したい	134
14-4	○	ポジティブ・アクションとは？	女性の活躍を推進したい	135
14-5	○	各種優良企業認定制度	子育て支援、女性活躍に関する企業認定制度について知りたい	135
14-6	○	職場におけるハラスメントの防止	パワハラ、マタハラ、セクハラなどのハラスメントの防止について知りたい	136
14-7	○	育児・介護休業法のポイント	改正育児・介護休業法の内容を知りたい	137
14-8	○	パートタイム・有期雇用労働法のポイント	パートタイム・有期雇用労働法のポイントについて知りたい	138
14-9	○	「無期転換ルール」のポイント	有期契約労働者の「無期転換ルール」について知りたい	139

15 賃上げのために

15-1		賃上げ支援施策について	賃上げ支援施策について知りたい	140～141
		主な相談窓口		142～144

相談窓口ガイドンス

中小企業の経営・金融・資金・新技術開発・雇用などさまざまな問題についてご相談に応じています。まずはご一報ください。

■中小企業のあらゆる相談に応じます！（公益財団法人みやぎ産業振興機構）

新産業の創出や産業の活性化を図るため、中小企業者等の方々にも多方向からの総合的な支援を行っています。

窓口：公益財団法人みやぎ産業振興機構（宮城県中小企業支援センター）

電話 022-225-6697 メール soudan@joho-miyagi.or.jp

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2 宮城県商工振興センター3階

■経営面での相談に応じます！（商工会・商工会議所）

小規模事業者等が抱える経営面での問題に、商工会・商工会議所の経営指導員がきめ細かく応じています（詳細は2ページ）。

窓口：宮城県商工会連合会

電話 022-225-8751 メール miyagikenren@office.miyagi-fsci.or.jp

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2

宮城県商工会議所連合会

電話 022-265-8181 メール info@sendaicci.or.jp

〒980-8414 仙台市青葉区本町二丁目16-12（仙台商工会議所内）

■倒産防止相談に応じます！

倒産の恐れのある中小企業からの相談を事前に受け付ける「倒産防止特別相談室」を設置しています（詳細は27ページ）。

■技術についての相談に応じます！（宮城県産業技術総合センター）

機械、電気・電子、材料、デザイン、食品関係の施設・機器と、それぞれの分野をサポートする技術者により、技術課題解決や研究開発、評価などのお手伝いをします（詳細は32ページ）。

■経営の相談を承っています！

主に県の金融制度・各種中小企業支援制度に関する情報提供や、支援窓口の案内を行っています（詳細は6ページ）。

※相談先がわからない場合は、

県富県宮城推進室（電話022-211-2791、メール fukensuip@pref.miyagi.lg.jp）や各地方振興事務所（連絡先143ページ参照）にご連絡ください。

商工会・商工会議所（経営相談等）

小規模事業者等が抱える経営面での問題に、商工会・商工会議所の経営指導員がきめ細かく応じます。

商工会・商工会議所では、小規模事業者等の皆様が気軽に相談できる「経営指導員」を設置しています。経営面でのホームドクターとして気軽にご相談ください。

■一般経営相談支援

相談支援の方法は経営全般に関して、直接、工場・商店を訪問し問題点を話し合い、解決の方法を指導するとともに、事務所へお越しただいで、相談に応じます。

簡単なものであれば電話、FAX、電子メールでも相談できます。

■個別診断

商工業の企業診断のほか、店舗・陳列指導を随時実施し、経営の合理化・近代化を図っています。無料で実施し、専門家を派遣します。電話での申し込みもできます。

■経営改善計画書（事業計画書）作成支援

変化する経営環境へ対応し、更なる利益の増加や生産性の向上を図るために伴走型支援により経営改善計画書の作成支援を行っています。計画書の作成のため中小企業診断士等の専門家の派遣も行っています。

■記帳指導

新しく青色申告をした個人小規模事業者を対象に、記帳能力の向上、経営計数の把握を図るため記帳から決算・申告までを一貫して個別に指導を行っています。

■講演会・講習会等

商工業の業種別あるいは広く経営者、従業員のため、経営全般にわたり講演会等を随時企画・実施しています。商店街・業界等で小規模事業者等の方々がお集まりの際、講演会、講習会等を希望するときは、ご連絡ください。

■その他の業務

地域振興として、むらおこし事業の実施、街づくりプランの策定、各種イベントの実施等、行政と連携協調して事業を推進しています。

お問い合わせ・相談窓口

最寄りの商工会、商工会議所（次ページに掲載）

●宮城県商工会連合会

- ・電話 022-225-8751 ・メール miyagikenren@office.miyagi-fsci.or.jp
- ・住所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2 宮城県商工振興センター2階
- ・ホームページ <https://www.miyagi-fsci.or.jp/>

●宮城県商工会議所連合会

- ・電話 022-265-8181 ・メール info@sendaikki.or.jp
- ・住所 〒980-8414 仙台市青葉区本町二丁目16-12（仙台商工会議所内）
- ・ホームページ <https://www.sendaikki.or.jp/mccci/>

商 工 会 一 覧

名取市商工会	〒981-1224 名取市増田字柳田243	電話 022-382-3236
岩沼市商工会	〒989-2432 岩沼市中央二丁目5-25	電話 0223-22-2526
角田市商工会	〒981-1505 角田市角田字大坊34-2	電話 0224-62-1242
丸森町商工会	〒981-2155 丸森町字山崎前18	電話 0224-72-1230
蔵王町商工会	〒989-0821 蔵王町大字円田字駅内62-1	電話 0224-33-2138
七ヶ宿町商工会	〒989-0512 七ヶ宿町字関126	電話 0224-37-2629
大河原町商工会	〒989-1243 大河原町字南104	電話 0224-53-1260
村田町商工会	〒989-1305 村田町大字村田字西田51	電話 0224-83-2267
柴田町商工会	〒989-1601 柴田町船岡中央二丁目1-3	電話 0224-54-2207
川崎町商工会	〒989-1501 川崎町大字前川字裏尻29-6	電話 0224-84-2174
亘理山元商工会	〒989-2351 亘理町字西郷140	電話 0223-34-3121
みやぎ仙台商工会	〒981-3124 仙台市泉区野村字太斉山4-6	電話 022-372-3545
多賀城・七ヶ浜商工会	〒985-0872 多賀城市伝上山三丁目1-12	電話 022-365-7830
利府松島商工会	〒981-0104 利府町中央二丁目8-3	電話 022-356-2124
くろかわ商工会	〒981-3626 大和町吉岡南二丁目4-10	電話 022-345-3106
加美商工会	〒981-4252 加美町字西田一番18-1	電話 0229-63-2734
玉造商工会	〒989-6435 大崎市岩出山字浦小路40-5	電話 0229-72-0027
大崎商工会	〒989-6321 大崎市三本木字しらとり3-7	電話 0229-52-2272
遠田商工会	〒987-0002 美里町牛飼字御蔵新田93-4	電話 0229-33-2309
栗原南部商工会	〒987-2227 栗原市築館字光屋敷25-2	電話 0228-22-3611
若柳金成商工会	〒989-5502 栗原市若柳字川南南大通1-1	電話 0228-32-3100

商工会一覽

栗駒鷺沢商工会	〒989-5301 栗原市栗駒岩ヶ崎下小路11-1	電話 0228-45-2191
一迫花山商工会	〒987-2308 栗原市一迫真坂字高橋10	電話 0228-52-3300
登米中央商工会	〒987-0511 登米市迫町佐沼字上舟丁12-6	電話 0220-22-3681
みやぎ北上商工会	〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場18	電話 0220-34-3255
登米みなみ商工会	〒987-0321 登米市米山町西野字古館廻8	電話 0220-55-2331
東松島市商工会	〒981-0503 東松島市矢本字河戸7	電話 0225-82-2088
石巻かほく商工会	〒986-0101 石巻市相野谷字飯野川町157-2	電話 0225-62-3161
河南桃生商工会	〒986-0313 石巻市桃生町中津山字八木160-2	電話 0225-76-3315
石巻市牡鹿稲井商工会	〒986-2523 石巻市鮎川浜字大台37-2	電話 0225-45-2521
女川町商工会	〒986-2265 女川町女川2丁目65番地2	電話 0225-53-3310
南三陸商工会	〒986-0725 南三陸町志津川字沼田14-27	電話 0226-46-3366
本吉唐桑商工会	〒988-0307 気仙沼市本吉町津谷館岡10	電話 0226-42-2028

商工会議所一覽

仙台商工会議所	〒980-8414 仙台市青葉区本町二丁目16-12	電話 022-265-8181
塩釜商工会議所	〒985-0016 塩釜市港町一丁目6-20	電話 022-367-5111
古川商工会議所	〒989-6166 大崎市古川東町5-46	電話 0229-24-0055
石巻商工会議所	〒986-0822 石巻市中央二丁目9-18	電話 0225-22-0145
気仙沼商工会議所	〒988-0084 気仙沼市八日町二丁目1-11	電話 0226-22-4600
白石商工会議所	〒989-0256 白石市字本鍛冶小路13	電話 0224-26-2191

復興を目指す企業への相談・助言

震災からの復興を図る中小企業者の方々に対する支援制度について気軽に相談できる窓口を設置しています。

■みやぎ産業振興機構の復興支援相談

復興に関する各種支援制度施策の情報をワンストップで提供します。

ご相談の内容に応じて、復興計画の策定やその実現のために最適な制度や専門家を紹介するなど、復興に必要な支援を行います。

また、二重債務問題への対応のため、「宮城県産業復興相談センター」を設置し、支援施策の紹介等を行います。

お問い合わせ・相談窓口

- 公益財団法人みやぎ産業振興機構
 - ・電話 022-225-6697
 - ・住所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2（宮城県商工振興センター3階）
- 宮城県産業復興相談センター
 - ・電話 022-722-3858
 - ・住所 〒980-0802 仙台市青葉区二日町12-30（日本生命勾当台西ビル8階）

■中小企業基盤整備機構東北本部 復興支援室の復興支援・窓口相談

専門家（診断士・税理士・弁護士）に直接相談することができます。中小機構の支援策をはじめ、各種施策、経営に関するご相談を承ります。

お問い合わせ・相談窓口

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構 東北本部 中小企業復興相談支援センター仙台
 - ・電話 022-399-9077
 - ・住所 〒980-0811 仙台市青葉区一番町四丁目6-1（仙台第一生命タワービル6階）

中小企業経営相談支援事業

経営に関する一般の相談のほか下請取引に係る問題など、経営に関する相談をお伺いします。

■相談方法

- ・電話、窓口でのご相談を承ります。
- ・相談は無料、秘密厳守ですのでお気軽にご相談ください。
- ・相談内容に応じて各種公的支援制度などをご紹介します。
- ・より専門的な相談内容については、他の中小企業支援機関の専門家派遣制度等をご案内します。

■ご相談例

○一般相談

- ・創業したい、経営の課題を整理したい、設備投資をしたい、経営に役立つ情報がほしい、財務についてアドバイスがほしい など

○下請かけこみ寺

- ・下請取引に係る問題について相談に応じます。苦情紛争処理相談案件については、公正取引委員会とも連携しながら対応しています。

お問い合わせ・相談窓口

●宮城県経済商工観光部 中小企業支援室 経営支援班（宮城県庁14階）

- ・電話 022-211-2742 ・FAX 022-211-2749
- ・メール chukisik@pref.miyagi.lg.jp
- ・ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/shindan-top.html>

●公益財団法人みやぎ産業振興機構 「下請かけこみ寺」

- ・相談フリーダイヤル 0120-418-618
- ・電話 022-225-6637
- ・住所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2（宮城県商工振興センター3階）

創業・経営革新相談

創業予定者、経営革新等を目指している企業者等の方々が気軽に相談できる窓口を中小企業支援センターとして設置しています。

■次のような意欲のある方を応援します！

- ・創業に伴う事業計画作成へのアドバイスを受けたい。
- ・既存の経営資源の活用、経営の革新を図り新分野に進出したい。

区分	主な対象者	相談内容
	支援機関名・連絡先	
支 都 援 道 セ 府 ン タ 県 ー 等 中 小 小 企 企 業	創業、ベンチャー、経営革新に取り組む中小企業	中小企業者の皆様のヒト・カネ・ノウハウに関する相談にお答えします。
	宮城県中小企業支援センター（公益財団法人みやぎ産業振興機構）	
	・電話 022-225-6697 ・メール soudan@joho-miyagi.or.jp ・住所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2（宮城県商工振興センター3階）	
仙台市中小企業支援センター（公益財団法人仙台市産業振興事業団）		
・電話 022-724-1212 ・住所 〒980-6107 仙台市青葉区中央一丁目3-1号（AER7階）		
支 国 援 独 機 法 関 独	創業・技術革新をし、将来株式公開を目指す方	創業予定・創業間もない方、将来店頭公開を目指す方へ経営等のアドバイスをします。
	独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部 経営支援課	
・電話 022-716-1751 ・住所 〒980-0811 仙台市青葉区一番町四丁目6-1（仙台第一生命タワービル6階）		

■みやぎ産業振興機構の創業・経営革新相談

中小企業が必要とする各種支援施策の紹介やさまざまな経営課題の解決方法等について専門家による窓口相談を行います。

- ・数多くの公的支援制度からベストな支援策をご紹介します！
ご相談の内容に応じて、アイデア・プランの実現に最適な制度や機関・専門家をコーディネートしながらご紹介します。
- ・産業支援機関・団体の情報をワンストップで提供します！
研究開発から事業化にいたるまでに必要となるマーケティングや資金等の経営資源の確保について県内の支援機関等とのネットワークを活用して各種支援制度の情報をワンストップで提供します。
- ・自社の優れた資源を活かして事業拡大に取り組む中小企業に支援策を用意しています（詳細は53ページ「ステージアップ支援事業」をご覧ください。）

■地域経済の振興に向けて皆様の挑戦を豊富な支援メニューでサポートします。

公益財団法人仙台市産業振興事業団

(仙台市中小企業支援センター／仙台市起業支援センター“アシ☆スタ”)

- ・電話 022-724-1212 ・住所 〒980-6107 仙台市青葉区中央一丁目3-1 AER7階
- ・ホームページ <https://www.siip.city.sendai.jp/>
- ・起業支援情報ポータルサイト <https://www.siip.city.sendai.jp/assista/>

主な支援メニュー

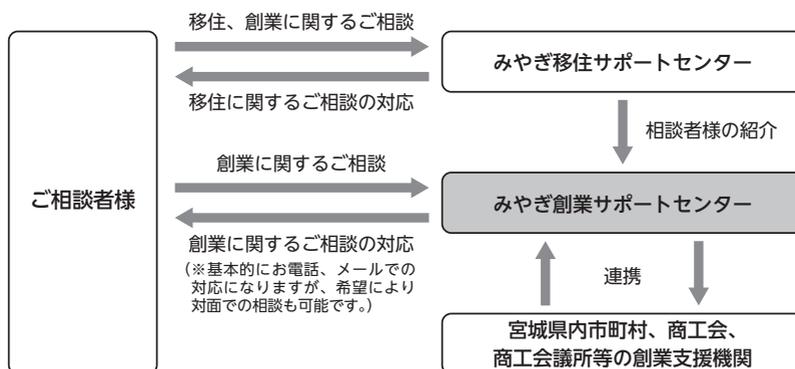
- ・起業支援（起業相談、起業家セミナー、交流サロン など）
- ・経営支援（経営相談、専門家派遣、経営支援セミナー など）
- ・販路開拓支援（地域産品販路開拓サポート、展示会等出展サポート）
- ・新事業展開・研究開発支援（新事業展開・研究開発のためのセミナー など）
- ・雇用支援（ジョブ・トライアル、中小企業魅力発見ツアー、雇用相談窓口 など）

■宮城県で、創業する方を全面的にサポートします。

みやぎ創業サポートセンター

「みやぎ創業サポートセンター」では、宮城県内での創業をお考えの皆様に、関係機関が連携して相談対応や情報提供を行っています。

ご相談の流れ



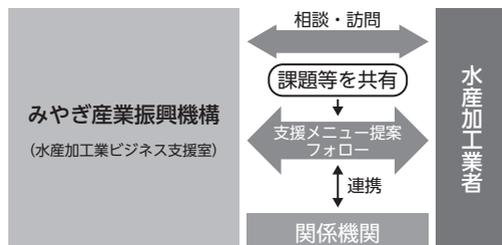
- ・電話 022-352-8850 ・メール info-web@miyagi-sogyo.jp
- ・ホームページ（みやぎ創業ガイド）<https://www.miyagi-sogyo.jp/>

みやぎ創業ガイドでは創業に関する補助金等の支援施策や創業セミナーのご案内、宮城県に移住し、創業している先輩起業家のインタビュー動画などを掲載しておりますので、是非ご覧ください。

水産加工業企業力強化支援

県内水産加工業者の課題に応じた様々な支援メニューの提案、定期的なフォローアップを行い、事業者に寄り添った「伴走型支援」を実施します。

1 支援体制



2 支援メニュー

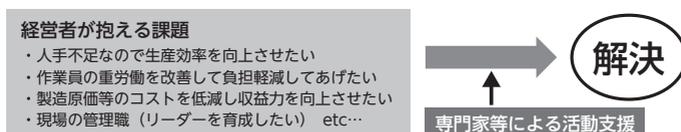
◆専門家派遣

・ 専門家を派遣し、指導・助言を行います。

例) 商品開発、HACCP取得、異物混入対策、5S (整理・整顿・清掃・清潔・躰) 支援、生産性改善、販路開拓… etc

◆生産性改善支援／新戦略導入支援

・ 企業の抱える課題に対する専門知識やノウハウを有する専門家等を派遣し、生産性向上や人材育成等の継続的支援を行います。



お問い合わせ・相談窓口

●公益財団法人みやぎ産業振興機構 水産加工業ビジネス支援室

- ・ 電話 022-225-6697
- ・ 住所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2 (宮城県商工振興センター3階)
- ・ ホームページ <https://www.joho-miyagi.or.jp/>

生産現場改善支援

県内ものづくり中小企業の生産現場における生産性改善の取組を強化するため、みやぎ産業振興機構が培った支援ノウハウを活かし、事業者に寄り添った「伴走型支援」を実施します。

支援内容

■相談支援専門員の訪問

- ・みやぎ産業振興機構の企業支援専門員が事業者を訪問し、生産現場改善に関する課題などを伺います。＜無料＞

■生産性改善支援

(1) 専門家派遣

- ・生産現場の改善に関する専門知識やノウハウ、豊富な実績を有する専門家等を派遣し、生産性の向上や現場改善の支援を行います。＜無料＞

(2) 定期的なフォローアップ

- ・生産現場改善に精通した企業支援専門員が定期的に訪問し、必要に応じて改善活動のアドバイスをを行います。＜無料＞

(3) 生産性向上設備導入等支援

- ・改善を進める上で必要な生産レイアウトの変更や小規模な設備の設置・改良等の経費を一部補助します。
 - 補助率 1/2以内
 - 補助限度額 75万円以内

■現場改善セミナー

- ・生産現場改善の事例等の紹介を通し、「改善とは何か」、「改善のポイント」などを学ぶことができるセミナーを開催します。＜無料＞

お問い合わせ・相談窓口

●公益財団法人みやぎ産業振興機構 生産改善支援室

- ・電話 022-225-6637
- ・住所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2 (宮城県商工振興センター3階)
- ・ホームページ <https://www.joho-miyagi.or.jp/>

宮城県よろず支援拠点

経営上のあらゆるお悩みに対応します。

■概要

よろず支援拠点は、国が全国47都道府県に設置した中小企業・小規模事業者の皆様のための経営相談所です。売上拡大、経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に無料で対応します。

宮城県よろず支援拠点では、チーフコーディネーター以下、弁護士、特定社会保険労務士をはじめ、豊富な支援経験と多様な専門性を持つコーディネーターが相談者のお話をじっくり伺い、適切な解決方法を提案します。

■ご利用の流れ

- ・連絡 まずはお気軽にお電話ください。(メールでもOK!)
- ・相談 事業の現状や経営上のお悩みをお聞きます。(秘密厳守)
- ・課題整理 ヒアリングで課題を整理し、解決すべき課題を見つけます。
- ・提案 クリアになった課題について優先順位を定め、解決策を提案します。
- ・フォローアップ 課題解決できるまで必要に応じて何度でも支援します。

■ご相談の例

- ・販路を開拓し、売上を伸ばしたいがその方法を教えて欲しい。
- ・必要な資金を借入れて資金繰りに余裕を持たせ、経営を改善したい。
- ・経営計画を策定したいが、計画の作り方についてアドバイスして欲しい。
- ・創業したい。創業をトータルで支援してほしい。
- ・ITを活用して経営力を向上させたい。
- ・問題、課題はたくさんあるがどこへ相談すれば良いのか教えて欲しい。 など

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県よろず支援拠点 サテライトオフィス上杉
 - ・電話 022-393-8044 ・FAX 022-393-8045
 - ・住所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目16-8 (プロスペール本田3階)
 - (実施主体：宮城県商工会連合会)

中小企業団体中央会

中小企業団体中央会は、中小企業組合等を会員として設立された団体で、中小企業の組織化を支援する唯一の専門機関です。

中央会では、中小企業組合の設立・運営に関する支援や任意グループ等の緩やかな連携組織の形成支援のために、経営・金融・経理・税務・法律・労働・情報化対策などについて、いつでも相談に応じています。

■主な中小企業組合の種類

・事業協同組合

4人以上の中小企業者が、生産・販売や新技術・新製品開発等を共同で行うことにより、経営の効率化や取引条件の改善等を図るための組合で、最も広く普及しています。

・企業組合

個人事業主や勤労者等が4人以上集まって組合の事業に従事することにより、組合自体が1つの会社のように事業活動を行う組合で、主婦や高齢者等による創業にも活用されています。

・協業組合

4人以上の中小企業者が、お互いの事業を統合することによって事業規模の適正化や設備の合理化を行い、生産性等の向上を図ることを目的とする組合です。

■中央会が行っている主な支援事業

・中小企業連携組織対策事業

組合等が抱えるさまざまな問題について、中央会指導員が無料で相談に応じます。より専門的な問題の解決のためには、弁護士・公認会計士・中小企業診断士などの専門家を活用し、アドバイスを受けたり研修会を開催することができます。(負担金が必要な場合があります。)

また、地域産業の実態に関する調査、情報誌等による組合関係情報の提供なども行っています。

- ・組合等の設立・運営に関する相談・支援
- ・新連携等組合以外の連携組織の形成支援
- ・小規模事業者の組織化促進
- ・中小企業の経営・労務・経理税務・法律等の相談

お問い合わせ・相談窓口

●宮城県中小企業団体中央会

- ・電話 022-222-5560
- ・メール miyagi.info@chuokai-miyagi.or.jp
- ・住所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2 宮城県商工振興センター1階
- ・ホームページ <http://www.m-chuokai.com/>

宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点

地域企業が必要とする経営課題の解決や攻めの経営への転換を実現するプロフェッショナル人材の採用を各種関係機関等と連携しサポートします。

採用後も経営者、人材の双方に対してフォローアップを行い、プロフェッショナル人材が企業で活躍できるよう支援します。

■プロフェッショナル人材事業とは？

地域に新たな質の高い雇用を生み出し、「ひと」と「しごと」の好循環を創出していくには、地域経済を支える企業が事業革新や新商品開発などの取組に積極的にチャレンジする「攻めの経営」への転換を図っていくことが不可欠です。

本事業では、宮城県にプロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、地域の関係機関と連携しながら、地域企業の「攻めの経営」への転換を後押しするとともに、それを実践していくプロフェッショナル人材の活用について、経営者の意欲を喚起し、人材紹介事業者等を通じてマッチングの実現をサポートします。

■プロフェッショナル人材とは？

新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材です。

■事業の流れ

1. 経営者の皆様との丁寧な対話を通じて、経営課題の解決や攻めの経営への転換をサポートします。
2. 経営課題の解決や攻めの経営への転換に必要なプロフェッショナル人材の活用について、マインド向上を図ってまいります。
3. 2で動機づけがなされた人材ニーズを人材紹介事業者へ取り繋ぐとともに、地域企業の経営者様からの相談等に対応します。
4. 採用後も経営者・人材双方に対してフォローアップを行います。

■経営課題の例

- ✓ 後継者がまだ若く、今すぐは事業を任せられない。
 - ✓ 商品の品質には自信があるが販路拡大方法が分からない。
 - ✓ 既存製品を超える新製品を打ち出したい。
- これらの課題をプロフェッショナル人材の活用により解決へ導きます。

お問い合わせ・相談窓口

●宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点

- ・電話 022-341-6033 ・FAX 022-772-0528
- ・住所 仙台市泉区明通2-2 宮城県産業技術総合センター2階（一般社団法人みやぎ工業会内）
- ・ホームページ <https://miyagi-projinzai.jp>

海外ビジネス相談窓口

宮城県国際ビジネス推進室では、県内企業の皆様に、県や国等関係機関が実施するさまざまな海外ビジネス支援サービスをご利用いただけるよう、各機関の支援情報を提供しています。

海外ビジネスを検討されている事業者の皆様はお気軽にお問い合わせください。

■海外ビジネス相談窓口

海外ビジネス展開について、どこに相談して良いのか分からない方は、まずはご相談ください。ご相談内容に応じ、県や各支援機関の支援施策をご案内します。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 国際ビジネス推進室 国際ビジネス推進第一班（宮城県庁14階）
 - ・電話 022-211-2962
 - ・メール gb1@pref.miyagi.lg.jp
 - ・ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaibiz/>

水産加工業者向けワンストップ相談窓口

販路の開拓や、生産性向上など、水産加工業者の経営等に関するご相談に対応する窓口を設置しています。

■相談方法

- ・電話、窓口でのご相談を承ります。
- ・相談内容に応じて各種公的支援制度などをご紹介します。
- ・より専門的な相談内容は、他の中小企業支援機関の専門家派遣制度等をご案内します。

■ご相談例

- ・経営の課題を整理したい／設備投資をしたい／経営に役立つ情報が欲しい
- ・水産加工品の販路拡大のための支援を受けたい
- ・委託加工を請け負ってくれる企業を教えて欲しい など

※詳しい内容は水産業振興課ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/suisanonestop.html>

■経営課題解決サポート

水産加工業者の実情に沿った、きめ細かな支援を目的として、関係機関と連携し、事業者の問題や課題に対する支援提案等、解決に向けた相談対応を行っています。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県水産林政部 水産業振興課 流通加工班（宮城県庁12階）
 - ・電話 022-211-2931
 - ・FAX 022-211-2939
 - ・メール suishinr@pref.miyagi.lg.jp
 - ・受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業 (グループ補助金)

東日本大震災により被災された中小企業者等から構成される「中小企業等グループ」が復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備等に要する費用の一部を補助します。ただし、事業者の責めに帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限ります。

■申請ができる中小企業等グループの要件

事業所等が、東日本大震災により甚大な被害を受けた市区町村に所在していた中小企業者等から構成されるグループで、下記のいずれかの機能を有するもの。

- ①サプライチェーン型
- ②経済・雇用効果大型
- ③地域に重要な企業集積型
- ④水産（食品）加工業型
- ⑤商店街型（※所在市町の同意が必要）

注意) いずれかの種類のグループで県の認定を受けた場合、補助金交付申請が行えます。

■補助の対象となる経費

中小企業等グループ及びその構成員の施設・設備で、東日本大震災により継続使用が困難になったもので、補助金交付決定後に復旧等に着手するものに係る経費。

○新分野事業

従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な場合には、従前の施設等への復旧に代えて、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組（新分野事業）の実施に係る費用についても補助対象とします。（これに付随する市場調査等のソフト面の経費も対象）

なお、新分野事業の補助上限額は、従前の施設等の原状復旧に要する経費に補助率を乗じた金額となります。

※被災施設等が未復旧の場合に限り、活用可能です。

「施設」…被災前に所有していた施設（建物）で、復興事業計画の実施に不可欠と認められるものの復旧・整備費

「設備」…被災前に所有していた設備（機械等）で、復興事業に係る事業の用に供するもののうち資産として計上するものの復旧・整備費

「宿舍整備のための事業」…宿舍及び備付けの設備に係る費用

「新商品・新サービス開発のための事業」…原材料費（試作に係るものに限る）、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家謝金、専門家旅費

「市場開拓調査事業」…委託費（マーケティング調査費等）

・県外に設置されるもの、賃貸を目的とするもの、土地、什器などは原則対象外

■補助率

3/4以内

お問い合わせ・相談窓口

- 【商店街型以外】宮城県経済商工観光部 企業復興支援室 企業復興支援班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2765 ・メール kifukuk@pref.miyagi.lg.jp
- 【商店街型】宮城県経済商工観光部 商工金融課 商業振興班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2746 ・メール syokokins@pref.miyagi.lg.jp
- 企業復興支援室ホームページ
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kifuku/>

中小企業等グループ設備等復旧整備資金貸付事業 (被災中小企業施設・設備整備支援事業)

東日本大震災、令和元年台風第19号等、令和3年福島県沖地震、令和4年福島県沖地震で適用された中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業などを活用し、復旧・復興を目指す中小企業者の方などに対し、公益財団法人みやぎ産業振興機構を通じて無利子で貸付を行うことにより、県内産業の復旧・復興を支援します。

■貸付対象者

- 1 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に係る復興事業計画の認定を受けた中小企業等グループ及び当該グループを構成する中小企業者
- 2 商工会・商工会連合会・商工会議所の施設復旧支援事業の交付決定を受けた中小企業団体
- 3 独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する仮設店舗、工場等に入居する中小企業者
- 4 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業（民設商業施設整備型）の交付決定を受けたまちづくり会社、協同組合及び商工会・商工会議所
- 5 中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業※令和3年福島県沖地震及び令和4年福島県沖地震グループ補助金）に係る補助金の交付決定を受けた事業者

※令和元年台風第19号等に係る貸付事業の対象者は1に限りです。

■貸付対象物件

- ・原則、資産計上される建物、構築物又は設備であって、審査にて認める物件。
- ・ただし、上記3に掲げる対象者の場合は、耐用年数が概ね10年以上のものであり、仮設工場等からの退去後も移転後の施設に移設すること等により、長期にわたり使用が見込まれる設備のみが対象。
- ・県外に設置されるもの、賃貸を目的とするもの、土地、什器、運転資金などは対象外。

■貸付金の概要

- 1 貸付限度額
 - (1) 東日本大震災、令和3年福島県沖地震及び令和4年福島県沖地震に係る貸付なし（審査で認められた額）。ただし、貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額の自己資金が必要。
 - (2) 令和元年台風第19号等に係る貸付補助金の補助対象経費に4分の1を乗じて得た額と5億円のいずれか少ない額に、補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税の額を加えた額を上限とし、自己資金を除いた額。
- 2 償還期間 20年以内（うち据置期間5年以内）であって、審査にて認める期間
- 3 金利 無利子
- 4 担保要件 物的担保：貸付対象物件等
人的担保：「経営者保証に関するガイドライン」に照らし必要と認められる場合は法人の代表者等

■ 審査

公益財団法人みやぎ産業振興機構、県、独立行政法人中小企業基盤整備機構の三者が協力して実施します。

審査の結果、ご要望に沿えない場合がございます。

お問い合わせ・相談窓口

- **公益財団法人みやぎ産業振興機構 金融支援課（貸付申込先）**
 - ・ 電話 022-225-6636
 - ・ メール gyomu@joho-miyagi.or.jp
 - ・ 住所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14番2号宮城県商工振興センター3階
- **宮城県経済商工観光部 企業復興支援室 企業復興支援班（宮城県庁14階）**
 - ・ 電話 022-211-2765
 - ・ メール kifukuk@pref.miyagi.lg.jp

小規模企業者に対する設備導入支援

公益財団法人みやぎ産業振興機構において、県内小規模企業者等の設備導入を支援するため、設備貸与事業を実施しています。

資金名	貸与対象者	貸与限度額	利率	貸与期間
設備貸与	常用従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）は5人）以下（特認を受けることができる場合には50人以下。）の創業者又は経営革新に取り組む者で、県税完納等の要件を満たす者。	100万円以上 1億円以下	（保証金） 金額等に応じて （損料） 1.1～1.9%程度	3年～10年以内 （うち据置期間1年以内）

※詳細は公益財団法人みやぎ産業振興機構へお問い合わせください。

お問い合わせ・相談窓口

- 公益財団法人みやぎ産業振興機構 産業経営支援部 金融支援課
- ・電話 022-225-6636 ・メール gyomu@joho-miyagi.or.jp

被災した中小企業向けの融資制度

3

融資制度など

東日本大震災で被害を受け、事業活動に支障をきたしている県内中小企業者の本格的な復旧・復興活動を支援するため、「みやぎ中小企業復興特別資金」を用意しています。

■融資対象者 ※新規融資は一部例外を除き沿岸部市町に限定されます。

- ・東日本大震災により被害を受けた県内の中小企業者で、次のいずれかに該当する方
- (1) 直接被害：施設・設備、事業用資産の損壊等が発生していること
→市町村長が発行する罹災証明書等（東日本大震災の被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの）の交付を受けた方
- (2) 間接被害：震災発生後の最近3か月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期に比して10%以上減少していること
→市町村長が発行する「東日本大震災復興緊急保証」の認定を受けた方

■融資条件

- (1) 融資限度額 8,000万円（運転資金・設備資金）
- (2) 融資利率 固定年1.5%
- (3) 償還期間 15年以内（据置3年以内）
- (4) 償還方法 原則月賦均等返済
- (5) 保証人・担保 保証人：原則として法人代表者以外不要 担保：必要に応じて徴求
- (6) 信用保証 信用保証協会の保証付き 保証料 年0.5%

■取扱期間

- ・令和7年3月31日（融資実行分）まで

■取扱金融機関

- ・県内に所在する銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫の本店及び支店

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 商工金融課 商工金融班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2744 ・メール syokokink@pref.miyagi.lg.jp

被災中小企業者対策資金利子補給事業

東日本大震災に係る県の制度融資を利用している中小企業者に対して利子補給を行うことで、負担を軽減し、早期の復旧・復興を支援します。

■対象となる中小企業者

- ・みやぎ中小企業復興特別資金を利用し、罹災証明書等の交付を受けている直接被災した事業者

■利子補給の概要

- 1 対象融資限度額 1企業 3,000万円以内
- 2 利子補給率 融資利率 年1.5%に相当する額
- 3 補給期間 借入日から3年間
- 4 補給回数 年2回 上期分（1～6月分）と下期分（7～12月分）
※ 利子補給金の合計額は、1企業135万円を上限とします。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 商工金融課 商工金融班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2744 ・メール syokokink@pref.miyagi.lg.jp

東日本大震災復興特別貸付

3

融資制度など

震災により直接又は間接被害を受けた中小企業者を対象とした政府系金融機関の融資制度です。

日本政策金融公庫は、東日本大震災により被害を受けた中小企業等を対象とした「東日本大震災復興特別貸付」を取り扱っています。

下記のリンクをご参照のうえ、詳しくは、日本政策金融公庫の支店窓口までお問い合わせください。

【東日本大震災復興特別貸付URL】

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/shinsaikashitsuke.html>

お問い合わせ・相談窓口

●日本政策金融公庫

- ・仙台支店 国民生活第一事業 0570-005843 (ナビダイヤル)
国民生活第二事業 0570-005864 (ナビダイヤル)
中小企業事業 022-223-8141
- ・石巻支店 国民生活事業 0570-006709 (ナビダイヤル)

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

商工会・商工会議所などの経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で日本政策金融公庫から融資を受けられる制度です。

日本政策金融公庫国民生活事業では、商工会・商工会議所などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる「マル経融資（小規模事業者経営改善資金）」を取り扱っています。

下記のリンクをご参照のうえ、詳しくは、最寄りの商工会・商工会議所までお問い合わせください。

【マル経融資（小規模事業者経営改善資金）URL】

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html

小規模企業共済による支援

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が事業を止めたり、退職した場合に備えて資金を準備しておく、いわば「経営者の退職金制度」です。

■加入できる方及び毎月の掛け金

常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）は5人以下）の個人事業主及び会社、企業組合、協業組合、農事組合法人等の役員の方々が加入できます。
なお、毎月の掛け金は1,000円から7万円（500円単位）の間で自由に選ぶことができます。

■共済金の受け取り

共済金は廃業時・退職時に受け取れます。満期はありません。

■共済金の貸付及び貸付条件

納付した掛金合計額の範囲内で事業資金等の貸付が受けられます（担保・保証人不要）。

お問い合わせ・相談窓口

●中小企業基盤整備機構 共済相談室

- ・電話 050-5541-7171
- ・最寄りの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、青色申告会及び取引金融機関などで加入申し込みができます。

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

中小企業基盤整備機構による「経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）」は万一取引先事業者が倒産し売掛金等の回収が困難になった場合、資金を借りられる制度です。

■加入できる方及び毎月の掛け金

引き続き1年以上事業を行っている中小企業者の方で法人、個人を問いません。また、企業組合や協業組合のほか、事業協同組合、商工組合等で共同生産、共同販売等の共同事業を行っている組合も加入できます。

なお、毎月の掛け金は5,000円から20万円（5,000円単位）の間で自由に選ぶことができます。

■共済金の貸付及び貸付条件

共済に加入後6か月以上を経過し、取引先事業者が倒産し売掛金債権等の回収が困難になった場合に貸付を受けることができます。貸付金額は、8,000万円を限度とし、共済掛金の10倍までとなります。また、貸付条件は、無担保、無保証で返還期間は、6か月の据置期間を含む5～7年間、毎月均等償還となります。

お問い合わせ・相談窓口

- ・最寄りの商工会議所、商工会、中小企業団体中央会及び取引金融機関などで加入申し込みができます。

宮城県産業復興相談センター

4

経営を継続するために

東日本大震災で被害を受けた事業者の復旧・復興に向けた支援を行います。

■事業の復旧・復興に関する助言、支援

東日本大震災により大きな被害を受けた事業者の、事業復旧を進めるにあたっての様々な経営相談、金融相談に応じます。

宮城県産業復興相談センターは、東日本大震災で甚大な被害を受けた事業者の復旧・復興に向けた支援を行うために設置された組織です。

■宮城県産業復興相談センターの支援対象

中小企業者のほか、小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者などを含めた幅広い事業者を対象に専門家が相談を受け付けます。

■宮城県産業復興相談センターの支援内容

事業の復旧・復興に向けた、復旧資金の借入、返済など金融面の相談をはじめ、様々な経営相談に対応し、経営改善や資金繰りに関する助言、支援制度の紹介や事業計画作成のサポートを行います。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県産業復興相談センター
 - ・電話 022-722-3858
 - ・住所 〒980-0802 仙台市青葉区二日町12-30（日本生命勾当台西ビル8階）

宮城県中小企業活性化協議会

経営の先行きに不安を感じている県内中小企業の再生を支援します。

■協議会の特徴・支援体制

宮城県中小企業活性化協議会は、産業競争力強化法に基づいて設置されている公的な機関です。収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジに向け、「中小企業の駆け込み寺」として企業再生の経験豊かな専門家が相談内容に応じたアドバイス等を行います。

■支援内容

- ・財務内容の悪化等により経営に支障が生じているものの、再生可能性のある中小企業者に対し、事業面・財務面の調査・分析や窮境原因の分析等を実施し事業再生計画の策定支援を行うとともに、取引金融機関に計画を提示し公正・中立な立場から金融調整を行います。
- ・規律ある経営体制の構築や持続的な成長、中長期的な企業価値の向上を目指し、収益力改善支援を通してガバナンス体制の整備を支援します。
- ・中小企業者が認定経営革新等支援機関に経営改善計画の策定を依頼する際の一部費用を補助し、経営改善への取組を支援します。

お問い合わせ・相談窓口

●宮城県中小企業活性化協議会

- ・電話 022-722-3872 ・メール saisei@rsc-m.jp
- ・住所 〒980-0802 仙台市青葉区二日町12-30（日本生命勾当台西ビル8階）
- ・ホームページ <https://www.joho-miyagi.or.jp/rsc-m/saiseikyoku/>

宮城県事業承継・引継ぎ支援センター

後継者問題や事業承継・引継ぎにお悩みの中小企業を支援します。

■センターの特徴・支援体制

宮城県事業承継・引継ぎ支援センターは、「後継者がいない」「事業の存続に不安がある」など、事業承継にお悩みの中小企業の経営者のご相談に対してアドバイスをを行う公的支援機関です。事業引継ぎに精通した専門家（弁護士、公認会計士等）が無料でお話を伺いますので、お気軽にご相談ください。

センターは国が運営する事業なので、安心してご相談いただけます。

また、センターは、宮城県内の中小企業者に限らず、県外からのご相談にも対応しています。

■支援内容

会社の状況や相談者の意向を伺い、専門家がアドバイスを行います。

具体的に事業の引継ぎや引受けを希望される場合は、相手先となる企業の候補者とのマッチングの可否を、金融機関等とともにサポートします。

お問い合わせ・相談窓口

●宮城県事業承継・引継ぎ支援センター

- ・電話 022-722-3884
- ・住所 〒980-0802 仙台市青葉区二日町12-30（日本生命勾当台西ビル8階）
- ・ホームページ <https://www.joho-miyagi.or.jp/hikitsugi-portal/>

事業承継・引継ぎ相談

宮城県事業承継ネットワーク（県内の商工会、商工会議所や金融機関の連携体制）による小規模・中小企業者の事業承継診断（ヒアリング）を行っております。

事業承継には次のような多くの課題があるため、早めに準備に取り組む必要があります。

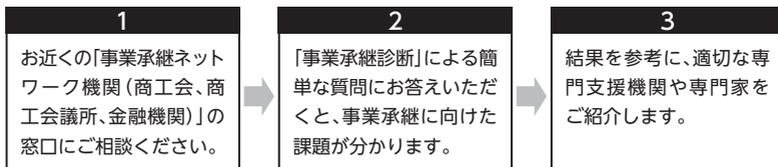
【事業承継の課題】

- 後継者の有無・選定・育成
- 親族等との調整
- 従業員・取引先・金融機関との事前調整
- 財産の承継（税負担への対応）
- 債務・保証・担保の承継 など

事業承継に関する課題を明らかにし、その課題解決のための相談先を紹介するため、県内の支援機関等でネットワークを構築し、60歳代以上の経営者を対象に「事業承継診断」（ヒアリング）を実施しております。

事業承継の準備をしたいけれど、どうしたらよいか分からない場合などお悩みの際は、お近くの商工会、商工会議所、金融機関にご相談ください。診断は無料です。

「事業承継診断」の流れ



お問い合わせ・相談窓口

●宮城県事業承継・引継ぎ支援センター

- ・電話 022-722-3884
- ・住所 〒980-0802 仙台市青葉区二日町12-30（日本生命勾当台西ビル8階）
- ・ホームページ <http://www.joho-miyagi.or.jp/hikitsugi-portal/>

事業承継税制・金融支援制度

事業承継に伴う非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予及び金融支援の認定申請を受け付けています。

4

経営を継続するために

■事業承継税制

後継者が非上場会社の株式（法人の場合）・事業用資産（個人事業者の場合）を先代経営者等から贈与・相続により取得した際、都道府県知事の認定を受けると、贈与税・相続税の納税が猶予され、後継者の死亡等により、猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

■金融支援制度

先代経営者の死亡や退任が原因となって、事業活動の継続について支障が生じている中小企業者等に対し、中小企業信用保険法の特例や日本政策金融公庫法の特例などの金融支援措置を講じます。

※認定を受けても必ず特例の対象となるわけではありません。信用保証協会等の審査があります。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 中小企業支援室 経営支援班（宮城県庁14階）
 - ・電話 022-211-2742
 - ・メール chukisik@pref.miyagi.lg.jp
 - ・ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/syoukei.html>

倒産防止（経営安定）特別相談室

中小企業の倒産防止のために、あらゆるご相談に応じています。

■ご相談はできるだけお早めに（ご相談の秘密は厳守します！）

「倒産防止（経営安定）特別相談室」は、倒産の恐れのある中小企業から事前に相談を受けて、経営的に見込みのある企業については関係機関の協力を得て再建の方途を講じます。ご相談を受けますと相談室では商工調停士を中心に、弁護士、税理士等専門スタッフが、相談者の経営・財務内容の把握と分析を行い倒産防止の方策を検討します。

■ご相談費用は無料です

ご相談についての費用はすべて無料です。ただし、民事再生、自己破産等の法律手続きを弁護士に委任するような場合は、相談者の負担となります。

お問い合わせ・相談窓口

●仙台商工会議所

・電話 022-265-8181 ・メール info@sendaicci.or.jp
・住所 〒980-8414 仙台市青葉区本町二丁目16-12

●石巻商工会議所

・電話 0225-22-0145 ・メール icci@ishinomaki.or.jp
・住所 〒986-0822 石巻市中央二丁目9-18

●宮城県商工会連合会

・電話 022-225-8751 ・メール miyagikenren@office.miyagi-fsci.or.jp
・住所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2 宮城県商工振興センター2階

中小企業 BC（事業継続）力向上支援事業

企業の事業継続に役立つ BCP（※）に意欲的に取り組む企業、団体などに対して、出前講座、セミナーなどを実施しています。

4

経営を継続するために

※ BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）

企業が自然災害やテロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合に、企業自体の存続や重要な事業の継続・早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や事業復旧方法・手順などを取り決めておく経営計画のこと。

■ BCP 出前講座（みやぎ出前講座メニュー）

県職員が訪問して、BCP の基礎的内容や、BCP の簡単な取り組み方などについて説明いたします。（本支援は、企業や団体の勉強会などの機会にご利用いただいています。）

費用：無料 ※会場の手配に係る費用については主催者側で負担願います。

■ 企業 BC セミナー / 個別相談会

「みやぎ企業 BCP 策定ガイドライン」を基に、BCP を作成するための講義・演習形式のセミナー並びに訓練体験セミナーを実施します。また、専門家による個別相談会も合わせて行います。セミナーの開催については県中小企業支援室ホームページ等でお知らせします。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/> → BCP（事業継続計画）

■ 『事業継続力強化計画』認定支援セミナー

「事業継続力強化計画」認定制度について、制度概要、防災・減災の計画策定、申請、認定までのセミナーを実施します。セミナーの開催については件中小企業支援室ホームページ等でお知らせします。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/> → BCP（事業継続計画）

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済工商観光部 中小企業支援室 経営支援班（宮城県庁14階）
・ 電話 022-211-2742 ・ メール chukisik@pref.miyagi.lg.jp

中小企業等BCP・事業継続力強化計画実践支援

4

経営を継続するために

県内の中小企業等を対象に、災害発生時等における中小企業等の事業継続及び地域住民との連携推進を目的として、BCP（※）・事業継続力強化計画の実践に必要な物品・設備等の導入にかかる費用を補助するもの。

※ BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）

企業が自然災害やテロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合に、企業自体の存続や重要な事業の継続・早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や事業復旧方法・手順などを取り決めておく経営計画のこと。

■補助対象者

県内に事業所を有する中小企業者、小規模企業者

■補助対象物品・設備等

本補助金では申請枠を2つ設けており、それぞれ補助対象となる物品・設備等は以下のとおりとなります。

申請枠	補助対象
備蓄枠	①非常食（水・食料等）、マスク、救急箱、簡易トイレ、毛布、簡易浄水器、段ボールベット等の購入費 ②備蓄倉庫等の整備費
設備枠	「事業継続力強化計画」（または「連携事業継続力強化計画」）及び「地域協力計画」の実践に必要な設備であること。

■募集時期 等

中小企業支援室ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/bcp-hojokin/bcp-hojokin.html>



お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 中小企業支援室 経営支援班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2742 ・メール chukisik@pref.miyagi.lg.jp

中小企業等共同化チャレンジ支援事業

将来の人口減少を見据え、複数の中小企業が共同で実施する経営効率化の実証的取組を支援します。

4

経営を継続するために

■趣旨

急激な人口減少に直面する地域では、人手不足に代表される経営資源の減少等により、地域の中小企業の事業が成り立たなくなることが予想されることから、今から人口減少に備えた取組を始める必要があります。

県では、地域の中小企業が事業継続を図るため、デジタル技術の活用をはじめとして、複数企業が実施する共同化・連携に向けた実証的な取組を支援します。

■対象事業者

複数の企業の共同化によって、経営効率化にチャレンジする中小企業等

■対象事業の例

- ①バックオフィス共同化の取組
- ②商品の共同開発や製造の取組
- ③共同販売・サービスの取組 など

■補助内容

- ・補助限度額 200万円
- ・補助率 2/3以内
- ・対象経費 共同化の検討に資するコンサルタント経費、人件費、試作品費

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 中小企業支援室 企画調整班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2745 ・メール chukisip@pref.miyagi.lg.jp

研究開発型ベンチャー企業への賃料補助

4

経営を継続するために

県内で起業又は新規事業展開等を図ろうとする方に対して、オフィス、ラボ等に係る賃料の一部を補助します。

■対象者

自社において研究開発・技術開発・商品開発等を行う創業・第二創業後10年以内の中小企業者又は入居後3年以内に事業化に係る法人を設立する計画のある個人で、県内で新たにオフィス等を開設する予定の方 など

■補助期間

交付決定の翌月から最長3年間

■補助率

賃料の2分の1

■補助上限額

5万円/月

■対象経費

県内の賃貸施設入居に係る賃料

※東北大学連携ビジネスインキュベータ（T-Biz）への入居を除く。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 新産業振興課 スタートアップ支援班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2779 ・メール shinsansu@pref.miyagi.lg.jp

地域企業の技術相談ワンストップ窓口

4

経営を継続するために

宮城県産業技術総合センター内のKCみやぎ技術相談ワンストップ窓口を通じて、「KCみやぎ推進ネットワーク」構成機関（※）が連携・協力し、地域企業の皆様の震災からの復旧や技術力向上、先端技術の実用化支援などの活動を積極的に推進しています。

※ネットワーク構成機関

石巻専修大学、一関工業高等専門学校、仙台高等専門学校、東北学院大学、東北工業大学、東北職業能力開発大学校、東北大学、東北文化学園大学、宮城教育大学、宮城大学、福島大学、山形大学国際事業化研究センター、産業技術総合研究所東北センター、（公財）岩手県南技術研究センター、（株）七十七銀行、（公財）仙台市産業振興事業団、仙台商工会議所、（株）日本政策金融公庫仙台支店、（株）三井住友銀行東北法人営業部、（一社）みやぎ工業会、（公財）みやぎ産業振興機構、宮城県の22機関

■技術相談ワンストップ対応

地域企業の皆様から寄せられた技術相談に対して、ネットワーク構成機関の連携のもと、ワンストップ体制で対応します。

■技術的課題解決の支援

学術機関の教員や県産業技術総合センターの職員等が、地域企業の皆様が抱える技術的課題の解決に向け、現地訪問も含めた対応により支援します。

■Web サイトでの情報提供

技術相談の流れ、イベント等の情報を提供しています。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/kc-miyagi.html>

お問い合わせ・相談窓口

〈技術相談に関すること〉

●KCみやぎ技術相談窓口

- ・電話 022-377-8700
- ・メール kc@pref.miyagi.lg.jp
- ・住所 〒981-3206 仙台市泉区明通2-2（宮城県産業技術総合センター内）

〈KCみやぎ推進ネットワークに関すること〉※技術相談を除く

- 宮城県経済商工観光部 新産業振興課 産学連携推進班（宮城県庁14階）
- ・電話 022-211-2721
- ・メール kc@pref.miyagi.lg.jp

復興に寄与する事業者を支援する税制優遇制度

復興特区法に基づき、特定復興産業集積区域内において復興推進事業を行う事業者の方に、税制面での優遇を行います。

■民間投資促進特区（ものづくり産業版）に基づく優遇制度

1 集積を図る業種及び区域

(1) 集積を図る業種

自動車関連、高度電子機械、食品関連、木材関連、医療・健康関連、クリーンエネルギー関連、航空宇宙関連及び船舶関連の8業種。

(2) 集積を図る区域（特定復興産業集積区域）

東日本大震災からの復興の状況を勘案し、産業集積の形成・活性化を図ることが特に必要な区域。

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町及び南三陸町（沿岸15市町の区域）。

※法改正に伴い、これまでの県内34市町村から上記沿岸15市町の一部に対象地域を重点化。

2 税制優遇の内容

(1) 国税関係 ※①、②は選択適用

①特別償却又は税額控除

特別償却		← 選択 →	税額控除	
機械装置	50% (45%)		機械装置	15% (14%)
建物・構築物	25% (23%)		建物・構築物	8% (7%)

※（ ）内は、令和7年度に取得等を行った場合。

②法人税特別控除（給与等支給額の10%、法人税額の20%が限度）

③研究開発税制（開発研究用資産の特別償却及び研究開発税制による税額控除）

(2) 地方税関係

県市町村条例に基づき、事業税、不動産取得税、固定資産税を減免

3 申請先

事業所の立地場所が仙台市、塩竈市の場合は、各市役所。それ以外の沿岸13市町の区域の場合は県地方振興事務所。

4 制度の終期

令和8年3月31日まで。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済工商観光部 産業立地推進課 企業立地基盤整備班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2733 ・メール sanritunb@pref.miyagi.lg.jp

製品等の放射線量の測定

工業製品の放射線風評被害に対応します。

4

経営を継続するために

■工業製品放射線関連風評被害対策事業

東京電力（株）福島第一原子力発電所事故の影響により、宮城県内企業が自社の製品の放射線測定を取引先から求められる事例があります。宮城県産業技術総合センターでは県内企業の工業製品等の放射線を測定する技術支援を実施しています。

- 測定機 ・ γ 線用 NaI シンチレーションサーベイメータ（空間線量率〔 μ Sv/h〕）
・ β 線用 GM サーベイメータ（表面汚染〔cpm〕）

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県産業技術総合センター 機械電子情報技術部（デバイス技術開発班）
 - ・電話 022-377-8700 ・メール soudan-itim@pref.miyagi.lg.jp
 - ・住所 〒981-3206 仙台市泉区明通2-2

インキュベーション施設の賃料補助

独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「東北大学連携ビジネスインキュベータ（略称「T-Biz」）に新たに入居する企業を対象に、入居賃料の一部を補助しています。

■補助対象者

宮城県内に事業所を有する者、又は施設退去後に県内に新たに事業所等を設置する計画を有する者。（大企業は除きます。）

■補助期間

3年

■補助金の額

- ・入居1年目……………月額500円/㎡
- ・入居2～3年目……………月額300円/㎡

■東北大学連携ビジネスインキュベータ（略称「T-Biz」）の概要

- ・所在地：仙台市青葉区荒巻字青葉6-6-40
- ・規模：地上5階建て、延床面積約2,482㎡

※入居に当たっては、独立行政法人中小企業基盤整備機構による審査があります。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 新産業振興課 スタートアップ支援班（宮城県庁14階）
 - ・電話 022-211-2779 ・メール shinsansu@pref.miyagi.lg.jp

水産業連携活動促進事業

4

経営を継続するために

売上が震災以前に回復していない水産加工業者等の経営安定化を図るため、経営課題の解決に向けて水産加工業者等が連携して取り組む活動に対して、専門家を派遣するなどの支援を行います。

■水産業連携活動促進事業

経営資源に限りがあり、個社単独では解決が難しい水産加工業者の経営課題の解決をサポートすることで、水産加工業者の経営の安定化等図ります。

1 対象者

県内に事業所を有する事業者が3者以上参加し、かつ、そのうち2者以上が県内に事業所を有する水産加工業者等

2 補助対象経費

(1) 専門家派遣支援

県の支援決定を受けた対象者が行う情報交換、経営研究、商品開発等の取組に対し、専門家派遣を行う。

(2) 企業連携活動促進支援

(1)の専門家の指導・助言に基づく課題解決に向けた活動経費（旅費、研究開発費、調査研究費、庁費、広告宣伝費等）の一部を補助する（希望する団体のみ）。

3 補助率

- (1) 専門家派遣支援……………県が実施（1団体当たり5回まで）
- (2) 企業連携活動促進支援……………1/2以内（1団体当たり100万円まで）

4 募集期間

令和6年5月2日（木）から令和6年6月28日（金）まで

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県水産林政部 水産業振興課 流通加工班（宮城県庁12階）
 - ・電話 022-211-2931
 - ・メール suishinr@pref.miyagi.lg.jp
 - ・住所 仙台市青葉区本町3丁目8番1号
 - ・ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/>

スタートアップ加速化支援事業（スタートアップ資金の補助）

創業及び第二創業の促進を通じて、雇用の創出や地域産業の再生を実現させ地域経済の活性化を図るとともに、地域課題の解決及びデジタル技術活用の促進を図ります。

5

創業・新たな事業展開のために

■事業概要

県内で創業・第二創業する方に対して、スタートアップ資金を補助します。

■対象者

県内に事業所を置いて創業又は第二創業しようとする方（創業又は第二創業後1年以内の方を含む）

※第二創業とは、これまで行ってきた事業とは異なる事業（「日本標準産業分類」の細分類により判断）を行うこと。

■補助限度額・補助率

【一般枠】補助限度額：年100万円×2か年度、補助率：1／2以内

【デジタル活用・DX推進枠】補助限度額：年250万円×2か年度、補助率：2／3以内

■補助対象経費

賃料、従業員の人件費、商品開発費、営業活動費など事業に要する経費

■採択件数

20者程度（一般枠：15者程度、デジタル活用・DX推進枠：5者程度）

■選定方法

県の中核的産業支援機関である公益財団法人みやぎ産業振興機構を補助事業実施機関として、外部委員を含めて設置する選定委員会によりビジネスプランの審査を行います。

お問い合わせ・相談窓口

●公益財団法人みやぎ産業振興機構 事業支援課

・電話 022-225-6697 ・メール soudan@joho-miyagi.or.jp

・住所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2（宮城県商工振興センター3階）

中小企業経営革新支援事業

5

創業・新たな事業展開のために

経営課題にチャレンジする中小企業の経営革新を全業種にわたって幅広く支援します。経営革新計画の承認を受けた事業者は、下記に掲げる支援策の利用を申請できます。

■中小企業等経営強化法による経営革新計画の承認

○対象者：中小企業、個人、組合及び連合会

○申請時期：随時

○経営革新計画の内容

事業者にとって新たな事業活動であって、以下の各類型を含むものが経営革新計画となります。

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入
- ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

■計画の承認により利用できる支援策

- ①信用保証の特例
 - ②政府系金融機関による低利融資制度
 - ③海外展開に伴う資金調達の支援措置
 - ④中小企業投資育成株式会社からの投資
 - ⑤起業支援ファンドからの投資
 - ⑥小規模企業者等設備貸与事業の優遇措置
 - ⑦特許関係料金減免制度
 - ⑧販路開拓コーディネート事業
 - ⑨新価値創造展（中小企業総合展）
 - ⑩高度化融資制度
 - ⑪宮城県独自の融資制度
・中小企業産業振興資金（新技術・新製品事業化資金）
 - ⑫食品等流通合理化促進機構による債務保証
- *実際の利用には、それぞれの支援機関等における審査が必要です。
あわせて、希望する支援策の相談窓口で相談してください。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 中小企業支援室 経営支援班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2742 ・メール chukisik@pref.miyagi.lg.jp

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

雇用機会が特に不足している地域（下記「指定地域」）の事業主が事業所の設置・整備を行い、併せてその地域に居住する求職者等を雇い入れる場合、設置整備費用及び対象労働者の増加数に応じて助成されます。（1年毎に最大3回支給。）

5

創業・新たな事業展開のために

■指定地域

同意雇用開発促進地域または過疎等雇用改善地域において、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域求職者の雇入れを行った場合に助成を行います。

*「同意雇用開発地域」…求職者に比べて雇用機会が著しく不足している地域を指します。

・宮城県は、県南地域（白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町）が指定されています。（指定期間は令和8年3月31日まで）

*「過疎等雇用改善地域」…若年層・壮年層の流出が著しい地域を指します。

・宮城県は、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、登米市（旧登米郡東和町・日本吉郡津山町の区域）、東松島市、七ヶ宿町、川崎町、丸森町、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大郷町、女川町、南三陸町が指定されています。（指定期間は令和7年3月31日まで）

■主な受給要件

○1回目の支給

1. 同意雇用開発促進地域または過疎等雇用改善地域内の事業所における施設・設備の設置・整備及び、地域に居住する求職者等の雇い入れに関する計画書を指定期間内に管轄するハローワーク（ハローワーク仙台管内分は宮城労働局職業安定部職業対策課助成金センター）の窓口を経由し労働局長に提出すること。
2. 事業の用に供する施設や設備を、計画日から完了日迄の期間内（最長18か月間）に設置・整備すること。
※助成対象となる設置・整備費用は1点20万円以上で、合計額が300万円以上の場合に限る。
3. 地域に居住する求職者等を計画日から完了日迄の期間内（最長18か月間）に常時雇用する雇用保険一般被保険者としてハローワーク等の紹介により3人（創業の場合は2人）以上雇い入れること。
※短期雇用特例被保険者および日雇い労働被保険者を除く。以下同じ。
4. 事業所における労働者（雇用保険一般被保険者）数の増加
設置・設備事業所における完了日における雇用保険一般被保険者数が、計画日の前日における数に比べ3人（創業の場合は2人）以上増加していること。

○2回目・3回目の支給

2回目および3回目の受給をするためには、雇用保険一般被保険者数の維持、支給対象労働者数の維持、支給対象労働者の職場定着等の要件を全て満たすことが必要です。

○支給額

下表に定める額を支給します。また、以下に該当する場合は、支給額の上乗せ等があります。

- ① 中小企業主の場合は、1回目の支給において支給額の1/2相当額が上乗せされます。
- ② 創業と認められる場合は、1回目の支給において下表括弧内の額が支給されます。

設置・整備費用	支給対象者の増加数（（ ）内は創業の場合のみ適用）			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円 (100万円)	80万円 (160万円)	150万円 (300万円)	300万円 (600万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円 (120万円)	100万円 (200万円)	200万円 (400万円)	400万円 (800万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円 (180万円)	150万円 (300万円)	300万円 (600万円)	600万円 (1,200万円)
5,000万円以上	120万円 (240万円)	200万円 (400万円)	400万円 (800万円)	800万円 (1,600万円)

○留意事項

このほかにも、創業として認められる要件、地域活性化雇用創造プロジェクト参加事業主に対する特例、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施地域寄附事業主に対する特例、特別措置（同意雇用開発促進地域における大規模雇用開発計画）に関する要件など、いくつかの支給要件があります。詳しくは下記の「お問い合わせ・相談窓口」又は、厚生労働省ホームページから「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）支給申請の手引」をダウンロードしてご確認ください。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城労働局 職業対策課 助成金センター
 - ・電話 022-299-8063
 - ・住所 〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎2階
- 又は各ハローワーク（公共職業安定所）

テック系スタートアップ・サポートコンソーシアム宮城

県では、テック系スタートアップの成長支援を産業政策の重要課題と位置付けて推進することとしており、産学官金連携による「テック系スタートアップ・サポートコンソーシアム宮城」（略称「テクスタ宮城」）を設置・運営し、地域全体で東北大学等発のスタートアップがこの地に定着し、成長できるよう支援していくこととしています。

5

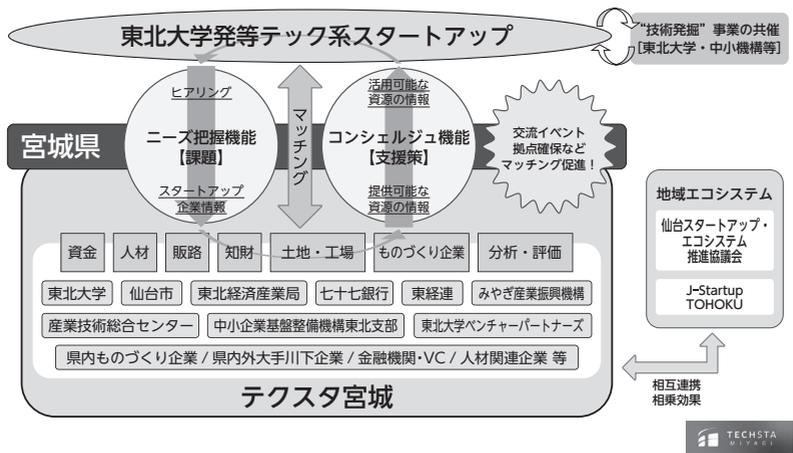
創業・新たな事業展開のために

■共にスタートアップ支援に協力いただく「テクスタ宮城構成員」及びテクスタ宮城による支援を希望する「スタートアップ企業」を募集しています。

※テック系とは…

主に、材料・素材、電子デバイス、エネルギー、航空宇宙、ライフサイエンスといった分野を想定しています。

テクスタ宮城の機能



お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 新産業振興課 スタートアップ支援班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2779 ・メール shinsansu@pref.miyagi.lg.jp

みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業（研究開発等事業）

県内由来の再生可能エネルギー活用等、県内の二酸化炭素の排出削減に資する先導的な取組に要する費用の一部を補助します。

■対象者

県内に事業所を置く法人その他の団体、個人事業者

■補助内容

県内由来の再生可能エネルギー活用等、二酸化炭素の排出削減に資する先導的な技術の研究開発・実証事業等の取組に要する経費の一部を補助します。

■補助率等

事業区分	内容	補助率	補助限度額
課題提示型	脱炭素燃料の利活用等に資する取組	2/3以内	1,000万円/年
自由提案型	上記によらない、事業者からの自由提案による取組	1/2以内	500万円/年

■補助事業期間

2年以内

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班（宮城県庁13階）
・電話 022-211-2664 ・メール kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

農林水産業と商工業が連携した取組に対する支援

中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して新商品・新サービスの開発などを行う場合に、専門家のアドバイスや試作品開発に係る補助など総合的に支援します。

5

創業・新たな事業展開のために

A：農商工等連携促進法^{※1}に基づく支援

■対象となる方

- ①連携して新事業展開に取り組む中小企業者と農林漁業者
- ②農商工等連携に対し指導・助言等の支援を行う一定の要件を満たす一般社団・財団法人又はNPO法人

■支援内容

農商工等連携促進法に基づき、事業計画・支援事業計画を策定し、国の認定を受けると、次の支援を受けることができます。

○個別の支援施策ごとに審査や確認が必要となる場合があります。

- ①連携して新事業展開に取り組む中小企業者と農林漁業者への支援
 - (1) マーケティング等の専門家による支援
 - (2) 政府系金融機関による融資制度
信用保証の特例
 - (3) 食品流通構造改善促進機構による債務保証等
 - (4) 農業改良資金融通法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例
- ②農商工連携に対し指導・助言等の支援を行う一般社団・財団法人、NPO法人等への支援
信用保証協会の信用保証の特例

※1 この法律の正式名称は「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」です。

B：農山漁村発イノベーション（6次産業化等）に向けた施設整備等に対する支援（農山漁村振興交付金）

■支援内容

①対象となる方

- (1) 6次産業化・地産地消法^{※2}に基づく総合化事業計画又は農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた農林漁業者団体
- (2) 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた中小企業者

②事業内容等

農山漁村発イノベーション（6次産業化等）に取り組む場合に必要となる、加工・販売施設等の整備に対して支援（補助）を行います。

○補助率：3/10以内^{※3} 【交付限度額：原則1億円】

○事業期間：1年間

- ※2 この法律の正式名称は「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」です。
- ※3 中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」や農山漁村発イノベーションに係る市町村戦略に基づき行う場合及び障害者等の雇用を行う取組は1/2以内となります。

お問い合わせ・相談窓口

A：東北経済産業局 産業部 経営支援課 地域ブランド連携推進室

- ・電話 022-221-4923
- ・住所 〒980-8403 仙台市青葉区本町三丁目3-1

A：独立行政法人中小企業基盤整備機構 東北本部 経営支援部 支援推進課

- ・電話 022-399-9031
- ・住所 〒980-0811 仙台市青葉区一番町四丁目6-1（仙台第一生命タワービル6階）

B：東北農政局 農村振興部 都市農村交流課

- ・電話 022-263-1111（内線4052）
- ・住所 〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目3-1 仙台合同庁舎A棟

B：宮城県農政部 農山漁村なりわい課 6次産業化支援班（宮城県庁10階）

- ・電話 022-211-2242 ・メール nariwai-6@pref.miyagi.lg.jp
- ・住所 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1

農業に参入したい

農地法改正によりリース方式による参入が可能となるなど、要件が緩和されたことなどから、一般法人の農業参入が進んでいます。

県では、地域の新たな担い手として期待しており、市町村等と連携しながら企業の農業参入をお手伝いしています。

5

創業・新たな事業展開のために

■農業経営を行いたい

1 農地を使用する場合

○今の法人形態のままで農業に参入

法人が農地法等の許可を受けて、農地を借り入れることは可能です。ただし、農地所有適格法人以外の法人が農地を借り入れる場合は、以下の要件を満たす必要があります。

なお、農地所有適格法人以外の法人が農地を買い入れることはできません。

- ・ 貸借契約に解除条件が付されていること。
- ・ 地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと。
- ・ 役員又は重要な使用人のうち、1人以上が耕作等に常時従事すること。

○農地所有適格法人等を設立して農業に参入

農地所有適格法人であれば、農地を買い入れることも可能です。

※農地の権利取得に必要な基本的な要件（個人と共通）

- ・ 農地の全てを効率的に利用すること。
- ・ 周辺の農地利用に支障がないこと。

なお、個人の場合は、上記に加え、必要な農作業に常時従事することが必要です。

2 農地を使用しない場合

農地を使用しないで、例えば、肉用牛の肥育、養豚、養鶏、非農地での養液栽培等を行うことは、今の法人形態のままでも可能です。

なお、農地を使用していないので、農地法の制限はありません。

■農作業の受託を行いたい

農作業の受託、例えば、水稻の場合は耕起・代かき、田植、稲刈り・脱穀等、麦・大豆の場合は耕起・整地、播種、収穫等の農作業を農業者から受託することは、今の法人形態のままでも可能です。

なお、農地法の制限はありません。

お問い合わせ・相談窓口

県庁相談窓口

- 宮城県農政部 農業振興課 先進的経営体支援班（宮城県庁10階）
・ 電話 022-211-2833 ・ メール nosinp@pref.miyagi.lg.jp

地方相談窓口

- 各地方振興事務所農業振興部

アグリビジネスの支援

5

創業・新たな事業展開のために

公益財団法人みやぎ産業振興機構内にアグリビジネスを実践的にサポートできる機能を整備し、各種機関と連携しながら経営体の組織力強化や収益力向上など、きめの細かい支援を行っています。

【農業におけるビジネス・経営に関する相談受付】

(公財)みやぎ産業振興機構(アグリビジネス支援室)では、農業法人等からの人材育成、生産性向上、財務・労務管理、販路開拓など、ビジネスや経営上の課題に関する相談を受け付け、下記の支援事業から最適な事業を選んで提案します。

相談及び各支援事業は原則的に無料です(一部の事業は低額の負担金を頂きます)。まずは、下記連絡先に電話にてお気軽にご相談ください。

1 (公財)みやぎ産業振興機構のアグリビジネス支援事業

(1) 機構職員による現地訪問支援

アグリビジネスに意欲ある農業者を対象に、(公財)みやぎ産業振興機構アグリビジネス支援コーディネーターやアグリビジネス支援室職員による現地面談とコーディネートを通して事業プランの具体化や経営課題の解決へ向けた支援を行います。

(2) アグリビジネスステージアップ専門家派遣支援

新たな事業展開を考えている農業法人等を対象に、現在の経営課題や経営展開戦略について、(公財)みやぎ産業振興機構に登録しているアグリビジネスや中小企業支援の専門家の中から最適な専門家を派遣し、助言・ディスカッションを通じて、事業の成功に必要な課題解決に向けた助言と「儲かる仕組みづくり」を支援します。

支援テーマの例としては、組織活性、人材育成、財務及び労務管理、事業承継、商品開発、衛生管理の構築、生産改善等があります。

(3) アグリビジネス生産性向上支援

多様化する農業法人等の課題を解決し、生産性の向上と組織力強化を実現するため、生産現場改善の支援事業と外部専門家を活用したオーダーメイド型の伴走支援を行います。

(4) 農産物販売ビジネス支援

販売拡大を目指すアグリビジネス経営体に対して、農産物や農産加工品の販売に向けたアドバイスや、展示商談会への出展支援、販路開拓に向けたマッチングを支援します。

また、通信販売(ECサイト)を活用した販売強化を支援します。

(5) アグリビジネス講座開催

経営管理能力や組織力の強化を必要とするアグリビジネス経営体等に対して、各種講座を開催し、必要となる知識習得等を支援します。

○次世代トップリーダー養成講座

経営管理に必要な知識の習得、事業計画の策定やブラッシュアップを図り、次世代の経営者を養成します。

○社員ビジネス講座（中堅社員編）

近い将来、トップリーダーを担う社員等を対象に、トップリーダー講座につながる内容の研修を実施します。

○社員ビジネス講座（若手社員編）

入社3年目までの社員を対象にビジネスマナーやコミュニケーション力等の基礎力の習得を支援することで、若手職員の育成を図ります。

○現状を変革するアグリビジネスプラン講座

将来、あらたなアグリビジネスや新部門に取り組む計画がある経営体を対象に、事業計画の構築に必要な知識を学ぶ講座を開催します。

2 アグリビジネス支援に係る県の施設整備事業

(1) フードバリューチェーン構築基盤整備事業

農業産出額の増大や質の高い雇用の増大を目的として、農業を営むものが生産活動の効率を高めながら商品に付加価値を付けるのに必要な機械・施設整備等に対して、一定の条件のもと補助を行います。

補助率：1/2以内 補助限度額：3,000万円 採択件数：1件程度

(2) 大規模園芸経営体育成事業

宮城の園芸を牽引する大規模園芸経営体育成を目的として、規模拡大や新規品目への取組に必要な機械・施設整備等に対して、一定の条件のもと補助を行います。

補助率：1/2以内 補助限度額：6,000万円 採択件数：2件程度

お問い合わせ・相談窓口

- 公益財団法人みやぎ産業振興機構 アグリビジネス支援室
 - ・電話 022-225-6697
 - ・メール soudan@joho-miyagi.or.jp
 - ・住所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター3階
- 宮城県農政部 農業振興課 先進的経営体支援班（宮城県庁10階）
 - ・電話 022-211-2833
 - ・メール nosinp@pref.miyagi.lg.jp
- 宮城県農政部 園芸推進課 先進的園芸推進班（宮城県庁10階）
 - ・電話 022-211-2723
 - ・メール engei-senshin@pref.miyagi.lg.jp

地域未来投資促進法による支援措置

宮城県において、地域未来投資促進法に基づき、「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた方は、地域未来投資促進税制などの支援措置を受けることができます。

■対象者

県と市町村が作成した「基本計画」で指定された区域に該当し、それぞれの承認要件を満たす必要があります（詳しくは窓口までお問い合わせください）。

【宮城県の基本計画】

- ・宮城県基本計画
（地域の特性を活用した成長ものづくり産業、物流関連産業、農林水産・食品関連産業、情報通信関連産業、環境・エネルギー関連産業、観光産業）
- ・宮城県涌谷町農林水産・食品関連産業基本計画
（地域の特性を活用した農林水産・食品関連産業）
- ・宮城県大郷町基本計画
（地域の特性を活用したスポーツ振興、農業振興、観光振興に関する産業）

■支援措置

○税制による支援措置

- ・国税の特例（地域未来投資促進税制）

県から承認を受けた事業者のうち、国の確認を受けた事業者については、税額控除又は特別償却により法人税が軽減されます。

対象設備等により軽減される割合が異なりますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。

- ・固定資産税の減免

各市町村で取扱いが異なりますので、直接お問い合わせください。

○規制の特例措置等

- ・農地転用許可等の手続きに関する配慮
- ・市街化調整区域の開発許可の手続きに関する配慮 等

※上記以外にも各種支援措置があります。詳しくは経済産業省ホームページをご覧ください。

お問い合わせ・相談窓口

（成長ものづくり産業・物流産業）

宮城県経済商工観光部 産業立地推進課 企業立地基盤整備班（宮城県庁14階）

・電話 022-211-2733 ・メール sanritunb@pref.miyagi.lg.jp

（農林水産・食品関連産業）宮城県農政部 農業政策室 企画班（宮城県庁10階）

・電話 022-211-2963 ・メール noseise-k@pref.miyagi.lg.jp

（観光産業）宮城県経済商工観光部 観光戦略課 観光政策班（宮城県庁14階）

・電話 022-211-2823 ・メール kankoup@pref.miyagi.lg.jp

（環境・エネルギー関連産業）宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班（宮城県庁13階）

・電話 022-211-2664 ・メール kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

（情報通信関連産業）宮城県企画部 産業デジタル推進課 産業デジタル推進第二班（宮城県庁3階）

・電話 022-211-2479 ・メール sandigi2@pref.miyagi.lg.jp

エンジェル税制

個人投資家は一定の要件を満たすベンチャー企業に投資した場合、投資時点、株式売却時点のそれぞれの時点において、税制上の優遇措置を受けることができます。

5

創業・新たな事業展開のために

■エンジェル税制の概要

エンジェル税制とは、ベンチャー企業への投資を促進するためにベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対して税制上の優遇措置を行う制度です。

ベンチャー企業に対して、個人投資家が投資を行った場合、投資時点と、売却時点のいずれの時点でも税制上の優遇措置を受けることができます。

また、民法組合・投資事業有限責任組合経由の投資についても、直接投資と同様に本税制の対象となります。

■エンジェル税制を利用するには

エンジェル税制を利用するためには、まず、ベンチャー企業が都道府県へエンジェル税制適用対象企業であること、投資が行われたこと等の確認申請を行います。申請を受けた都道府県は、確認後、ベンチャー企業へ『確認書』を交付します。ベンチャー企業はこの確認書を個人投資家へ提出し、個人投資家が確認書を確定申告の際に税務署へ提出して手続きが完了します。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 中小企業支援室 企画調整班（宮城県庁14階）
 - ・電話 022-211-2745
 - ・メール chukisip@pref.miyagi.lg.jp
 - ・ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/angel.html>

みやぎ中小企業チャレンジ応援基金

5

創業・新たな事業展開のために

宮城県と（独）中小企業基盤整備機構、（公財）みやぎ産業振興機構、（株）七十七銀行との共同により、みやぎ産業振興機構に基金を造成し、創業や中小企業等の新事業創出を支援する助成事業を実施します。

■対象事業

地域資源（農林水産品、歴史、文化、鉱工業品、産地技術、人材等）や優れたビジネスアイデア等を活用し、新商品や新サービスの開発を行う事業

■助成対象者

- (1) 宮城県内において助成金の募集開始日以降6ヶ月以内に創業を行う者
- (2) 宮城県内に主たる事業所等を有する中小企業者及び中小企業者のグループ
- (3) 宮城県内に主たる事業所等を有するNPO法人等

■助成率等

- (1) 一般型
助成率：対象経費の2/3以内
助成限度額：200万円以内
- (2) 技術志向型
助成率：対象経費の1/2以内
助成限度額：300万円以内

■助成対象経費

謝金、旅費、研究開発費、委託費、事務費

※消費税及び申請者の役員・社員等の人件費等は助成対象となりません。

お問い合わせ・相談窓口

●公益財団法人みやぎ産業振興機構 事業支援課

- ・電話 022-225-6697
- ・メール soudan@joho-miyagi.or.jp
- ・住所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2（宮城県商工振興センター3階）

ステージアップ支援事業

公益財団法人みやぎ産業振興機構では、「事業拡大」「経営安定化」「経営課題解決」を目指す次世代を担う中小企業者を3つのステージで伴走型支援します。

5

創業・新たな事業展開のために

■ステージアッププロジェクト

優れた技術・製品等を生かして事業拡大を目指す県内中小企業者を対象に、機構職員・大手企業役員経験者等で編成した支援チームと共に目標を設定し実行計画を立案。機構の有する支援メニュー等をフル活用し、2年間集中的に「事業拡大」を支援します。

■マネジメント強化

大手企業役員経験者等と支援チームを編成し、経営の実践を通じて人材育成や経営基盤の改善サイクルを廻し、「経営安定化」を支援します。

■一般経営相談

多種多様な経営相談に専門的知識を有する登録専門家や機構職員がアドバイスし、「経営課題の解決」を支援します。

■ステージアッププロジェクト支援補助金

上記、ステージアッププロジェクトに採択された県内中小企業者等が、本県をリードする中核企業への躍進を支援するため、企業の底上げや成長に必要な企業課題等を解決する取組みに対し、経費の一部を補助します。

お問い合わせ・相談窓口

- 公益財団法人みやぎ産業振興機構 事業支援課
- ・電話 022-225-6697 ・メール soudan@joho-miyagi.or.jp
- ・住所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2（宮城県商工振興センター3階）

中小企業等デジタル化支援事業

中小企業等のデジタル化に向けた底上げを図るため、アドバイザー派遣、新たなデジタル化に取り組むための費用の一部を補助します。

■ デジタル化支援事業

(1) アドバイザー派遣

・デジタル化をどのように進めたら良いかわからない方や、(2)の補助金の活用に向けて助言を受けたい方へアドバイザーを派遣いたします。

(2) システム構築、機器導入等補助金

【メニュー（予定）】

通常 枠：デジタル化の取組を支援するもの。

発展・展開 枠：過去に当補助金を活用した事業者が行う、より高度な取組や、他業務へのデジタル技術の導入を支援するもの。

共同化 枠：複数事業者によるデジタル技術を用いた共同化の取組を支援するもの。

【対象者】

・中小企業、小規模事業者の中で県内に本店を有する法人又は県内に住所を有する個人事業主（※各種条件有。詳細は随時下記ホームページをご覧ください。）

【事業内容】

- ・補助率：通常枠、発展・展開枠……1/2以内
共同化枠……2/3以内
- ・補助限度額：通常枠、発展・展開枠……500千円～2,500千円
共同化枠……500千円～5,000千円
- ・補助対象経費：① デジタル化に係るシステム構築費、システム運用関連費
② ①の実施に必要な機器等整備費、専門家経費 等

【募集時期】

中小企業支援室ホームページをご覧ください。

(URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/r6digital-shien.html>)



お問い合わせ・相談窓口

● 公益財団法人みやぎ産業振興機構 情報企画課

・電話 022-225-6639

・住所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2（宮城県商工振興センター3階）

デジタル施策ポータルサイト (OPEN INNOVATION みやぎ)

企業のデジタル化・DXに関する情報・支援制度を掲載しています。
 県、国、団体等からの補助金やイベント開催等の情報を収集できるほか、県内IT企業の検索ができますので、ぜひご活用ください。

・ホームページ <https://ictdb.pref.miyagi.jp/>



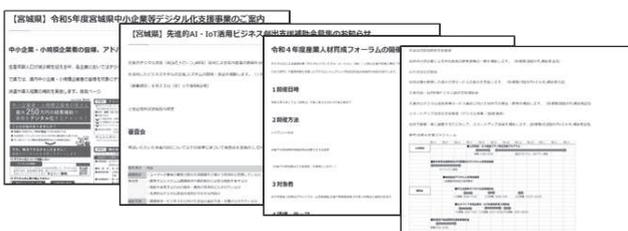
5 創業・新たな事業展開のために

～デジタル化・DXに向けた支援制度やイベントなどの情報収集に～

お知らせ一覧



補助事業・イベント案内



～県内 IT 企業などデジタル化・DX のパートナー探しに～

目的に応じて検索

検索結果

企業ページ



お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県企画部 産業デジタル推進課 産業デジタル推進第二班 (宮城県庁 3 階)
 - ・電話 022-211-2479
 - ・メール sandigi2@pref.miyagi.lg.jp
 - ・ホームページ <https://ictdb.pref.miyagi.jp/>

情報通信関連事業所の立地を支援する奨励金制度

情報通信関連事業所を新設する企業の方に奨励金を交付する制度です。

■情報通信関連企業立地促進奨励金

○交付対象（情報通信関連事業所のうち）

- ①ソフトウェア業又は知事が適当と認めるこれに類する業を行う事業所のうち、開発拠点又は本社等に該当するもの。
- ②事務業務オフィス（バックオフィス、BPO オフィスなど（コールセンターは除く。））

○交付額

①投下固定資産等奨励金（初年度のみ） ※交付対象②を除く

投下固定資産相当額（※）が1,000万円（仙台市を除く市町村：150万円）を超える場合、対象となる事業所の開設日の翌年の1月1日現在における投下固定資産額と、開設日から起算して1年間の土地、建物、設備機器賃借料の合計額それぞれに対して、下表の交付率を乗じた金額の合計額

※投下固定資産相当額：開設日の翌年の1月1日現在の固定資産評価額（家屋及び償却資産。）並びに5年間の土地賃借料、建物賃借料及び設備機器賃借料の合計額

区分	奨励金交付率		奨励金 交付限度額
	投下固定資産額	賃借料	
開発拠点	1/10	1/3	1,000万円
本社等	1/10	1/10	1,000万円
本社等+開発拠点	1/10+1/10	1/3+1/10	2,000万円

②雇用奨励金（3年間）

交付対象	雇用者数	奨励金額	交付限度額
開発拠点 又は本社等	5人以上 (仙台市を除く市町村:3人以上)	1人につき30万円（新規雇用者が県内教育機関の新卒者である場合は60万円）	1,000万円×3年
事務業務 オフィス	10人以上 (仙台市を除く市町村:5人以上)	1人につき30万円（雇用期間の定めのある労働者の場合は15万円）	500万円×3年

※開設日から3年間、各年度において雇用者の増加分に応じ交付する。

※雇用者は、県内に住所を有し、雇用保険に加入している者などに限る。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県企画部 産業デジタル推進課 産業デジタル推進第二班（宮城県庁3階）
- ・電話 022-211-2479 ・メール sandigi2@pref.miyagi.lg.jp

工場の立地・増設を支援する奨励金・給付金制度

県内に工場等を新設又は増設した企業に奨励金を交付します。

■みやぎ企業立地奨励金

○交付対象企業

次の要件をいずれも満たすことが必要です。

○投下固定資産額（土地を除く、建物及び償却資産等）が1億円以上
（本社整備の場合は1,000万円以上）

※「投下固定資産額」は、取得価格ではなく固定資産税の課税標準額になります。

※建物や償却資産等の賃借料の一部（1年目の賃借料の1/3）を投下固定資産額の算定に含めることができます。

○工場等の新設又は増設に伴う新規雇用者（雇用期間の定めのない者に限る）が3人以上

○工場建設の着手30日前までの申請が必要です。なお、申請に当たっては事前のご相談をお願いいたします。

≪奨励金交付額算定基準≫

【表1】工場等（製造業に係る工場又は研究所に限る）を新設する場合

	投下固定資産額	新規雇用者数	奨励金交付率		交付限度額
①	100億円以上	300人以上	投下固定資産額×	10%	40億円
②	50億円以上	100人以上	投下固定資産額×	10%	20億円
③	20億円以上	50人以上	投下固定資産額×	7%	7億円
④	1億円以上	20人以上	投下固定資産額×	5%	5億円
⑤	1億円以上	3人以上	投下固定資産額×	3%	3億円

【表2】工場等（製造業に係る工場又は研究所に限る）を増設する場合（※1）

	投下固定資産額	新規雇用者数	奨励金交付率		交付限度額
①	50億円以上	100人以上	投下固定資産額×	5%	5億円
②	20億円以上	50人以上	投下固定資産額×	3.5%	3億円
③	1億円以上	20人以上	投下固定資産額×	2.5%	2億円
④	1億円以上	3人以上	投下固定資産額×	1.5%	1億円

※1 建物の拡張を伴い、その部分の延べ面積が3,000㎡未満の場合

【表3】工場等（製造業に係る工場又は研究所に限る）を大規模増設する場合（※2）

	投下固定資産額	新規雇用者数	奨励金交付率		交付限度額
①	100億円以上	300人以上	投下固定資産額×	10%	20億円
②	50億円以上	100人以上	投下固定資産額×	10%	10億円
③	20億円以上	50人以上	投下固定資産額×	7%	3.5億円
④	1億円以上	20人以上	投下固定資産額×	5%	2.5億円
⑤	1億円以上	3人以上	投下固定資産額×	3%	1.5億円

※2 建物の拡張を伴い、その部分の延べ面積が3,000㎡以上の場合

【表4】製造業に係る本社(事務所、研究所及び研修所)を新設、増設又は大規模増設する場合(※3)

	投下固定資産額	新規雇用者数	奨励金交付率		交付限度額
①	0.1億円以上	5人以上	投下固定資産額×	5%	1億円

※3 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受け、かつ表1～3が適用とならない場合に限り
ます。

○交付率加算制度

下記の項目に該当する場合はそれぞれ交付率を2%加算します。なお、交付率の加算は表1～3のみ適用され、表4については交付率の加算はありません。

- ①本社機能加算(2%加算)…地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた製造業に係る本社等(事務所、研究所及び研修所)の整備を伴う場合(県内へ新たに整備する場合に限る)
- ②過疎地域加算(2%加算)…過疎法に定める過疎地域に立地した場合

○交付時期

操業開始年の翌年の4月以降になります。

■原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金

○交付対象地域

石巻市の一部(旧石巻市、旧河北町、旧雄勝町、旧牡鹿町)、女川町

○交付対象要件

次のすべてに該当すること。

- イ 企業立地 新設：電力会社との受給契約に基づき電気の供給を開始していること。
増設：電力会社との変更契約等に基づき契約電力が増加していること。
(ただし、電気の契約形態が臨時的なものでないこと。)
- ロ 電気料金 電気料金の支払いを終えていること。
- ハ 雇用 雇用保険の一般被保険者が3人以上増加すること。
- ニ 対象事業 製造業及び自治体が定める企業立地促進条例等の対象業種に属する事業。

○交付額

一定の算定方法により、支払電気料金の約20%から40%相当を交付する。

また、製造業等で一定の要件を満たす場合は、特例加算として、地域及び雇用者数に応じた加算を受けることができる。

○期間

初回申請時より概ね8年間

○申請時期

4月上旬(上期:4月～9月)、10月上旬(下期:10月～3月)

○申請先

一般財団法人電源地域振興センター

お問い合わせ・相談窓口

●宮城県経済商工観光部 産業立地推進課(宮城県庁14階)

企業誘致第一班(高度電子機械関連産業、健康・医療関連産業等)

企業誘致第二班(自動車関連産業、食品関連産業等)

企業誘致第三班(半導体関連産業)

・電話 022-211-2734 ・メール sanritu-ka@pref.miyagi.lg.jp

・ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanritu/>

放射光関連事業所の立地を支援する奨励金制度

放射光関連事業所を新設する企業の方に奨励金を交付する制度です。

■放射光関連企業立地促進奨励金

○交付対象（放射光関連事業所のうち）

- ①新たに県内に放射光施設ナノテラスを利用する研究開発拠点を開設する企業（製造業、自然科学研究所等）
- ②新たに県内に放射光施設ナノテラスの利活用に資する事業を行うオフィスを開設する企業（商品検査業、非破壊検査業等）

○交付額

- ①投下固定資産等奨励金（初年度のみ）※交付対象②を除く

投下固定資産相当額（※）が1,000万円（仙台市を除く市町村：150万円）を超える場合、対象となる事業所の開設日の翌年の1月1日現在における新規投下固定資産額と、開設日から起算して1年間の土地、建物、設備機器賃借料の合計額それぞれに対して、下表の交付率を乗じた金額の合計額

※投下固定資産相当額：開設日の翌年の1月1日現在の固定資産評価額（家屋及び償却資産。）並びに5年間の土地賃借料、建物賃借料及び設備機器賃借料の合計額

奨励金交付率		奨励金 交付限度額
投下固定資産額	賃借料	
1/10	1/3	1,000万円

②雇用奨励金

新設日から3年間、各年度において雇用者の増加に応じ追加交付

※雇用者は、県内に住所を有し、雇用保険に加入している者などに限る。

雇用者数	奨励金額	交付限度額
3人以上	1人につき30万円（新規雇用者が県内教育機関の新卒者である場合は60万円、雇用期間の定めのある労働者の場合は、15万円）	1,000万円×3年

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 新産業振興課 産学連携推進班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2721 ・メール shinsanr@pref.miyagi.lg.jp

宮城県テック系スタートアップ企業立地促進奨励金

スタートアップの設備投資に係る費用を軽減するため、県内で新たに工場等を開設するスタートアップに対して奨励金を交付します。

○交付対象となる企業（①～③のすべてに該当する企業）

- ①「テック系スタートアップ・サポートコンソーシアム宮城」（テクスタ宮城）の支援対象スタートアップに該当する企業で、設立から15年以内の企業
- ②テクスタ宮城の構成員であるベンチャーキャピタル（VC）から、投下固定資産の原資として新たに出資を受ける企業又は過去5年以内に出資を受けている企業
- ③半導体、医療、バイオ、素材、宇宙技術、電気電子技術等、特定の自然科学分野での研究を通じて得られた科学的な発見に基づく技術を用いた事業であって、技術開発要素のある事業を行う企業

○交付内容

①投下固定資産等奨励金

投下固定資産相当額（※）が1,000万円（仙台市を除く市町村：150万円）を超える場合、対象となる工場等の開設日の翌年の1月1日現在における新規投下固定資産額と、開設日から起算して1年間の土地、建物、設備機器賃借料の合計額のそれぞれに対して、下表の交付率を乗じた金額の合計額

※投下固定資産相当額：開設日の翌年の1月1日現在の固定資産評価額（家屋及び償却資産。）並びに5年間の土地賃借料、建物賃借料及び設備機器賃借料の合計額

奨励金交付率		奨励金 交付限度額
投下固定資産額	賃借料	
1/10	1/3	1,000万円

②雇用奨励金

工場等の開設日から3年間、各年度において雇用者の増加に応じ追加交付

※雇用者は、県内に住所を有し、雇用保険に加入している者などに限る。

雇用者数	奨励金額	交付限度額
3人以上	1人につき30万円（新規雇用者が県内教育機関の新卒者である場合は60万円、雇用期間の定めのある労働者の場合は、15万円）	1,000万円×3年

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 新産業振興課スタートアップ支援班（宮城県庁14階）
- ・電話 022-211-2779 ・メール shinsansu@pref.miyagi.lg.jp

外国人観光客受入環境整備モデル事業

宿泊施設等の利便性及び外国人観光客の満足度向上を目的とし、他施設のモデルとなるような外国人観光客受入環境整備を行う場合に経費の一部を補助します。

5

創業・新たな事業展開のために

■対象者

○旅館業法の許可を受け、宮城県内で次のいずれかの施設を経営する者

①宿泊施設

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に供する施設及びそれに類するものと知事が認める施設を除く。

②住宅宿泊業法に基づき届出を行った住宅宿泊施設

③知事が特に認める観光集客施設

■対象経費

○県内宿泊施設等の利便性向上及び外国人観光客の満足度向上のため、県内宿泊施設事業者等が行う他施設のモデルとなるような外国人観光客受入環境整備に係る経費

1. デジタル技術を活用した多言語化整備のための設備導入費

2. その他、外国人観光客の受入環境整備に効果的な取組のための設備導入費

※新たに設置する物に係る経費のみを対象とします。

※Wi-Fi整備については、Wi-Fi6以上の規格に準拠したものとし、上記取組を実施するに当たり、事業効果を高めることを目的とし、上記取組の整備範囲内で付随して行う部分についてのみ対象とします。

※対象施設が複数ある場合は合算することができます。

■補助率

対象経費の2/3以内

■補助限度額

200万円

※事業内容が一部変更となる場合がありますので、最新の情報は観光戦略課ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankou/>

お問い合わせ・相談窓口

●宮城県経済商工観光部 観光戦略課 観光産業振興班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2755 ・メール kankouss@pref.miyagi.lg.jp

工場等の土地取得・設備投資を支援する融資制度

県内に工場・研究所・情報通信関連事業所等を新設・増設・移転する企業の方に取扱金融機関を通じて、低利の資金を融資します。

- 工業立地促進資金融資制度（土地取得資金）
- 企業立地資金貸付制度（建物・設備取得資金）

■取扱銀行等

県内に本店又は支店を有する銀行、信託銀行及び商工組合中央金庫

■融資対象

土地取得資金	建物・設備取得資金
<p>(1) 又は (2) に該当し、(3) 及び (4) の条件を満たす企業であること。</p> <p>(1) 工場等（製造業又はソフトウェア業の用に供する建物、試験研究施設、石巻トゥモロービジネスタウンに新設する事務所等）の新設・増設・移転</p> <p>(2) 情報通信関連事業所（コールセンター、データセンター）の新設・移転</p> <p>(3) 立地場所が工場適地、農工団地、所在市町村の工業振興政策及び土地利用計画等に適合する地区であること。</p> <p>(4) 早期の建設及び建設後の円滑な操業等が見込まれるもの（用地取得後概ね5年以内の操業を前提としたもの）であること。</p>	<p>(1) 又は (2) に該当し、(3) 及び (4) の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 工場（製造業又はソフトウェアの開発に供される建物）・試験研究所等の新設・増設・移転</p> <p>(2) 情報通信関連事業所（コールセンター、データセンター）の新設・移転</p> <p>(3) 原則として中小企業</p> <p>(4) 発電用施設周辺地域からの新規雇用者3人以上 ※発電用施設周辺地域 仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、七ヶ浜町、利府町、大和町、加美町、色麻町、女川町</p>
<p>①コールセンターの場合は、専用回線の設置、開設時オペレーター20席以上</p> <p>②データセンターの場合は、専用回線の設置、原則として資本等の系列関係にない顧客からの委託</p>	

■利率及び融資限度額

土地取得資金	建物・設備取得資金
年利 1.50%（固定）	年利 1.50%（固定）
用地取得費の80%以内で、かつ、5億円以内（知事が必要と認める場合は10億円以内）	融資対象事業費の80%以内で、かつ、5億円以内（知事が必要と認める場合は10億円以内）

■担保、保証人、信用保証等

取扱銀行等にご相談ください。

■融資期間及び返済方法

15年以内（据置期間2年以内を含む。）原則として割賦返済

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 産業立地推進課 企業誘致第一班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2732 ・メール sanrituk@pref.miyagi.lg.jp

県で行っている中小企業向けの融資制度

中小企業の企業活動の安定化や成長・発展を支援するために、金融機関を通じて低利の資金を融通する制度と県や県の外郭団体が中小企業に直接融資（貸与）する資金制度があります。企業のニーズにあった資金（貸与）を用意しています。

6

事業資金確保のために

■基本的なメニュー

- 金融機関を通じて貸付ける制度
経営安定資金、産業振興資金、環境安全管理対策資金、小口事業資金（小規模事業者対象）など
- 金融機関を通じないで貸付ける制度
 - ・県が直接貸付ける制度
中小企業高度化資金（中小企業協同組合や商店街振興組合等が対象）
 - ・みやぎ産業振興機構が貸付ける制度
小規模企業者等設備貸与制度

■中小企業者とは

基本的には右表の資本金か 従業員のうち、いずれか一方が適合していれば対象となります（事業協同組合や、NPO法人も対象となります。）。

業種	資本金	従業員
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業等 (運送・建設業含む)	3億円以下	300人以下

■小規模事業者とは

従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の事業者
（従業員20人以下の宿泊業及び娯楽業が含まれる場合もあります。）

■融資対象業種

農林漁業や風俗営業飲食業など一部を除いてほとんどの業種が対象となっております。

■許認可

行政庁の許認可等を必要とする事業を営む方は、その許認可等を受けていることが必要です。

■資金使途

事業活動に必要なとする運転資金または設備資金です（中小企業高度化資金、小規模企業者等設備貸与制度は設備資金のみ対象となります。）。

したがって、生活費や住宅建築資金等は対象となりません。

県の制度融資全般については、商工金融課ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/>

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 商工金融課 商工金融班（金融機関を通じた融資）（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2744 ・syokokink@pref.miyagi.lg.jp
- 宮城県経済商工観光部 中小企業支援室 経営支援班（金融機関を通じない融資）（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2742 ・chukisik@pref.miyagi.lg.jp

金融機関を通じて貸付ける制度

金融機関を通じて融資を受ける制度の基本的な内容です。

■取扱金融機関

銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫の宮城県内にある本店・支店で利用できます。一部資金については取扱金融機関が異なるものがあります。

■信用保証

県の制度融資は、基本的に宮城県信用保証協会の保証付きを条件にしています。このため、金利とは別に信用保証料（原則として年：1.59%以内）を負担していただくことになります。また、一部資金については異なる扱いをしているものがあります。

■担保・保証人

ほとんどの資金メニューについて、金融機関及び信用保証協会所定としていますが、基本的には法人代表者以外保証人不要で、担保は必要に応じて求められております。

■手続きのフロー図（例：経営安定資金・一般資金）

市町村の認定等を必要とする場合や商工会等の指導が必要な場合など、資金によって手続きが若干異なります。



■Q&A

Q1 県制度融資の借入が複数あるので一本化したいのですが、利用できる制度はありますか。

A 経営改善サポート借換資金がご利用いただけます。複数借入の借換えや一本化により、月々の返済軽減を図ることができます。詳しくはお問い合わせください。

Q2 県の制度融資では、融資限度額の範囲内であれば、申し込んだ金額が必ず借りられるのですか。

A 県の制度融資は金融機関の協力を得て、県の預託金に金融機関が協調することによって成り立っている制度です。金融機関は申込みのあった案件ごとに審査したうえで、県の定めた融資条件により融資を行います。円滑に融資が実行できるよう、基本的に信用保証協会の保証を付すことにしています。

このような制度の仕組み、融資を申し込まれた方については、経営状況等を金融機関と信用保証協会が独自に審査しますので、希望される金額の融資を受けられない場合があります。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 商工金融課 商工金融班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2744 ・メール syokokink@pref.miyagi.lg.jp

信用保証について

■信用保証協会とは

中小企業者が金融機関から事業に必要な資金の融資を受ける際に、その借入金等の債務を保証することにより、金融機関からの借入りを容易にする機関です。この保証活動を通じて、中小企業者の育成・発展を図り、ひいては日本経済の安定成長を目指すために、信用保証協会法に基づき設立された公的な保証機関です。

■信用保証のしくみ

- 1 保証申し込みは、金融機関を通じて申し込みます。
- 2 信用保証協会は、企業の事業内容や経営計画などを検討し、保証の諾否を決め、金融機関に連絡します。
- 3 保証承諾の通知を受けた金融機関は資金を融資します。この時、金利とは別に定められた信用保証料を負担していただきます。
- 4 融資を受けられた時の条件によって、借入金を金融機関に返済してください。
- 5 万一、何らかの事情で借入金を返済できなくなった場合は、信用保証協会が中小企業者に代わって、金融機関へ借入金を返済します。
- 6 その後、中小企業者と保証協会が相談しながら、信用保証協会に借入金を返済していただきます。

■信用保証料

信用保証料は、保証の金額、期間、返済方法などにより一定の方法で計算し、貸付けが実行される時に納付していただくものです。保証料率は、中小企業者の信用リスクに応じて0.45%～1.90%となります。ただし、担保の提供がある場合は、一部の資金を除き0.10%を割引いた料率が適用されます。

なお、県の制度融資を利用する場合は、0.45%～1.59%を原則とします。

■信用保証協会利用のメリット

- 1 公的機関である信用保証協会が債務保証するため、金融機関からの借入れが容易になり、金融機関のプロパー融資と保証付融資を併用することにより、借入枠の拡大が図れます。
- 2 長期的展望に立った事業資金の確保ができますので、企業の体質強化や資金繰りの安定につながります。
- 3 資金使途に応じた各種制度保証のご利用により、長期に、低利な資金が導入できます。

お問い合わせ・相談窓口

宮城県信用保証協会 電話 022-225-6491

住所 〒980-0014 仙台市青葉区本町二丁目16-12 仙台商工会議所会館5・6階

- ・本店営業部 022-225-6421 仙台市青葉区本町二丁目16-12 仙台商工会議所会館5階
- ・仙台東支店 022-783-9021 仙台市若林区卸町二丁目9-5 仙台卸商センター第二OCビル3階
- ・白石支店 0224-25-2135 白石市中町11 井丸ビル5階
- ・大崎支店 0229-22-0722 大崎市古川東町5-46 古川商工会議所会館3階
- ・石巻支店 0225-22-4178 石巻市中央二丁目9-18 石巻商工会議所会館3階
- ・気仙沼支店 0226-22-1972 気仙沼市八日町二丁目1-11 気仙沼商工会議所会館3階

中小企業の経営を安定させるための資金

金融機関を通じて、県内に事業所、事務所、店舗等を有し、県内で事業を営む中小企業者を対象として融資する制度です。

資金によっては、融資限度額が他の資金との合算で決定されます。詳しくは、信用保証協会、最寄りの金融機関にお問い合わせください。

■経営安定資金

利率は令和6年4月1日現在

資金名	融資対象者	融資限度額	利率（固定）	償還期間（据置期間）
一般資金	次のいずれかの中小企業者等 ①経営基盤、経営体質の改善を必要とするもの ②経済変動等外部要因により経営が不安定化しているもの	一企業 8,000万円	1年以内 1.50% 1年超 1.90%	運転：7年以内 (1年以内) 設備：10年以内 (1年以内)
特別資金 伴走支援型	中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号に該当する特定中小企業者で、市町村長の認定を受けた中小企業者等 あるいは一定（原則5%以上）の売上高減少要件又は利益率減少要件を満たす中小企業者等 ※R6.6.30まで	一企業 1億円	1.60%以内	運転・設備：10年以内 (5年以内)
ネット資金	中小企業信用保険法第2条第5項各号に該当する特定中小企業者で、市町村長の認定を受けた中小企業者等	一企業 8,000万円	第1～4、6号 該当 1.30% 第5、7、8号 該当 1.30%	運転・設備：10年以内 (2年以内)
対策資金 危機関連	中小企業信用保険法第2条第6項に該当する特例中小企業者で、市町村長の認定を受けた中小企業者等	一企業 8,000万円	1.30%	運転・設備：10年以内 (2年以内)
保活用資金 流動資産担	取引先事業者に対する売掛債権を自らが保有している、又は棚卸資産を有する中小企業者等（棚卸資産を担保とする場合は法人に限る）	一企業 8,000万円	1.45%	運転・設備：1年以内
善借換資金 条件変更改	宮城県中小企業経営安定資金等による既往借入金の残高があり、既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っており、かつ、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定及び計画の実行並びに報告を行う中小企業者等	一企業 8,000万円	10年以内 1.50% 10年超 2.00%	運転・設備：15年以内 (1年以内)。新規資金を追加する場合には2年以内
防止資金 連鎖倒産	倒産企業に対して債権を有している等資金を必要とし、借入れによって関連倒産の防止が図られる見込みのある中小企業者等（知事の認定）	一企業 8,000万円	1.60%	運転：10年以内 (2年以内)

6

事業資金確保のために

資金名	融資対象者	融資限度額	利率（固定）	償還期間（据置期間）
経営改善サポート 借換資金	既往の宮城県中小企業経営安定資金等による借入金を、借換保証制度を適用して旧債返済を行うことにより、企業の再建及び持続的發展が見込まれる中小企業者等	一企業 8,000万円	1.50% ～1.90% セーフティ ネット 認定の場合 1.30%	運転・設備：10年以内 (2年以内)
中小企業再生 サポート資金	厳しい経済情勢の中で経営環境が悪化しつつあり、支援機関等の支援を受けて再生を図ろうとする中小企業者等	一企業 8,000万円	1.90%以内	運転・設備：10年以内 (2年以内) ※事業再生円滑化関連 保証適用の場合は 運転・設備3年以内
災害復旧対策資金 (一般枠)	知事の指定する災害により被害を受けた、次のいずれかの中小企業者等 ①施設・設備の損壊が発生しているもの（市町村長が発行する罹災証明書等の交付を受けたもの） ②間接的な被害を受け、最近1か月の売上高が、前年同月の売上高に比して10%以上減少しているもの（知事、市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長の認定を受けたもの）	一災害 5,000万円 (ただし、一企業 2億8,000 万円まで)	1.60%以内	運転・設備：10年以内 (2年以内)
緊急経済変 動対策資金	燃料費や原材料費の高騰により、最近3か月間の売上高に占める製造原価等の割合が前年同期と比較して10%以上（又は前年同期比5%、かつ前々年同期比10%）増加している中小企業者等	一企業 8,000万円	1.45%	運転・設備：10年以内 (2年以内)
事業再生計画 実施支援資金	(独) 中小企業基盤整備機構、宮城県中小企業活性化協議会、宮城県復興相談センター等の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う者 ※感染症対応枠は R6.12.31まで(予定)	一企業 8,000万円	1.60%以内	運転・設備：15年以内 (1年以内) [一般枠] 運転・設備：15年以内 (5年以内) [感染症対応枠]
二重債務 対策資金	宮城産業復興機構投資事業有限責任組合又は(株)東日本大震災事業者再生支援機構の債権買取等の支援を受ける中小企業者	一企業 1億円	1.00%	運転・設備：15年以内 (3年以内)

※東日本大震災で被災した中小企業向けの資金「みやぎ中小企業復興特別資金」については、20ページをご覧ください。

※新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業者に対する金融支援については、商工金融課のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/shingatacorona-kinyuu.html>

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 商工金融課 商工金融班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2744 ・メール syokokink@pref.miyagi.lg.jp

企業活動の成長・発展を支援するための資金

金融機関を通じて、企業活動の成長・発展を支援するための資金を融資する制度です。

■産業振興資金

利率は令和6年4月1日現在

資金名		融資対象者	融資限度額	利率（固定）	償還期間 （据置期間）
富良野宮城資金	チャレンジ枠	①県が集積を目指す産業（自動車関連産業等8産業）に関連する事業を営むもので、事業の拡大を図るもの ②上記①に該当しない事業を営むもので、新たに上記①に該当する事業への参入を図るもの（チャレンジ枠は知事の認定） ※県内で1年以上の事業を引き続き行っている中小企業者等であること。	1企業 1億円	1.50%	運転：10年以内 （2年以内） 設備：15年以内 （2年以内）
	応援枠		1企業 3,000万円	1.50%以内 固定又は変動金利	運転・設備：7年 以内（2年以内）
	先端設備等導入枠	先端設備等導入計画について、中小企業等経営強化法の規定による、市町村の認定を受けた中小企業者等	1企業 8,000万円	1.50%	運転・設備：10年以内（1年以内）
新製品・新技術・事業化資金	特許権等技術力を有し、新技術又は新製品の事業化を図るため資金を必要とする中小企業者等（知事の認定）	1企業 8,000万円 （うち運転資金は4,000万円）	1.50%	運転：7年以内 （2年以内） 設備：10年以内 （2年以内）	
事業承継資金	承継枠	中小企業経営承継円滑化法の認定を受けた者、認定を受けた会社の代表者及び認定を受けた事業を営んでいない個人	1企業 8,000万円	1.50%	運転・設備：10年以内（1年以内）
	事業承継特別枠	3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人等で、資産超過である等の財務要件を満たす中小企業者	1企業 8,000万円	1.50%	運転・設備：10年以内（1年以内）
	借換枠	代表者が債務保証をしていることで事業活動に支障が生じている法人等で、財務要件を満たす者	1企業 8,000万円	1.50%	運転・設備：10年以内（1年以内）
再生可能エネルギー推進資金	再生可能エネルギー発電事業を行うか、又は参入を予定している中小企業者等	1企業 1億円	1.60%	設備：15年以内（1年以内）	
SDGs推進資金	SDGsの取組に係る事業計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者等	1企業 3,000万円	1.50%	運転7年・設備10年以内（2年以内）	
中小企業応援資金	事業の活性化や合理化等を図る既存事業の見直し、又は新たな試みに取り組むことを通じて経営基盤の強化を図ろうとする中小企業者等	1企業 3,000万円	金融機関所定の固定又は変動金利	運転・設備：7年以内（2年以内）	
伊達な旅の整備促進資金	観光関連事業を行うか、又は参入を予定している中小企業者等で観光施設及び付帯設備の整備及び改善を行おうとするもの	1企業 1億5,000万円	7年以内 1.55% 7年超10年以内 1.75% 10年超 1.95%	設備：15年以内（2年以内）	

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 商工金融課 商工金融班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2744 ・メール syokokink@pref.miyagi.lg.jp

6

事業資金確保のために

小規模事業者への融資制度

金融機関を通じて貸付ける融資制度に属する資金です。常用従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の小規模事業者が利用できる制度で、事業上必要とする資金の融通を円滑にすることを目的としています。

利率は令和6年4月1日現在

資金名	融資対象者	融資限度額	利率	償還期間 (据置期間)
小口事業資金	従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の小規模事業者 （※宿泊業及び娯楽業にあつては20人以下）	2,000万円	1年以内 1.45% 1年超 1.85% セーフティネット5号・ 7号・8号の場合 1.30%	運転・設備： 7年以内 (1年以内)

商工会議所又は商工会の経営指導員の指導を受け、かつ、商工会議所又は商工会の斡旋を受ける方法と直接金融機関に申し込む方法があります。

商工会議所、商工会が経営指導し、斡旋を受けた事業者は金利を優遇いたします。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 商工金融課 商工金融班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2744 ・メール syokokink@pref.miyagi.lg.jp

創業を支援するための資金

金融機関を通じて、創業に必要な資金を融資する制度です。

■金融機関を通じて行う融資制度

○創業育成資金

利率は令和6年4月1日現在

融資対象者	①事業を営んでいない個人が、1か月以内（※）に新たに事業を開始する場合、または事業を開始した日以後5年未満の場合 ②事業を営んでいない個人が、2か月以内（※）に新たに会社を設立する場合、または設立した日以後5年未満の場合 ※認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合は6か月以内 ③会社が自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立する場合、または設立した日以後5年未満の場合		
資金用途	運転資金及び設備資金		
融資限度額	3,500万円		
償還期間（据置期間）	運転 10年以内（2年以内） 設備 10年以内（2年以内）		
利率	1.55%	保証料率	0.30%

○スタートアップ創出促進資金

融資対象者	「創業育成資金」の②又は③ 経営者による個人保証が不要 税務申告1期末終了の創業者は1/10以上の自己資金を有すること		
資金用途	運転資金及び設備資金		
融資限度額	3,500万円		
償還期間（据置期間）	運転 10年以内（1年以内） 設備 10年以内（1年以内）		
利率	1.55%	保証料率	0.50%

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 商工金融課 商工金融班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2744 ・メール syokokink@pref.miyagi.lg.jp

環境問題や公害対策での長期・低利資金

環境保全を図るための施設整備や ISO 等の認証取得に要する経費の融資制度です。

利率は令和6年4月1日現在

資金名	融資対象者	融資限度額	利率	償還期間 (据置期間)
環境安全管理対策資金	①環境保全を図るため、事業用低公害車等の購入又は自然エネルギー活用施設等の設置を行う中小企業者等で、知事の認定を受けたもの ② ISO14001、ISO9000シリーズの認証又は HACCP 方式を導入要件とした総合衛生管理製造過程の承認を取得しようとする中小企業者等	5,000万円	①1.80% ②1.60%	設備・運転 7年以内 (1年以内)

6

事業資金確保のために

■Q&A

Q 1 資金利用の際、認定は必要ですか。

A 融資対象のうち、「①環境保全を図るため、事業用低公害車等の購入又は自然エネルギー活用施設等の設置を行う中小企業者等」については、以下の認定申請書を県商工金融課に提出し、知事の認定を受ける必要があります。

- ・事業用低公害車等：地球環境保全に係る事業計画認定申請書（様式第1号）
 - ・自然エネルギー活用施設等：地球環境保全に係る事業計画認定申請書（様式第2号）
- 詳しくは、県商工金融課にお問い合わせください。

Q 2 ISO14001シリーズの認証取得をめざしていますが、資金を借りるための手続きを教えてください。

A 「金融機関を通じて貸付ける制度」（61ページ参照）のフロー図をご覧ください。まずは、お近くの金融機関へご相談ください。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 商工金融課 商工金融班（宮城県庁14階）
- ・電話 022-211-2744
- ・メール syokokink@pref.miyagi.lg.jp

ものづくりの技術総合支援

7

新製品・新技術開発のために

電子・情報、材料加工、分析、食品・バイオ、工業デザイン、EMC 等々の分野をサポートする技術者と関連の施設・機器により、技術課題解決や研究開発、評価などを支援します。

■技術相談

工業技術全般にわたる相談を随時受け付けています。

■試験分析

工業材料等を対象にした、材料試験、材料分析、食品分析、精密測定、表面観察などの分析・測定を行っています。

■施設開放

センター内の施設機器を企業の皆様ご自身で、操作・活用できるよう開放しています。施設機器をご利用いただくため、機器等の操作法の習得を目的とする研修も随時実施しています。

■技術改善支援

新製品・新技術の開発や生産工程の改善など、技術課題解決のための技術的支援を行っています。このためのセンター技術者の派遣や企業技術者の受け入れを行っています。

また、当センターとの連携による製品開発を目的として、実用化研究室をご利用いただけます。

■技術研修

商品の企画・開発手法・三次元 CAD/CAM/CAE 等のデジタルエンジニアリング技術、組み込み制御技術、自動車関連産業向け研修など、実務に直結する研修を実施します。

■研究開発

企業の皆様のニーズに即応したテーマ、地場産業の振興に役立つテーマを取上げて研究を行っています。また、産学官共同研究や受託研究にも積極的に取り組んでいます。

■知的財産権活用相談

特許流通に関する相談を受け付けています。また、新商品の製造販売を有利に進められるよう県有特許等のライセンスをご利用いただけます。

※試験分析、施設開放、技術改善支援、技術研修については有料となります。

詳細は、ホームページをご覧ください。

<https://www.mit.pref.miyagi.jp/>

お問い合わせ・相談窓口

●宮城県産業技術総合センター 企画・事業推進部

- ・電話 022-377-8700 (代表)
- ・メール soudan-itim@pref.miyagi.lg.jp
- ・住所 〒981-3206 仙台市泉区明通2-2

高度電子機械産業の集積・振興に対する支援

高度電子機械産業における取引機会の創出や技術の高度化等の取組により、県内企業の皆様を支援します。

高度電子機械産業の集積・振興に対する支援

1 取引創出・拡大支援

「半導体・エネルギー」、「医療・健康機器」、「航空機」を重点分野に掲げ、「みやぎ高度電子機械産業振興協議会」の活動を通じて、県内企業の取引創出・拡大に向けた支援を行います。

○講演会 / 市場・技術セミナー

重点分野や新成長分野の最新動向や参入のポイント、課題等をテーマに開催し、参入等に向けた情報を提供します。

○ビジネスマッチング / 展示会出展支援

本県立地企業及び国内外の川下企業に対する技術内覧会の開催や県内企業訪問の実施、首都圏等で開催される展示会への出展支援等により、県内企業の取引創出・拡大を支援します。

○プロジェクト支援事業

有志企業の取引創出・拡大及び技術開発等に向けた取組をプロジェクトとして位置づけ、特定支援します。

2 国際認証取得支援

航空機、医療・健康機器分野における国際認証の取得を目指す県内企業を支援します。

【対象事業となる認証】

- ・ JISQ9100 (航空宇宙品質マネジメントシステム)
- ・ Nadcap (国際航空宇宙産業特殊工程認証プログラム)
- ・ ISO13485 (医療機器品質マネジメントシステム)

【対象者】

県内に事業所を有し、「みやぎ高度電子機械産業振興協議会」の会員である中小企業者。(製造業に属する事業を主たる事業として営む者)

【助成内容】

事前に県の指定を受けて対象となる認証取得を完了した企業に対して、奨励金50万円(コンサルタントの指導を受ける場合は100万円)を交付します。

3 技術の高度化支援

大学等学術研究機関とのネットワークを強化し、県内企業の技術高度化を支援します。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 新産業振興課 (宮城県庁14階)
高度電子機械産業振興班 (1・2) 電話 022-211-2715
産学連携推進班 (3) 電話 022-211-2721
・メール shinsan@pref.miyagi.lg.jp

技術・製品開発経費、試作開発経費等に対する支援

新技術・新製品開発費用や試作開発費用などについて支援します。

新技術・新製品開発費用や試作開発費用に対する支援

1 宮城県新規参入・新産業創出等支援事業

(1) 地域イノベーション創出型

新事業分野及び産業の技術向上等を目的に、県内企業が大学等と行う技術開発経費等の一部を補助します。

(注) 大学等：大学、高等専門学校、公設試験研究機関、研究開発を行っている独立行政法人等
【補助内容】

補助率：1/2（小規模事業者は2/3）以内 補助上限額：400万円 補助期間：最長2年間

(2) 成長分野参入支援型

宮城県が集積促進を図っている高度電子機械産業において、重点市場として位置づけている半導体・エネルギー、医療・健康機器、航空機等の分野で、川下企業等への参入を目指して試作開発等に取組む県内企業に対して、その費用の一部を補助します。

【対象事業】

①川下企業ニーズ型：川下企業等からの具体的なニーズに対して、技術的課題等を解決して行う試作開発等

②技術提案型：川下企業等に対して、県内企業の有する優位性のある技術を提案するための試作開発等

※川下企業等：最終製品製造企業及びそのサプライヤー企業、大学、研究機関、医療機関等

【対象者】

①県内に事業所を有する法人及び個人（製造業に属する事業を主たる事業として営む者）

②高度電子機械産業等への参入を目指す企業

【補助内容】

補助率：1/2（小規模企業者は2/3）以内 補助上限額：300万円（下限額：100万円）

(3) グループ開発型

県内事業者等が産産連携又は産学連携により高度電子機械産業等に関連する研究、技術開発を目指すグループに対し、その費用の一部を補助します。

【対象者】

県内事業者等を含む、3者以上の事業者等又は2者以上の事業者等及び大学等で構成される研究、技術開発に取り組むグループ

【補助内容】

補助率：1/2以内

補助上限額：1グループあたり1,000万円/年 補助期間：最長3年間

2 宮城県医療分野参入促進事業

宮城県が集積促進を図っている高度電子機械産業において、重点市場のひとつとして位置づけている医療・健康機器分野で、医療機器・医療周辺機器・福祉機器等による医療分野への参入を目指して試作開発等に取り組む県内企業に対して、その費用の一部を補助します。

(1) 試作開発型

製造販売業等（※ア）からの具体的なニーズに対してあるいは製造販売業等に対して優位性のある技術を提案するための試作開発等及び医療分野参入のために取得する医薬品医療機器等法上の業許可、医療機器の製造販売認証等

【対象者】

- ① 県内に事業所を有する法人及び個人（製造業を主たる事業として営む者）
- ② 医療分野への参入を目指す企業

【補助内容】

補助率：1/2（小規模企業者は2/3）以内 補助上限額：500万円（※イ）

(2) 販売開拓型

医療分野への参入及び取引拡大を目指して行う展示会出展、見本品提供等

【対象者】

- ① 県内に事業所を有する法人及び個人（製造業を主たる事業として営む者）
- ② 医療分野への参入を目指す企業

【補助内容】

補助率：1/2（小規模企業者は2/3）以内 補助上限額：150万円

※ア 「製造販売業等」：医薬品医療機器等法に定める製造販売業・製造業・販売業・学術研究機関及び医療機関

※イ 上記（1）～（2）の複数事業を実施する場合の補助限度額も500万円です

3 宮城県ものづくり中核企業 AI・IoT 導入等支援事業

県内ものづくり中核企業の生産性向上や省力化等に向けた取り組みに対して、その費用の一部を補助します。

【対象者】

地域未来牽引企業に選定された県内ものづくり中小企業等

【補助内容】

AI・IoT等の先進技術を活用した、生産現場の生産性向上、省力化等のための技術導入経費

※ IT 関連企業との連携が条件

補助率：県内 IT 関連企業と連携し実施する場合：2/3

県外 IT 関連企業と連携し実施する場合：1/2

補助上限額：1,000万円（下限300万円）

お問い合わせ・相談窓口

●宮城県経済商工観光部 新産業振興課（宮城県庁14階）

産学連携推進班（1-(1)、(3)） ・ 電話 022-211-2721

・ メール shinsanr@pref.miyagi.lg.jp

高度電子機械産業振興班（1-(2)、2、3） ・ 電話 022-211-2715

・ メール shinsank@pref.miyagi.lg.jp

知的財産の創造・保護・活用を支援

県内の中小企業や生産者の皆様が、知的財産の重要性を認識し、創造・保護・活用に積極的に取り組むことにより、競争力の強化と経営の持続的な発展を図っていただくための支援を行います。

■知的財産（特許・実用新案・意匠・商標等）に関する相談窓口

知的財産に関する県庁の窓口として相談に応じるほか、必要に応じて県の知財コーディネーターや連携機関等の相談先を紹介します。

■知的財産に関する支援

知財コーディネーターを配して、企業等の知的財産に関する課題の解決に向けた支援や、企業等が所有する活用可能特許シーズと新製品開発等のニーズをマッチングする特許流通支援を行います。

■県の試験研究機関が保有する特許等の技術移転の促進

試験研究機関が保有する特許等をホームページ等で公開し、企業等への技術移転を促進します。

■知的財産セミナーの実施

日本弁理士会の協力を得て、知的財産に関するセミナーを実施します。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 新産業振興課 新産業支援班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2722 ・メール shinsans@pref.miyagi.lg.jp
- 宮城県産業技術総合センター 企画・事業推進部
・電話 022-377-8700（代表） ・メール soudan-itm@pref.miyagi.lg.jp

先進的デジタル技術を活用した開発・導入実証を支援

AI・IoT等の先進的なデジタル技術関連ビジネスの創出・市場形成を目指す県内IT関連企業と県内ユーザー企業を支援する制度です。

■先進的 AI・IoT 活用ビジネス創出実証事業

AI・IoT、ドローン、AR等の先進的なデジタル技術活用による県内産業の振興を目的として、県内産業の課題解決や新たな価値創出等に寄与する、デジタル技術を活用したビジネスモデルの企画、システムの開発・実証を支援します。

イ 補助対象業務

AI・IoT等の先進的デジタル技術を活用したシステムの開発・実証

ロ 対象事業者

県内IT関連企業と県内ユーザー企業による共同企業体

ハ 補助上限額・補助率

500万円以内 / 件・補助率2/3以内

ニ 募集時期

年1回（令和6年度は4月26日から6月21日まで）

ホ 採択方法

書類審査及びヒアリング審査により2件程度採択

7

新製品・新技術開発のために

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県企画部 産業デジタル推進課 産業デジタル推進第二班（宮城県庁3階）
・電話 022-211-2479 ・メール sandigi2@pref.miyagi.lg.jp

地域産業が求める IT 商品の開発・改良を支援

地域産業が求める IT 商品の商品化に取り組む IT 関連中小企業の開発・試用提供を行う事業に要する経費の一部を補助します。

■ IT 商品開発支援事業

イ 対象企業

県内に本拠を置く IT 関連中小企業等

※本拠：本社もしくは本店又は製品開発拠点

※中小企業：中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業又は中小企業で構成された団体（みなし大企業は除く。）

ロ 対象事業

(1) 新製品開発

販売開始前のソフトウェア商品の開発試用提供を行い、商品化する事業

(2) 改良型

販売開始から半年以上経過しているソフトウェア商品を改良し、販売する事業

ハ 対象経費

(1) 新製品開発型：開発経費、試用提供費

(2) 改良型：改良経費

ニ 対象期間

交付決定日から同年度末日まで

ホ 補助率

補助対象経費の2/3以内

ヘ 補助限度額

(1) 新製品開発：300万円

※自動車の製造に関する分野（部品の製造を含む）、高度電子機械産業電子部品・電気機械分野）向けの商品の申請については、審査の加点項目となります。

(2) 改良型：100万円

ト 募集時期

年1回（令和6年度は4月26日から6月14日まで）

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県企画部 産業デジタル推進 産業デジタル推進第二班（宮城県庁3階）
・電話 022-211-2479 ・メール sandigi2@pref.miyagi.lg.jp

認定 IT 商品の販売や導入を支援

市場性の見込めるソフトウェアの開発や販売に取り組む企業を支援し、ソフトウェアのみやぎブランドの確立を目指す制度です。

■ IT 商品導入促進事業

【みやぎ認定 IT 商品の募集】

イ 応募資格

「県内 IT 関連企業等」であること（宮城県内に本社又は本店、製品開発拠点を置くソフトウェアの開発等を行う企業又は共同体）

ロ 認定対象となる商品

- ・「県内 IT 関連企業等」が自ら開発し、販売するもの
- ・ソフトウェア商品であるもの（ハードウェアに搭載されている場合も含む）
- ・認定時に開発が終了し、販売されているもの又は販売されることが確実なもの
- ・独自性、新規性、有用性、収益性が認められる商品で、利用拡大が期待されるもの

ハ 募集時期 年1回（令和6年度は4月26日から6月14日まで）

【専門家派遣支援】

- イ 支援対象商品 認定期間中のみやぎ認定 IT 商品
- ロ 支援内容 認定商品の売上拡大に資する活動に関する
- ハ 支援回数 年10回30時間以内（認定期間中1回まで）
- ニ 費用負担 派遣専門家への謝金及び旅費は県で負担

【補助金の交付】

- イ 対象商品 認定期間中のみやぎ認定 IT 商品
- ロ 対象経費 認定商品の販売促進活動に係る経費の内、以下の経費
 - ・認定商品を出展する展示会の出展経費（小間代、装飾費等）
 - ・販促ツール制作経費（プロモーションビデオ制作費用、チラシ・ポスターの作成費用、認定商品に関するホームページの制作・改良費用）
 - ・広告掲載・効果分析経費（web 広告含む）
 - ・専門家活用経費（販促計画の見直し、マーケティング分析等に係る専門家費用）
 - ・セミナー開催経費（認定商品の販促のためのセミナー開催に係る、講師謝金及び旅費、会場費 等）
- ハ 補助率 補助対象経費の1/2以内
- ニ 補助限度額 最大150万円 / 年
- ホ 補助期間 認定期間中2か年度まで

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県企画部 産業デジタル推進課 産業デジタル推進第二班（宮城県庁3階）
・電話 022-211-2479 ・メール sandigi2@pref.miyagi.lg.jp

放射光施設 NanoTerasu の利用・活用を支援

7

新製品・新技術開発のために

3 GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu (ナノテラス) を活用して、研究開発や技術課題の解決等を図る、県内企業の皆様等を支援します。

■宮城県放射光利用実地研修事業 (ナノテラストライアルコース)

放射光利用経験が少ない企業の皆様が、宮城県産業技術総合センター職員の手配のもと、実際に 3 GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu (ナノテラス) を使い、放射光の測定や解析手法等を学び、自社の製品開発等への活用可能性の探索について支援を行います。

- イ 補助対象 ナノテラストライアルコース参加に係る経費 (利用料、旅費、試料加工費、需用費等)
- ロ 補助対象事業者 県内に事業所を置く法人で、放射光の利用経験のない企業、利用経験の少ない企業
- ハ 補助限度額・補助率 40万円/件・補助率2/3以内
- ニ 募集時期 年1回 (令和6年度は3月21日から6月7日まで (予定))
- ホ 採択方法 ヒアリング審査により2件採択

■ NanoTerasu (ナノテラス) の利用料支援制度

新技術の開発や自社の課題等の解決のために 3 GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu (ナノテラス) を活用したい中小企業の皆様に対して、ナノテラス利用料の支援 (減免) を行います。

- イ 対象要件
 - ① 中小企業法第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準ずる事業主であること
 - ② [NanoTerasu シェアリング 2000 (一般利用) 制度 (仙台市の利用制度) 又は「ものづくりフレンドリーバンク制度 (東経連ビジネスセンター) のいずれかの制度によりナノテラスを利用すること
- ロ 減免額
 - ・ 県内に本社がある企業 19,950円/h
 - ・ 県外に本社がある企業 13,300円/h
- ハ 申込方法・窓口
ナノテラスの利用日時が確定した後、利用日の前日までに該当窓口へ「利用料減免申込書」をご提出ください。
 - ① NanoTerasu シェアリング2000利用窓口：仙台市経済局リサーチコンプレックス推進室
 - ② ものづくりフレンドリーバンク利用窓口：東経連ビジネスセンター
- ニ 利用期間
令和6年4月から令和7年2月まで

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 新産業振興課 産学連携推進班 (宮城県庁14階)
 - ・ 電話 022-211-2721
 - ・ メール shinsanr@pref.miyagi.kg.jp

食品加工に関する技術的な支援や研究について知りたい

産業技術総合センターでは、地域の皆様を対象とした食品に関する技術相談や機器開放など様々な技術支援を行っています。ぜひ、ご活用ください。

■産業技術総合センターによる支援

- 1 食品加工に関する相談にお応えします。
- 2 食品・バイオテクノロジー関連機器の開放を行っています。
- 3 センター技術者の派遣や企業技術者の受け入れにより、技術的な課題解決のお手伝いをします。

産業技術総合センターでは、微生物応用技術やおいしさ評価を柱に「食品の高付加価値化」を実現するための食品加工技術の開発を進め、県内企業の皆様への普及に努めて参ります。

■最近のおもな研究成果

- 1 宮城県独自の吟醸酒用酵母「ほのなぐ醸」の開発
- 2 新たな県育成酒造好適米「吟のいろは」の酒造適性評価
- 3 DHA 入り粉末魚油を添加したかまぼこの製造技術の開発
- 4 味・香り評価装置による特性マッピング

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県産業技術総合センター 食品バイオ技術部
 - ・電話 022-377-8700 (代表)
 - ・メール soudan-itim@pref.miyagi.lg.jp
 - ・住所 〒981-3206 仙台市泉区明通2-2

自社の水産加工品をPRするため、品評会へ出品したい

県内の水産加工業者が製造した水産加工品を一堂に集め、優秀な商品を表彰しています。

第49回宮城県水産加工品品評会（令和6年度）

本県の水産加工品の新商品開発、品質向上及び消費拡大等を目的として、県内の水産加工品を一堂に集めた品評会を開催しています。

主催者：宮城県水産加工業協同組合連合会、宮城県水産加工研究団体連合会、宮城県

場所：石巻市（予定）

時期：令和7年1月21日（火）（予定）

出展資格：県内の水産加工業者によって県内製造された水産加工食品。

その他：優秀な出品財については農林水産大臣賞1賞、水産庁長官賞3賞、宮城県知事賞3賞等、計21賞が授与されます。

※農林水産大臣賞を受賞した出品財は、国が主催する「農林水産祭」に出品されます。

○令和5年度に農林水産大臣賞、水産庁長官賞を受賞した商品

第48回	品名	会社名
農林水産大臣賞	帆立のリッチフレーク	末永海産株式会社
	銀鮭ゆう庵漬け 焼きほぐし	株式会社斉吉商店
水産庁長官賞	鯖蒲鉾	株式会社松島蒲鉾本舗
	関上赤貝刺身	有限会社まるしげ

○令和4年度に農林水産大臣賞、水産庁長官賞を受賞した商品

第47回	品名	会社名
農林水産大臣賞	イタリアンバーグ	株式会社木の屋石巻水産
水産庁長官賞	牡蠣のリッチフレーク	末永海産株式会社
	10秒 de おいしいめかぶ	有限会社丸繁商店
	ホタテチャウダー	株式会社ヤマナカ

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県水産林政部 水産業振興課 販路開拓支援班（宮城県庁12階）
・電話 022-211-2954 ・メール suishikk@pref.miyagi.lg.jp

水産加工に関する技術支援や相談対応を行っています

食品加工に関する新商品の開発や既存製品の改良のための技術支援、課題解決に向けた各種相談にお応えします。

■水産技術総合センター水産加工開発チームによる支援

水産加工企業や漁業者の皆様を対象に、水産加工公開実験棟に整備された機器を活用した支援及び食品加工に関する技術や情報の提供・課題解決に向けた相談対応を行っています。

■水産加工公開実験棟機器一覧

原魚加工関連機器	圧搾機	調味加工関連機器	アイスクリームマシン
	圧搾分離器		過熱水蒸気調理機
	遠心脱水機		サーモンスライサー
	カタクチイワシ用中骨取り開き機		自動包あん機
	急速凍結機		真空フライヤー
	小型サイレントカッター		真空冷却機
	サイレントカッター		伸展機
	魚体処理システム装置		スチームコンベクションオープン
	湿式粉碎機		卓上冷凍肉スライサー
	真空凍結乾燥機		立型式高速カッター
	スクリュープレス		縦型ミキサー
	スティックブレンダー		二重釜
	成型機		半自動バキュームシーマー
	チョッパー		フライヤー
	バンドソー		ボイル槽
	冷風乾燥機		両面焼成機
	フードミキサー		冷却水循環装置
リファイナー	レトルト殺菌装置		
包装関連機器	自動成型真空包装機	スモークマシーン	
	卓上真空包装機	電子スモーク装置	
	多用型真空包装機	ふるい振とう機	
	密着真空包装機	粉碎機	
	カップシーラー		
	シーラー		

お問い合わせ・相談窓口

●水産技術総合センター水産加工開発チーム（水産加工公開実験棟）

- ・電話 0225-93-6703・0225-22-7680
- ・住所 〒986-0022 石巻市魚町二丁目2-3
- ・ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/site/gaiyou/kakoukaihatu-gyoum.html>

みやぎ産業廃棄物3R等推進事業(研究開発等)

産業廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）等に関する事業化調査、技術や設備の研究開発、製品の販売促進等に要する経費の一部を補助します。

■対象者

県内に事業所を置く法人その他の団体、個人事業者

■補助内容、補助率等

事業区分		補助率	補助上限額	事業期間
【ステップ1】 事業化調査	大学等と連携し、知事が別に定める取組を対象とする場合	2/3以内	100万円	1年
	上記に該当しない場合	1/2以内		
【ステップ2】 研究開発	大学等と連携し、知事が別に定める取組を対象とする場合	2/3以内	700万円 / 年度	3年以内
	上記に該当しない場合	1/2以内	750万円 / 年度	2年以内
			500万円 / 年度	3年
【ステップ3】 販売促進	外部専門家等と連携し、別に定める取組を行う場合	2/3以内	100万円	1年
	上記に該当しない場合	1/2以内		

- ※重点枠：①将来の大量廃棄が予想される産業廃棄物の3R等（廃太陽光パネル等）
 ②処理が課題となっている産業廃棄物の3R等（廃プラスチック等）
 ③情報通信等の先端技術を活用した3R等（AIやIoT導入による分別の高度化等）
 ④食品ロスの発生を抑制する取組
 ⑤宮城県グリーン製品の改良・販売促進等に関する取組

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県環境生活部 循環型社会推進課 資源循環企画班（宮城県庁13階）
 - ・電話 022-211-3207
 - ・メール junkanj@pref.miyagi.lg.jp
 - ・ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/3r-suishin-r6.html>

宮城県新エネルギー等環境関連設備開発支援事業

県内事業者が新エネルギー関連設備、デバイスの開発等、環境負荷の低減に資する製品の開発に要する経費の一部を補助します。

■対象者

県内に本社又は生産拠点若しくは研究拠点を置く（予定を含む）法人等

■補助内容、補助率等

事業区分	内容	補助率	補助限度額
地域未来投資促進法基本計画型	補助事業終了後に地域経済牽引事業計画の策定が見込まれる環境関連設備、デバイス等の開発	1/2以内	1,700万円
開発着手型	環境関連の設備、デバイス等の製品化に向けて実施する調査、設計、試作品の開発等	10/10以内	250万円

7

新製品・新技術開発のために

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班（宮城県庁13階）
・電話 022-211-2664 ・メール kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

自動車関連産業への新規参入・取引拡大支援

自動車関連産業における「受注獲得・取引創出」、「人材創出・育成」、「技術開発・技術力強化」等に向けた取組により、新規参入・取引拡大を目指す県内中小企業の皆様を支援します。

■受注獲得・取引創出支援

地元企業が自動車関連企業から一品でも多く受注を獲得できるように、企業の強みを見出し、伸ばすことや製品と技術を売り込むための支援を行います。

○マッチング事業

(公財)みやぎ産業振興機構と連携し、取引情報収集や取引あっせん等により、地元企業の販路開拓を支援します。

○展示商談会開催事業

東北7県・北海道との合同及び本県単独による自動車(部品)メーカー向けの展示商談会等の開催により、地元企業の取引機会の場を提供します。

■人材創出・育成支援

地元企業の開発力や現場力の向上に向けて、企業在职者やこれからの自動車づくりを担う学生の人材育成を支援します。

○カーインテリジェント人材育成センター研修事業

次代の自動車づくりを担う人材の充実に向けて、学生向けに自動車産業の基礎から開発、設計技術までの体系的な研修を行います。

○自動車技術研修事業

自動車部品を構成部品単位で分解し、自動車及びその部品の機能・構造を現地現物で学ぶ研修を行うとともに、自社技術の活用方策について助言します。

また、地元企業向けに、自動車業界の急速な変化に対応した業界動向・技術動向等をテーマとして、自動車関連企業から講師を招いてセミナーを開催します。

○自動車関連人材育成補助事業

県内中小企業の設計開発等、技術力の向上のため、従業員を研修に派遣する場合や講師を招いて研修を行う等の場合に、その経費の一部を補助します。

■技術開発・技術力強化支援

地元企業が自動車メーカー等に対し魅力ある提案を行うことができるよう、共同研究や性能分析等を通じ、地元企業の技術開発に関する取組を支援します。

○生産現場改善支援事業

地元企業のQCD(品質・コスト・納期)力向上、改善定着に向けて、自動車(部品)メーカー経験者のアドバイザーによる集合研修や個別訪問を通じた現場改善支援を行うとともに、協働型ロボットを活用した生産性向上のための取組を支援します。

○新技術・新工法研究開発促進事業

国の成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）等の競争的資金の獲得を通じた新技術・新工法の開発を促進するため、競争的資金申請の前段階を、産業技術総合センターとの「プレ共同研究」により支援します。

また、最新の自動車部品の機能、性能等のデータを地域の企業に提供し、新商品開発や技術開発を支援します。

○高度設計技術普及支援事業

自動車構成部品の形状測定、CAD 化、加工・試作・評価におけるデジタル技術の活用を支援します。

■アドバイザー派遣

自動車関連産業への新規参入・取引拡大を目指す地元企業に対し、自動車（部品）メーカー経験者のアドバイザーによる企業訪問等を通じて、自動車分野への活用が見込まれる技術を見出し、自動車分野での自社技術の活用に向けた支援を行います。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 自動車産業振興室（宮城県庁14階）
 - ・企画班 電話 022-211-2724 ・技術支援班 電話 022-211-2533
 - ・メール jidousha@pref.miyagi.lg.jp
 - ・ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jidousha/>

■みやぎ地域自動車産業「ミカタ」プロジェクト（自動車部品の電動化対応支援）

自動車の電動化に伴って影響を受ける中堅・中小自動車部品サプライヤーの業態転換・事業再構築を支援します。

○相談窓口

コーディネーター等によるヒアリング・訪問により、地元企業が抱える課題を整理・分析し、専門家派遣の検討を行います。

○セミナー・実地研修

電動化進展の見通し、CASE への対応等、最新動向に関するセミナーの開催や電動化技術に関する実地研修を開催します。

○専門家派遣

相談窓口で整理・分析した課題に対して、適切な専門家を派遣し、個別課題の解決に向けた支援を行います。

お問い合わせ・相談窓口

- 公益財団法人みやぎ産業振興機構 産業経営支援部 取引支援課
 - ・電話 022-225-6637 ・メール biz@joho-miyagi.or.jp

みやぎ優れMONO発信事業

宮城県内の優れた工業製品を「みやぎ優れ MONO」として認定し、県内外に発信します。

県内企業の製品・技術力向上、経営力強化に向け、県内の工業製品に関する効果的な情報発信と市場開拓・販路拡大等に係る様々な支援を行い、『みやぎ』から数多くのヒット商品を生み出します。

「独自技術」「顧客本位」「品質絶対」などの10の視点を基準に『みやぎ優れ MONO』製品を認定し、認定製品に対し販売促進等を支援します。

■「みやぎ優れMONO」認定製品の販売促進等をサポート！

- 「みやぎ優れ MONO」認定製品のカタログ等を作成し、広く配布します。
- 専任のコーディネーターやインストラクター等を配置し、企業の育成・成長・発展まで一貫統合した支援を行います。
- 各種支援機関からの専門家派遣事業を活用する際の費用を助成します。
- 宮城県産業技術総合センターの技術支援使用料・手数料を一部無料とします。
- 「ビジネスマッチ東北」への出展費用を助成するほか、首都圏等で開催される商談会や展示会への出展費用を助成するなど、販売促進を支援します。
- その他、認定製品については、「宮城県産業技術総合センター」の常設展示や宮城県庁18階「県政広報展示室」をはじめ、様々なイベントに展示される場合があります。

さらに、(公財)みやぎ産業振興機構（宮城県中小企業支援センター）が行う支援メニューを積極的に活用し、セレクト商品の販路拡大を図ることができるほか、経営革新や市場開拓など新たなビジネスチャンスの創出に取り組むことも可能です。

■募集要項

- 応募資格** 県内に事業所を置く企業・団体・個人（大企業，中小企業は問いません。）。認定基準に基づくセルフアセスメントマニュアルによるセルフアセスメント結果で、所定の得点を得ていることが必要です。
- 対象製品** 県内で生産される工業製品。（食品を除く。）ただし、応募時点において、原則販売後1年以上経過し、かつ5年を経過していない製品とする。
- 募集時期** 年1回（7月から8月にかけて募集予定）
※ 詳細はホームページに掲載します。
※ 応募及び審査は無料です。

「みやぎ優れ MONO」ホームページ <https://www.m-suguremono.jp/>



みやぎ
優れMONO

お問い合わせ・相談窓口

- 一般社団法人みやぎ工業会（みやぎ優れ MONO 発信事業事務局）
 - ・電話 022-777-9891 ・FAX 022-772-0528
 - ・住所 〒981-3206 仙台市泉区明通2-2（宮城県産業技術総合センター内）

販路開拓等支援

公益財団法人みやぎ産業振興機構において、取引あっせん、商談会の開催、相談、各種情報提供など、販路開拓のための様々な支援を行っています。

■販路開拓支援

1 取引あっせん事業

約3,800社の登録企業の中から貴社の受発注の希望条件に合わせて、マッチングを行っています。事前登録が必要ですので、お問い合わせください。

2 広域取引商談会

発注案件を有する発注企業と、新規取引を希望する受注企業が一堂に会する商談会を、仙台や首都圏を会場に開催しています。

3 営業活動強化支援

県外発注企業への営業活動又は県外の商談会・提案会に係る旅費・宿泊費及び営業資料作成（会社案内チラシ、映像資料等）費用の一部を助成します。

- ・対象者：県内に事業所を有する中小企業者
- ・補助率：1/2以内（補助対象者が小規模事業者の場合2/3以内）
- ・補助限度額：10万円（映像資料作成費は30万円）

※別途要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

4 中小企業販路開拓総合支援事業

県内ものづくり中小企業者等が県内で生産・製造した製品について、マーケティング専門家を活用した市場調査や、専門家による販売力向上に係る指導・助言、首都圏を中心とした県外企業との引き合わせを行い、販路開拓及び販路拡大を支援します。

■相談、情報提供事業

専門調査員制度

中小企業が抱えている生産管理や加工技術、新規取引の開拓、他部門への進出などの諸問題について、専門調査員が直接現場へ伺って相談に応じ、助言等を行います。

お問い合わせ・相談窓口

●公益財団法人みやぎ産業振興機構

取引支援課（「販路開拓支援」4以外）・事業支援課（「販路開拓支援」4のみ）

・電話 022-225-6637（取引支援課） 022-225-6697（事業支援課）

・メール biz@joho-miyagi.or.jp（取引支援課） soudan@joho-miyagi.or.jp（事業支援課）

・住所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2（宮城県商工振興センター3階）

商品の企画からデザインまでを技術的に支援します

商品の企画力やデザインの向上を図るための取り組みを支援します。

■宮城県産業技術総合センター

基礎的な商品開発の企画や総合的なデザインまで技術協力、相談を行っています。

- 技術相談 デザイン（プロダクト、ビジュアル、パッケージ、WEB）全般に関わる相談を随時受け付けています。（無料）
- 技術セミナー 製品開発に関わるセミナーを開催します。（無料）
※詳細についてはお問い合わせください。
- 技術研修 商品企画・製品設計に関わる実践的な研修を実施します。（有料）
- 技術協力 デザイン・設計等に関わる技術的支援を行います。（有料）

■公益財団法人みやぎ産業振興機構

企業からの要請に応じて、アドバイザー（デザイン専門家など）を企業に派遣して、商品の企画やデザインのアドバイス支援を行います。

（※アドバイザーの派遣経費の1/3は、利用者負担となりますが、小規模事業者は3回目まで無料です。）

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県産業技術総合センター 企画・事業推進部 商品開発支援班
・電話 022-377-8700 ・メール soudan-itim@pref.miyagi.lg.jp
・住所 〒981-3206 仙台市泉区明通2-2
- 公益財団法人みやぎ産業振興機構 事業支援課
・電話 022-225-6697 ・メール soudan@joho-miyagi.or.jp
・住所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2 宮城県商工振興センター3階

喜ばれる商品づくりから販路拡大までを支援します

県内の食品製造業者等が取り組む、豊かな県産農林水産物を活用した、より付加価値の高い「喜ばれる商品づくり」から販路拡大までを支援します。

■喜ばれる商品づくり支援事業

県内の食品製造業者等が行う、地域の食材等を活用した商品や環境に配慮した商品の開発・改良を支援します。

1 対象事業者

食料品製造業者、新たに食料品製造業に参入しようとする者、食料品製造業者に製造を委託する者

2 事業区分

(1) 選ばれる商品開発事業

地域の食材等を活用した商品開発費用を補助します。

(2) 持続可能社会に向けた商品開発事業

地域の食材等を活用した商品開発に加え、事業者の産業廃棄物削減のための経費を補助します。

3 助成内容

(1) 選ばれる商品開発事業

- ・補助限度額 150万円
- ・補助率 1/2以内
- ・事業期間 原則として交付決定の日（概ね6月）から翌年2月下旬まで

(2) 持続可能社会に向けた商品開発事業

- ・補助限度額 300万円
- ・補助率 1/2以内
- ・事業期間 原則として交付決定の日（概ね6月）から翌年2月下旬まで

4 募集期間

令和6年4月中旬頃から5月中旬頃までを予定

■商談機会創出事業

商談会を通じて、県内の中小食品製造業者等が生産・加工する食品を、県内及び首都圏等県外に販路拡大できるよう支援します。

1 おいしい山形・食材王国みやぎビジネス商談会

宮城県及び山形県の特徴ある食材及び加工品の情報発信、販路開拓を支援するために、総合商社、外食産業、東北地区を代表する有力スーパー、首都圏等の高級スーパー・百貨店等のバイヤーを招聘し、マッチング商談会を開催します。

- (1) 開催時期 令和6年10月17日
- (2) 開催場所 パレスグランデール（山形市内）
- (3) 募集期間 令和6年5月28日から7月5日まで

2 首都圏大規模商談会への出展

千葉県で開催される第59回スーパーマーケット・トレードショー 2025に宮城県ブースを出展し、全国規模での商談と「食材王国みやぎ」のPRを行います。

- (1) 開催時期 令和7年2月12日から14日まで(3日間)
- (2) 開催場所 幕張メッセ
- (3) 出展事業者募集数 18事業者(予定)
- (4) 募集期間 令和6年6月下旬頃から7月中旬頃までを予定

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県農政部 食産業振興課 食ビジネス支援班(宮城県庁10階)
・電話 022-211-2812 ・メール s-business@pref.miyagi.lg.jp

東京の消費者ニーズ把握の支援(試験販売)

8

販路開拓・取引拡大のために

東京都豊島区東池袋にある県のアンテナショップ「宮城ふるさとプラザ」における試験販売を通じて、消費者の反応やニーズの把握を支援します。

(1) 対象者

県内に事業所を有する事業者

(2) 対象商品

試験販売を行う商品は、製造若しくは加工の最終工程が県内で行われたもの又は県内企業が企画し、県内産の主原材料を使用して製造されたもの

(3) 販売期間

原則3か月

(4) 販売手数料

食品 20%~30%、民芸品 45%

(5) 仕入形態

売上仕入となります(売れた分のみ仕入)

(6) 什器備品使用料

無料

※令和6年度内に閉店予定

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県農政部 食産業振興課 県産品販売支援班(宮城県庁10階)
・電話 022-211-2815 ・メール s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp

食品製造業者等の経営改善に向けた取組を支援します

専門家の派遣により県内食品製造業者等の経営課題の洗い出しから事業の再構築までを支援します。

■食品製造業経営力強化サポート事業

県内の食料品製造業者等に対し経営改善に向けた指導・助言が可能な専門家を個別に派遣すること等により、経営力強化に向けた課題の洗い出しから事業の再構築に向けた活動の実施までの一連の課程を支援します。

1 対象事業者

県内に事業所を有する県内食品製造業者等で、本事業の支援を受ける目的及び成果目標が明確で専門家の派遣による支援効果が期待できる者

2 事業内容

(1) 専門家の派遣

専門家の派遣により個別課題の洗い出しとアドバイスによる支援を実施します。

- ①伴走支援型：専門家派遣及び下記(2)の補助事業を併せて実施します。
- ②スポット支援型：専門家派遣のみ実施します。

(2) 経営改善活動経費の補助

上記(1)①の支援対象者が、専門家のアドバイスに基づき実践する経営改善活動に係る経費の一部を補助します。

- ・補助限度額 75万円
- ・補助率 1/2以内
- ・事業期間 原則として交付決定の日（概ね6月下旬）から翌年2月下旬まで

(3) フードビジネス塾

食品製造業者等の経営力や営業力の強化等のためのセミナーを開催します。

3 募集期間

- (1)、(2)：令和6年4月中頃から5月上旬頃までを予定
- (3)：定期開催し、随時募集予定

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県農政部 食産業振興課 食ビジネス支援班（宮城県庁10階）
 - ・電話 022-211-2812
 - ・メール s-business@pref.miyagi.lg.jp

多様で特色ある県畜産物の生産消費促進事業

多様性に満ちた農業経営体の経営の安定と発展をはかるため、意欲ある中小規模の生産者を支援し、畜産の労働生産性向上・食品産業との連携強化による持続的な地産地消を推進し、食を基軸とする付加価値の連鎖（バリューチェーン）の構築を目指します。

1 事業区分

- (1) 採卵養鶏・養豚 ICT 等技術導入支援メニュー
(①ネット環境セットメニュー、②機器単独メニュー)
採卵養鶏・養豚場への ICT・IoT 機器等の導入整備費用を支援する補助メニューです。
- (2) 消費促進活動支援メニュー
県内独自銘柄畜産物等の消費促進を目的とした出店費用やフェア開催経費を支援する補助メニューです。

2 対象事業者

- (1) 県内拠点の採卵養鶏・養豚生産者のうち（県外企業が役員等の多数を占める者は除く）、令和6年2月1日の飼養頭羽数が次の規模の者 養豚：1万頭未満 採卵養鶏：20万羽未満
- (2) 県内に事業所を有する食品販売事業者、自ら生産物等を販売する採卵養鶏・養豚生産者

3 主な要件

- (1) 自ら消費促進活動支援メニュー活用（イベント等への参加）に努める。もしくは、取引関係者へ活用を働きかけるよう努める。
- (2) 県内独自銘柄畜産物等の消費促進を目的とした販売会出店やフェア開催を行うこと。
販売実績の一部（商品名や特徴、今後の取り扱い見込等）をその銘柄生産者等に提供することに同意すること。

4 助成内容

- (1) ①ネット環境セットメニュー（ICT等機器導入に附帯してネット環境も整備される場合）：
補助限度額12,000千円、補助率1/2以内
②機器単独メニュー：補助限度額8,000千円、補助率1/2以内
- (2) 補助限度額1,000千円、補助率1/2以内

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県農政部 畜産課 生産振興班（宮城県庁11階）
 - ・電話 022-211-2853
 - ・メール tikusanpp@pref.miyagi.lg.jp
 - ・住所 仙台市青葉区本町3丁目8番1号
 - ・ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tikusanka/>

県産水産物の販路開拓・拡大に対する支援

県内の水産加工業者及び流通業者等が取り組む、商品開発や販路開拓を支援します。

■県産水産物の販路開拓強化支援事業

県内の水産加工・流通業者等が行う県産水産物等の商品開発や、県内の水産加工・流通業者等で構成された団体等が行う県産水産物のブランド化、ブランドの認知度向上に資する取組に要する経費の一部を補助します。

- 1 対象事業者：県内の水産加工業者及び流通業者、水産業協同組合等
- 2 助成内容
 - ①商品開発支援事業：補助限度額 100万円、補助率 1/2以内
 - ②県産水産物ブランド化に対する取組支援事業：補助限度額 500万円、補助率 定額
- 3 募集期間（2次募集）：令和6年6月28日（金）

■展示会・商談会等出展事業

宮城県内の水産加工・流通業者等が行う、展示会・商談会等への出展に要する経費の一部を補助します。

- 1 対象事業者：県内の水産加工業者及び流通業者、水産業協同組合等
- 2 助成内容：補助限度額 展示会・商談会等1件あたり30万円、1事業者あたり合計40万円
補助率 1/2以内
- 3 募集期間：令和6年4月1日（月）から

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県水産林政部 水産業振興課 販路開拓支援班（宮城県庁12階）
 - ・電話 022-211-2954
 - ・メール suishihk@pref.miyagi.lg.jp
 - ・ホームページ
(県産水産物の販路開拓強化支援事業)
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/syouthinnkaihatu.html>
(展示会・商談会等出展事業)
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/tenjikai.html>

新商品特定随意契約制度

県内の中小企業者が生産する「新商品」の販売実績づくりと社会的認知度の向上を支援するため、県の物品調達において随意契約による購入が可能となる「新商品」の生産事業者を認定しています。

■認定の効果

- ・認定を受けた者が生産する「新商品」は、県が購入等する場合において、通常の競争入札制度によらない随意契約により調達することが可能になります。
- ・認定された新商品は、県の関係機関に周知し物品調達等の際に優先的な購入等に努めるほか、国や市町村に対してPRを行い、販売等の促進を支援します。
(ただし、この認定自体が「新商品」の購入等の履行を担保するものではありません。)

■随意契約が可能になる契約の種類

- ・県が「新商品」を直接購入する契約または借り入れる契約、新役務の調達を行う契約です。

■認定の対象者

- ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、宮城県内に所在するもの
- ・認定に係る新商品等の開発に当たって宮城県からの補助金の交付を受けていたもの
- ・認定に係る新商品等の開発に当たって中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成17年法律第30号）に基づく経営革新計画について宮城県知事の承認を受けたもの
- ・その他知事が特に必要と認める個人及び団体

■認定の基準

- ・認定にあたっては、地方自治法施行規則第12条の3の規定に基づき、「新規性・独自性」「社会的有用性」「事業実施の確実性」の観点から審査を行います。

■募集期間

原則年1回募集します。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 中小企業支援室 企画調整班（宮城県庁14階）
 - ・電話 022-211-2745 ・FAX 022-211-2749
 - ・メール chukisip@pref.miyagi.lg.jp
 - ・ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/zukei.html>

夢メッセみやぎ(みやぎ産業交流センター)

仙台港に隣接した展示場や多彩な施設を利用しながら、さまざまなスタイルのイベントが開催できます。

■所在地

仙台市宮城野区港三丁目1-7（本館）、1-3（西館）

■施設概要

展示場	本館7,500㎡（3分割可）、西館1,295㎡
会議室	本館189㎡（3分割可）、西館 1F 270㎡、105㎡、77㎡、2F 90㎡
ホール	本館410㎡（2分割可）、西館598㎡
研修室	西館10室（37㎡～107㎡）
屋外展示場	5,000㎡

■交通手段

J	R	仙石線中野栄駅から徒歩約20分	
バ	ス	仙台駅から約40分	
自	動	車	仙台空港から仙台東部道利用約35分
		仙台港 IC から約5分	
無料駐車場		1,240台完備	

8

販路開拓・取引拡大のために

お問い合わせ・相談窓口

- 一般財団法人みやぎ産業交流センター
 - ・電話 022-254-7111 ・FAX 022-254-7110
 - ・メール service@yumemesse.or.jp
 - ・ホームページ <https://www.yumemesse.or.jp>
 - ・住所 〒983-0001 仙台市宮城野区港三丁目1-7
- 宮城県経済商工観光部 国際政策課（宮城県庁14階）
 - ・電話 022-211-2972 ・メール kokusaik@pref.miyagi.lg.jp
 - ・ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaisei/>

グローバルビジネスアドバイザー相談事業

宮城県と日本貿易振興機構（JETRO）仙台貿易情報センターが連携し、海外取引を目指す企業、個人からの各種相談に応じています。

■宮城県の支援メニュー

1 みやぎグローバルビジネスアドバイザー（G B A）（原則無料）

海外ビジネスの様々な分野の専門家をアドバイザーとして登録し、企業等からの相談に際して、海外取引等に関する専門的な情報を提供します（一部海外での面談等も対応可）。

■日本貿易振興機構 仙台貿易情報センター（JETRO 仙台）の支援メニュー

海外55か国75事務所（令和5年10月1日時点）のネットワークを活用し、県内企業の輸出入、海外投資などを支援します。

○貿易投資相談サービス（無料）

輸出入手続／関税／国・地域別マーケティング情報／各種規制情報／契約方法／契約書雛形／海外の取引先や取引商品／トラブル対処 など

○海外コーディネーターによる輸出支援相談サービス（無料）

中小企業の皆様を対象に、現地の感覚・目線から輸出可能性をお答えします。
現地最新トレンド／売れ筋商品／競合製品／最もふさわしい展示会 など

○貿易実務オンライン講座（有料）

JETRO のノウハウを活かし、海外取引に欠かせない知識を体系的に分かりやすく学んでいただけるよう開発した通信講座です。職場やご自宅のパソコンから、いつでも学習することができます。

○各種セミナー（無料）

世界各国の最新情報や商談の進め方など、時機に合ったテーマで毎月セミナーを開催しています。お気軽にご参加ください。

9

事業の海外展開のために

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 国際ビジネス推進室 国際ビジネス推進第一班
 - ・電話 022-211-2962
 - ・メール gb1@pref.miyagi.lg.jp
 - ・住所 仙台市青葉区本町三丁目8-1
 - ・ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaibiz/>
- ジェトロ仙台貿易情報センター
 - ・電話 022-223-7484
 - ・住所 仙台市青葉区一番町四丁目6-1 第一生命タワービル18階
 - ・ホームページ <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/sendai/>

ものづくり海外販路開拓支援事業

海外における新たな販路開拓のために、海外企業との商談に要する渡航費、海外商談会への出展に要する出展料等の経費の一部を助成します。

■ものづくり海外販路開拓支援事業補助金

県内産の農林水産物や加工食品の輸出促進を図るため、輸出に取り組もうとする県内農林漁業者や食品製造業者等が行う輸出活動（海外で開催される商談会への参加等）に要する経費について、その一部を助成します。

1 交付対象者

以下(1)から(4)の“全て”を満たす事業者の方

- (1) 宮城県内に登記簿上の本店又は事業所を有する中小企業者であること
- (2) 製造業・情報通信業等（食品を除く）を主たる事業として営む者であること
- (3) 自らが製造した製品について、上記本店等が主体として海外販路開拓等の計画を有すること
- (4) みなし大企業でないこと

2 対象となる経費、金額及び補助率等

- (1) 海外で開催される商談会・展示会等への出展費用、渡航費
- (2) 海外で開催される専門分野等の学術会議での発表に係る渡航費
- (3) 海外企業との商談に係る渡航費、通訳雇用費
- (4) 企業・製品に係る資料 HP 等の翻訳に係る経費

3 補助率・補助上限額

対象経緯費の1/2（補助限度額50万円）

詳細については、国際ビジネス推進室ホームページをご覧ください。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaibiz/>)

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 国際ビジネス推進室 国際ビジネス推進第二班
 - ・電話 022-211-2962
 - ・メール gb1@pref.miyagi.lg.jp
 - ・住所 仙台市青葉区本町三丁目8-1
 - ・ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaibiz/>

県産食品海外ビジネスマッチングサポート事業

県内産の農林水産物や加工食品の「輸出活動事業」に要する経費の一部を助成します。

■地域産品輸出促進助成事業補助金

県内産の農林水産物や加工食品の輸出促進を図るため、輸出に取り組もうとする県内農林漁業者や食品製造業者等が行う輸出活動（海外で開催される商談会への参加等）に要する経費について、その一部を助成します。

1 交付対象者

県内で産出・生産される農林水産物及びその加工品の生産者又は生産者団体

2 対象となる経費、金額及び補助率等

(1) 対象経費

海外で開催される商談会等に参加する際に必要な諸経費（旅費、輸送費、消耗品費、委託費、その他経費）

(2) 補助率

1/2

詳細については、国際ビジネス推進室ホームページをご覧ください。
(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaibiz/>)

9

事業の海外展開のために

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 国際ビジネス推進室 国際ビジネス推進第二班
 - ・電話 022-211-2346
 - ・メール s-yushutsu@pref.miyagi.lg.jp
 - ・住所 仙台市青葉区本町三丁目8-1
 - ・ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaibiz/>

宮城県 ASEAN 等ビジネスアドバイザーデスク

宮城県は、県内に本店又は主要な拠点を有する企業等のインドネシア・マレーシア・シンガポール・ベトナム・台湾・香港における販売・仕入先の開拓や企業進出等を支援するため、「宮城県 ASEAN ビジネスアドバイザーデスク」を設置し、市場調査や現地企業とのマッチング、現地スタッフによる商談同行等のサービスを提供します。

■対象国・地域

インドネシア・マレーシア・シンガポール・ベトナム・台湾・香港

■利用資格

県内に本店（本社）又は主要な拠点を有する企業等

■設置期間

令和6年6月下旬～

■利用料

原則無料

- ・利用者の渡航経費、デスクスタッフの交通費、利用者からの通信費などは、利用者の自己負担となります。

■利用方法

国際ビジネス推進室ホームページ内で公表

■支援業務の内容

- (1) 事前準備支援（現地のビジネス及び人材環境、関連法規等に係る調査）
- (2) 販路開拓・生産委託支援（現地取引先候補の発掘、商談のアポイント取得）
- (3) 現地サポート等支援（現地通訳、移動手段の手配、現地スタッフの商談同行、会社・製品情報等の翻訳）

詳しい内容は国際ビジネス推進室ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaibiz/>

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 国際ビジネス推進室 国際ビジネス推進第一班
 - ・電話 022-211-2962
 - ・メール gb1@pref.miyagi.lg.jp
 - ・住所 仙台市青葉区本町三丁目8-1
 - ・ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaibiz/>

海外事務所による支援(韓国ソウル・中国大連)

宮城県では、県内企業の対韓国・中国ビジネスを支援するため、海外事務所を運営する公益社団法人宮城県国際経済振興協会とともに、下記の業務を行っています。

■ソウル事務所による支援

公益社団法人宮城県国際経済振興協会が運営するソウル事務所は、本県と韓国との経済の一層の交流を促進するため、韓国ソウル特別市に開設された海外事務所です。

「韓国で事業展開したい」、「韓国企業と貿易を行いたい」などとお考えの企業や個人の方々へ、情報提供やアドバイス等を行っています。県職員が常駐しているほか、日本語ができる韓国人スタッフもおりますので、お気軽にご相談ください。

- 事業概要 宮城県内企業の韓国における活動支援／宮城県の観光PRと韓国観光客の誘致／韓国経済に関する情報の収集・提供／韓国企業への各種情報提供等

■大連事務所による支援

公益社団法人宮城県国際経済振興協会が運営する大連事務所は、本県と中国との経済の一層の交流を促進するため、中国遼寧省大連市に開設された海外事務所です。

「中国で事業展開したい」、「中国企業と貿易を行いたい」などとお考えの企業や個人の方々へ、情報提供やアドバイス等を行っています。県職員が常駐しているほか、日本語ができる中国人スタッフもおりますので、お気軽にご相談ください。

- 事業概要 宮城県内企業の中国における活動支援／宮城県の観光PRと中国観光客の誘致／中国経済に関する情報の収集・提供／中国企業への各種情報提供等

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 国際ビジネス推進室 国際ビジネス推進第一班
・電話 022-211-2962 ・メール gb1@pref.miyagi.lg.jp
・住所 仙台市青葉区本町三丁目8-1
・ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaibiz/>
- 公益社団法人宮城県国際経済振興協会 ソウル事務所
・電話 +82-2-725-3978 ・メール seoul1@japan-miyagi.jp
・住所 大韓民国ソウル特別市中区貞洞11-3 DooBee ビル3階303号室
・ホームページ <https://japan-miyagi.jp/seoul>
- 公益社団法人宮城県国際経済振興協会 大連事務所
・電話 +86-411-8250-7426 ・メール gb-dalian@miyagi-dalian.com
・住所 中華人民共和国遼寧省大連市中山区人民路15号国際金融大廈13階C
・ホームページ <https://japan-miyagi.jp/dalian>

環境産業コーディネーターの派遣

民間企業の環境部門や技術開発部門等での実務経験を有する環境産業コーディネーターが、事業者を訪問し、廃棄物の3R、再生可能エネルギー、省エネルギーに関する取組を支援します。

■支援内容

- 1 廃棄物の3R・再エネの利用・省エネの推進等に関する企業の課題やニーズを伺い、その改善や課題解決に向けて必要な助言、情報提供を行います。
- 2 企業・行政・研究機関等における情報や技術、ニーズ等の橋渡しを行い、廃棄物の3R・再エネの利用・省エネの推進等の課題に取り組む活動を支援します。
- 3 複数の事業者が連携することで3R・再エネの利用・省エネの推進等の課題を解決できるように、その連携活動の立ち上げ支援や、課題解決への活動を支援します。

■費用

無料

10

環境に配慮した経営のために

お問い合わせ・相談窓口

再エネ・省エネに関すること

- 宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班（宮城県庁13階）
・電話 022-211-2664 ・メール kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

廃棄物の3Rに関すること

- 宮城県環境生活部 循環型社会推進課 資源循環企画班（宮城県庁13階）
・電話 022-211-3207 ・メール junkanj@pref.miyagi.lg.jp

みやぎ産業廃棄物3R等推進事業（設備整備）

産業廃棄物の3Rや再生資源の利活用等に取り組む事業者に対し、必要な設備等の整備に要する経費の一部を補助します。

■対象者

県内に事業所を置く法人その他の団体、個人事業者

■対象事業

産業廃棄物の ①発生抑制、②再使用、③再資源化、④再生資源の利活用、⑤排出抑制のための設備等の整備

■補助内容、補助率等

事業区分	内容	補助率	補助限度額
一般枠	重点枠、未来法枠以外の事業	1/2以内	2,000万円
重点枠※	将来、課題となりうるものとして知事が指定する産業廃棄物の3R等に取り組む事業	2/3以内	3,000万円
動静脈連携枠【新規】	産業廃棄物等を製品原料として再資源化や再利用することを目的とし、2社以上が連携して実施する取組	1/2以内	4,000万円
未来法枠	地域経済牽引事業計画に位置づけられた事業	1/3以内	5,000万円

※重点枠：①将来の大量廃棄が予想される産業廃棄物の3R等（廃太陽光パネル等）
②処理が課題となっている産業廃棄物の3R等（廃プラ等）
③情報通信等の先端技術を活用した3R等（AIやIoT等）
④食品ロスの発生を抑制する取組

令和6年度から「動静脈連携枠」を創設し、2社以上が連携した取組を積極的に支援します。

10

環境に配慮した経営のために

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県環境生活部 循環型社会推進課 資源循環企画班（宮城県庁13階）
・電話 022-211-3207 ・メール junkanj@pref.miyagi.lg.jp
・ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/3r-suishin-r6.html>

みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 (設備整備事業－省エネ)

県内の事業所に省エネルギー設備を導入する事業者に対して、設備導入に要する経費の一部を補助します。

■補助金の交付対象となる事業

県内事業者が行う以下の事業(下表の内容以外にも詳細な要件等がありますので、ホームページを必ずご確認ください。)

区分	内容
脱炭素化枠	県内の民生業務用建築物における ZEB の実現又は SBT の達成に必要な省エネ設備等の導入であること。
大規模削減枠	年間100トン以上の二酸化炭素排出削減に資する省エネ設備等の導入であること。
E M S 枠	補助対象事業所及び導入設備におけるエネルギー使用量の可視化及び集計ができること。
診断枠	事業実施年度の前4年度に受けた省エネルギー診断の結果に基づき実施される省エネ設備等の導入であること。
県産枠	以下の省エネ設備等の導入であること。 ・「[新商品] 特定随意契約制度」における認定商品として認定されたことがある設備、「宮城県グリーン製品認定制度」における認定製品である設備、「みやぎ優れ MONO」として認定されたことがある設備 ・「宮城県新エネルギー等環境関連設備開発支援事業」等を活用して開発し、製品化されている省エネルギー設備かつ上市している設備等
一般枠	上記以外の事業
断熱改修等枠	上記の空調設備の導入に併せて行う、当該設備のエネルギー使用量の削減効果を上げるための断熱改修等

■補助率等

補助率：1/3～1/2以内、補助限度額：500～1,000万円

※詳細はホームページでご確認ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/r6miyagico2.html>

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班(宮城県庁13階)
・電話 022-211-2664 ・メール kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 (設備整備事業－再エネ)

県内の事業所に再生可能エネルギー等設備を導入する事業者に対して、設備導入にかかる費用の一部を補助します。

■補助対象設備の種類・規模要件

県内の事業所に設置される、以下の再生可能エネルギー等設備

種類	規模要件
①太陽光発電 (自家消費のみ対象)	・ 1地点当たりの出力10kW以上。ただし、同時に施行する1件の事業として近接する複数の地点に設置する場合は、それぞれの地点における出力の合計が10kW以上で、かつ、1地点当たりの平均出力が4kW以上 ・ 過積載する場合は、原則として、過積載率が140%を超える太陽光発電設備等は補助対象外とする。
②風力発電	・ 1地点当たりの出力10kW以上 20kW未満
③バイオマス発電	・ 発電出力5kW以上1,000kW未満 ・ 地域で発生したバイオマスの依存率60%以上
④水力発電	・ 発電出力1,000kW以下(システムの定格出力でkW単位の小數切捨)
⑤地熱発電	・ バイナリーサイクル発電方式に限る。
⑥太陽熱利用	・ 集熱器総面積10㎡以上
⑦温度差エネルギー利用	・ 熱供給能力0.1GJ/h(0.02Gcal/h)以上・温度差エネルギー依存率40%以上
⑧バイオマス熱利用	・ バイオマスから得られ、利用される熱量0.2GJ/h(0.047Gcal/h)以上 ・ 地域で発生したバイオマスの依存率60%以上
⑨雪氷熱利用	・ 冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備であって、雪氷熱の供給に直接的に供される設備
⑩地中熱利用	・ 暖気・冷気、温水・冷水又は不凍液の流量を調節する機能を有する設備 ・ ヒートポンプを設置する場合は冷却能力又は加熱能力が10kW以上
⑪ガスコージェネレーション	・ 発電能力5kW以上
⑫燃料電池	・ 発電出力3kW以上
①～⑤の対象システムと併せて導入する蓄電池	・ 容易に取り外すことができない状態で固定され、導入システムから供給される電力を蓄電し、導入する再エネ発電設備の出力の同等以下の設備

■補助率等

補助率：1/3～1/2以内、補助限度額：1,000万円～2,000万円

※詳細はホームページでご確認ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/r6miyagico2.html>

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班(宮城県庁13階)
・ 電話 022-211-2664 ・ メール kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

10

環境に配慮した経営のために

事業者用自家消費型大規模太陽光発電導入支援事業

県内事業所の屋根や敷地等に自家消費型大規模太陽光発電設備等を導入する事業者に対して、設備導入にかかる費用の一部を補助します。

■対象者

県内に事業所を置く法人その他団体

■補助対象事業

県内事業所が次に掲げる手法により自家消費型太陽光発電設備（出力500kW以上）の導入を行う事業（売電を目的とした事業は対象外）

- (1) 自己所有
- (2) PPA
- (3) ファイナンス・リース

■補助対象経費

工事費、設備費、業務費、事務費

■補助額

- ・先導枠（水上設置※）：(1) と (2) の合計額
 - (1) 出力1kW 当たり5万円
 - (2) 自営線の設置に要する経費の 2/3以内（上限2,000万円）
- ※調整池・ため池等の水上に設置するもの
- ・通常枠：出力1kW 当たり5万円

10

環境に配慮した経営のために

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班（宮城県庁13階）
 - ・電話 022-211-2664
 - ・メール kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

事業用太陽光発電設備等共同購入事業

太陽光発電設備等の購入希望者を募り、スケールメリットを活かすことで、市場価格よりも安価に設備を購入できます。

■対象者

県内に事業所等を有する事業者等

■対象設備

太陽光発電設備（10キロワット以上）

※オプションとして蓄電池等も併せて購入できます。

■参加のメリット

-  登録から工事完了まで、購入希望者を事務局がサポートします
-  スケールメリットにより、費用低減が見込めます
-  厳選された販売施工事業者が工事を行います

■募集期間

令和6年度事業は、令和6年秋頃に開始予定

※ホームページ（下記QRコード）から、キャンペーン開始時のリマインドメールの送信登録ができます。

■参加登録の方法



↑ウェブ登録
はこちらから！



※本事業は、県と仙台市がアイチューザー株式会社（東京都港区）と協定を結び、市町村と広報に係る連携を図りながら実施するものです。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班（宮城県庁13階）
・電話 022-211-2664 ・メール kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

太陽光発電を活用したEV利用モデル導入支援事業

法人その他団体等が、太陽光発電を活用したEV利用モデルの導入に要する経費の一部を補助します。

■対象者

法人その他団体（市町村及び一部事務組合を含む。）又は県内の住所地、居住地若しくは事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業者

■対象設備

事業の実施に直接必要な機械装置等の設計費、設備費、工事費又はその他経費

■対象設備

区分	対象事業	補助率	補助限度額	
通常	①太陽光発電設備	1/2	250万円	合計 350万円
	②電気自動車(EV・PHEV)		EV :50万円 PHEV:25万円	
	③V2H 充放電設備		50万円	
特別加算	①太陽光発電設備	5万円/kW	合計 350万円	
	②蓄電池	1/3		
	③EMS	2/3		

※「通常」は、対象事業①から③の設備から2種以上導入すること、太陽光由来の電力を利用することが条件になります。

※「特別加算」は、「通常」の事業に加え、太陽光発電設備を新設したうえで、蓄電池又はEMSを導入することが条件になります。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班（宮城県庁13階）
・電話 022-211-2664 ・メール kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

第三者所有モデル太陽光発電導入支援事業

法人その他団体が第三者所有モデルを活用した自家消費型の太陽光発電設備等を導入する場合、その経費の一部を補助するものです。

■対象者

PPA 事業者及びリース事業者
※需要家は補助申請できません

■補助内容

PPA モデル又はファイナンスリースにより、県内の事務所又は事業所に対して自家消費型太陽光発電設備（出力50kW 以上）及び蓄電池の導入を行う事業に要する経費の一部を補助します。

※オフサイト PPA モデルの場合、蓄電池の導入は任意

■補助率等

区分	内容	
補助額	①太陽光発電設備	5万円/kW ※
	②蓄電池	6万円/kWh
補助限度額	15,000千円	

※各系列における太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を、それぞれ合計した値とする。

10

環境に配慮した経営のために

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班（宮城県庁13階）
・電話 022-211-2664 ・メール kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

商店街施設整備支援事業（市町村振興総合補助金）

商店街活性化のため、商店街団体等が行う共同施設の整備及び改修・補修に対して、市町村を通して支援します。

■事業主体

商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所、任意の商店会等

■対象事業

アーケード、カラー舗装、街路灯、防犯カメラ、駐車場、駐輪場その他商店街の活性化を図り、かつ、一般の利便を図るための施設の取得及び改修・補修（土地の取得・造成費を除く。また街路灯は、他の施設と併設することが必要。）

■補助率等

県1/4（補助限度額：1,000万円）、市町村1/4以上

■募集期間

募集時期、制度内容については下記までお問い合わせください。

11

まちなかの魅力アップのために

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 商工金融課 商業振興班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2746 ・メール syokokins@pref.miyagi.lg.jp
- 各地方振興事務所 地方振興部（138ページ参照）

次世代型商店街形成支援事業

次世代を見据えた持続的な発展を目指す商店街のビジョン作成、ソフト・ハード事業を支援します。

■事業主体

商店街組織、商工会議所・商工会、まちづくり会社、その他（地域の活性化に資する取組を行う団体）等

■対象事業

(1) ビジョン形成

商店街を取り巻く環境の変化を踏まえた商店街ビジョン（将来像、目指す姿）を策定する事業

（例）検討会、ニーズ調査、先進事例視察、専門家を招いた勉強会 等

(2) 課題解決

商店街ビジョンを踏まえた、商店街が抱える課題を解決するために行うソフト・ハード事業

※商店街ビジョンが策定されていることが申請の条件となります

（例）・商店街等の創意工夫を活かした個性の創出・発展を図るためのイベント

・空き店舗を活用した、コミュニティ施設、チャレンジショップ等の整備 等

■補助率

(1) ビジョン形成 2/3以内

(2) 課題解決 ソフト事業 2/3以内
ハード事業 1/2以内

■補助限度額

(1) ビジョン形成 200万円（単年）

(2) 課題解決 ソフト事業 100万円（単年）
ハード事業 300万円（2年間計）

■補助期間

最大2年間

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 商工金融課 商業振興班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2746 ・メール syokokins@pref.miyagi.lg.jp

商店街NEXTリーダー創出事業

商店街活動の新たな担い手やリーダーの創出に向けて、先進事例等を学ぶ機会の提供と、実践的な取組等に対して補助金による支援を行います。

■商店街NEXTリーダーセミナー

県内の若手・女性事業者等を対象に、全国の先進事例や地域課題解決手法といった、商店街活性化やまちづくりについて学ぶセミナーを3つの講座に分けて開催します。

- (1) 基礎講座 先進事例や地域課題解決手法等について習得するもの
- (2) スキルアップ講座 実践的な手法を習得するもの
- (3) マネジメント講座 事務管理能力やマネジメント能力を習得するもの

セミナーの内容については、県商工金融課のホームページ等でお知らせします。

☎ 宮城県 商店街NEXTリーダー

■商店街NEXTリーダー創出事業費補助金

(1) 対象事業

① トライアル事業

商店街や地域商業を取り巻く環境の変化を捉え、若手・女性事業者グループが主導し、新たに企画して実践する商店街や地域商業活性化のための事業

② 魅力発信事業

若手・女性事業者グループを形成することが困難な地域において、商店街団体がまちづくり会社、特定非営利活動法人等、外部機関と連携し、商店街を含む地域の魅力を発信する事業

(2) 事業主体

① トライアル事業

商店街団体（若手・女性事業者グループが主導するものに限る）、任意の若手・女性事業者グループ

② 魅力発信事業

商店街団体（仙台市中心部の商店街を構成する団体を除く）

(3) 補助率等

○補助率：定額

○補助限度額：上限30万円 下限20万円

お問い合わせ・相談窓口

●宮城県経済商工観光部 商工金融課 商業振興班（宮城県庁14階）

・電話 022-211-2746

・メール syokokins@pref.miyagi.lg.jp

買い物機能強化支援事業

移動販売車の運行など地域の買い物機能強化への取り組みを支援します。

■対象事業

- (1) 事業計画策定事業
地域商業を取り巻く環境の変化を踏まえた新たな販売手法の事業計画を策定する事業
(例) 買い物環境や住民ニーズの調査、専門家を招いた勉強会、実証実験等
- (2) 買い物機能強化事業
事業計画に基づき新規又は従来から実施している取組を拡充して実施する以下の事業で、補助金交付終了後も継続して実施されることが確実であると認められる事業
 - ① 地域に店を作る事業（無店舗地区へのスーパーの設置等）
 - ② 商品を届ける事業（食料品・日用品等の移動販売、宅配事業等）
 - ③ 商店街等へ送迎する事業（商店街による買い物ツアーの実施、送迎サービス等）

■事業主体

商店街組織、商工団体、まちづくり会社、NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、任意団体、中小企業者等

■補助率等

- (1) 事業計画策定事業
 - ・補助率：2/3
 - ・補助上限額：1,000千円
- (2) 買い物機能強化事業
 - ・補助率：1/2
 - ・補助上限額：2,000千円

11

まちなかの魅力アップのために

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 商工金融課 商業振興班（宮城県庁14階）
 - ・電話 022-211-2746
 - ・メール syokokins@pref.miyagi.lg.jp

デジタルエンジニアリング高度化支援事業

3次元CADや3Dプリンタを活用した製品開発が可能な人材育成や技術的課題の解決を行います。

■デジタルエンジニアリング研究会事業

産学官連携ネットワークによる、最先端3Dプリンタの情報や、事業化に活用している事例などの共有、技術課題の相互検討する金属AM研究会を実施します。

■デジタルエンジニア育成事業

県内の製造業企業を対象に、以下のコースにて、高度デジタルエンジニア育成のための実技研修を行います（有料）。

- 1) DEアイデア創出コース
- 2) ハイエンド3DCAD習得コース
- 3) ミッドレンジ3DCAD設計コース
- 4) パラメトリックデザインコース
- 5) カスタム研修（ご希望に応じて、研修内容を個別に組み立てます。）

※コース名・内容は変更になる場合があります。

■デジタルエンジニアリング課題解決支援事業

企業内の製品開発におけるデジタルエンジニアリングの課題について、コーディネーターや産業技術センターの職員が、個別に課題解決に当たります。

■デジタルエンジニアリング実用化促進事業

研究会で培ったネットワークや技術を活かし、企業における技術的実践や製品化支援を行います。

詳しくは、当センターのホームページをご覧ください。

12

人材を育成するために

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県産業技術総合センター 企画・事業推進部 商品開発支援班
 - ・電話 022-377-8700
 - ・メール soudan-itim@pref.miyagi.lg.jp
 - ・住所 〒981-3206 仙台市泉区明通2-2
 - ・ホームページ <https://www.mit.pref.miyagi.jp/mde/>

IT技術者の育成・スキル転換のための研修支援

不足するIT技術者の確保・育成に向けて無料で研修を実施します。

■新卒者等未経験者及び中堅層向けIT技術者育成研修

県内IT企業に新たに採用された方や中堅層の方等を対象として、研修を実施します。
(研修内容の例)

- ・新卒者等未経験者向け
IT業界人としてのヒューマンスキル、Webアプリケーション開発(基礎)等
- ・中堅層向け
Webアプリケーション開発(応用)、システム開発実践(応用)等

■地域高度IT技術者育成研修

DX推進やデジタルビジネスの創出に関わる等を対象として、研修を実施します。
(研修内容の例)

- ・高度専門知識・技術習得研修、DX推進支援等実践研修等

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県企画部 産業デジタル推進課 産業デジタル推進第二班(宮城県庁3階)
・電話 022-211-2479 ・メール sandigi2@pref.miyagi.lg.jp

組込み技術者の養成を支援する研修制度

携帯電話や自動車などに組込まれるソフトウェア開発にかかる技術者の養成を支援する研修制度です。

■産業技術総合センター組込み研修

【組込み技術者養成研修】

組込みソフトウェア開発に必要なマイコン、IoT、およびその周辺技術に関する研修を行います。研修内容の詳細、お申し込み方法等は下記までお問い合わせください。

【セミナーの開催】

組込みシステムに関する最新技術動向や、人材育成、技術力向上に役立つセミナーを開催します。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県産業技術総合センター
・電話 022-377-8700 ・メール mest@mit.pref.miyagi.jp
・住所 〒981-3206 仙台市泉区明通2-2
- 宮城県企画部 産業デジタル推進課 産業デジタル推進第二班(宮城県庁3階)
・電話 022-211-2479 ・メール sandigi2@pref.miyagi.lg.jp

中小企業大学校の経営者・経営幹部向け研修を受けたい

中小企業の経営者、管理者、後継者、管理者候補等、役職や年齢・学歴等を問わず、どなたでも受講できます。

■主な研修内容

- 管理者養成コース（毎月3日または4日間×6か月研修）
経営管理者養成コース、工場管理者養成コース
- 企業経営・経営戦略
自社を成長させるDX、SDGs、カーボンニュートラルの活用法、経営幹部・後継者のための企業経営入門、新事業のアイデア発想法、経営戦略入門、DX・IT活用
- 組織マネジメント
心理的安全性の高い組織づくり、職場教育の進め方、中堅リーダーのビルドアップ（チームビルディング・ロジカルシンキング）、リーダーシップ強化、部下指導のためのコーチング、ファシリテーション力強化
- 財務管理
1日で学ぶ！経営数字、決算書の読み方、財務分析入門、利益計画・資金計画
- 営業・マーケティング
はじめて学ぶ！営業活動のイロハ、新規顧客を獲得するマーケティング、成果が出る！提案営業の実践法、チーム営業で作る「売れる仕組み」
- 生産管理
生産現場改善のためのチームづくり、原価管理とコストダウン、5Sと目で見える管理
- 人事・組織
ゼロから始めるキャリアデザイン、はじめて学ぶ！みんなのメンタルヘルス、人材の成長と定着化のための人事制度のつくり方

■仙台まちなかキャンパス（令和6年4月から定禅寺キャンパスの名称変更）

通学でも学ぶことができる仙台市中心部（仙台駅・北四番丁駅）の仙台まちなかキャンパスでの研修も開校しております。

■受講申込み方法

中小企業大学校仙台校で申込受付を行っています。詳しくは、下記QRコードより仙台校ホームページをご覧ください。

お問い合わせ・相談窓口

●中小企業大学校仙台校 研修担当

- ・電話 022-392-8811 ・FAX 022-392-8812
- ・住所 〒989-3126 仙台市青葉区落合四丁目2-5
- ・ホームページ <https://www.smrj.go.jp/institute/sendai/>



地域産業を支える人材の育成・確保を支援します

県内の産業や企業の認知度向上、新規学卒者等への県内就職促進等の取組を支援します。

■「地学地就」産業人材育成事業（宮城県教育庁高校教育課との連携事業）

地学地就コーディネーターが企業訪問して収集した企業・求人情報を高校につなぐことで、企業と高校生のマッチングを図り、ものづくり企業への就職を支援します。

また、企業の採用相談等に対する助言なども行っています。

■ものづくり人材育成コーディネート事業（宮城県教育庁高校教育課との連携事業）

工業系高校の生徒を対象とした人材育成に取り組む「みやぎクラフトマン21事業」と連携し、高校生の技術・技能向上のための取組支援や講師・受入先企業の開拓を行います。

■高校生向けものづくり企業見学会

県内ものづくり産業への理解促進や職業観醸成のため、県内高校生や教員を対象に、主に当該高校の圏域にある、ものづくり企業への職場見学を実施しています。

■ものづくり産業広報誌「オガール！ ACE」

高校生等を対象とした「ものづくり産業広報誌（オガール！ ACE）」を発行し、県内の優れた企業や若手技能者等を紹介し、ものづくり企業の認知度向上や魅力発信を行っています。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanzin/ogale-ace.html>

■みやぎ de インターンシップ事業

大学生等を対象としたインターンシップを実施することにより、県内就職を促進し、ものづくり産業を担う人材確保を支援しています。また、インターンシップ事業の受入企業についても随時募集しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanzin/tihousousei-sns.html>

■みやぎ学生×企業コミュ活事業

主に大学1～3年生を対象に、県内企業の若手社会人が企業PRや宮城県で働く魅力を伝えるセミナーのほか、県内企業と学生が一堂に会し、相互理解を深める交流イベントを実施します。交流イベントへの参加希望の方は、お気軽にお問い合わせください。

■ものづくり企業奨学金返還支援事業

ものづくり企業の人材確保及び地元定着を図るため、従業員への奨学金返還支援を行っている県内ものづくり企業に対して助成する制度をスタートします。

【企業向け】 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanzin/syougakukin.html>

【学生向け】 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanzin/syougakukin-2.html>

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 産業人材対策課 企画班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2764 ・メール sanzinp@pref.miyagi.lg.jp

ものづくりマイスター制度（若年技能者人材育成支援等事業）

高度な技能をもった「ものづくりマイスター」を中小企業等に派遣し、若手技能者の育成を図ります。（厚生労働省委託事業）

■ 「ものづくりマイスター」の派遣

産業の基盤となる高度な技能を有する技能者の人材確保・育成を目的として実施しています。

○中小企業・業界団体への派遣

- ①指導対象は、主に15歳から35歳未満の若年技能者
ただし、35歳以上であっても、当該職種の実力が十分でないと認められる者は可
- ②派遣指導内容は、派遣対象企業等のニーズに応じて、柔軟に設定
指導レベルは、技能検定2～3級程度のレベル
- ③指導回数は、派遣指導1件につき、20回まで
（事業主等が従業員の職業能力を向上させたことによる助成金の受給申請をする場合及び技能検定等の資格取得により賃金をアップする場合で当該資格取得に係る指導を行う場合は40回を上限）
- ④自社内訓練や企業グループ内訓練と見なされる場合は派遣できません。

○工業高等学校への派遣

- ①指導レベルは、技能検定3級程度のレベル
- ②指導回数は、派遣指導1件につき、10回まで
（同一の工業高等学校や特定の学生に複数件の派遣指導を行うことも可能。ただし、過度な件数、回数など事業の公平性を欠く場合は不可）

○公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリアへの派遣

- ①指導対象は、不特定多数の者となり、対象年齢は柔軟に設定可能
- ②派遣指導内容は、ものづくりに対する興味を得られるようなレベル
- ③指導回数は、派遣指導1件につき、1回
（同一日に複数回又は複数職種の派遣指導を行う場合、同一の参加者が受講できるのは1回・1職種）

○小中学校等への派遣

- ①対象は、小中学校等の児童・生徒、その教師及びその保護者等
- ②実施単位は、原則として、小中学校等ごとの学年単位
実情によりクラス単位や希望者だけの実施可
- ③実施回数は、派遣1件につき、1回

○費用の負担

派遣に係る謝金・旅費・材料費（限度額あり）は、宮城県技能振興コーナーが負担します。

■ 「ものづくりマイスター」の募集

○種別

①ものづくりマイスター

建設系及び製造系の職種別に認定を受けた、優れた技能、実務経験があり若手技能者の指導ができる熟練技能者

②ものづくりマイスター（+ DX）

ものづくりマイスターと同じ認定要件を満たし、ものづくりの知識・技能に加え、DX 技術を活用して、課題の発見から改善提案、生産性の向上のための若手技能者の指導ができる方

③ものづくりマイスター（IT 部門）

技能検定の職種や技能競技大会の競技職種他、情報技術関連職種で認定を受けた、優れた一定水準の技能、実務経験があり、若手技能者の指導ができる IT 系の技能者

○対象者

以下の①～③のいずれにも該当する高度な技能を有する方

- ①技能検定特級・1 級・単一等級の技能士又は同等の技能を有する方、技能五輪全国大会の成績優秀者（銅賞以上の入賞者）のいずれかに該当する方
IT 部門については、ITSS スキルレベル 4 以上の方
- ②資格取得後の実務経験が 5 年（IT 部門は 3 年）以上ある方
- ③資格取得後の指導経験が 3 年以上ある方

○申込先

認定を希望する方は、下記「お問い合わせ・相談窓口」にご相談ください。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県職業能力開発協会 宮城県技能振興コーナー
 - ・電話 022-727-5380 ・FAX 022-727-5381
 - ・住所 〒981-0916 仙台市青葉区青葉町16-1
 - ・ホームページ <https://www.miyagi-syokunou-kyoukai.com/>

職業能力開発支援（在職者向け）

企業の継続的发展には、従業員の計画的かつ継続的な職業能力開発が必要となります。そのための各種支援策が利用できます。

■短期課程（在職者訓練）

県立高等技術専門学校や（独法）高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設では、職業に必要な技能・知識を習得しようとする在職者を受入れて訓練（12～24時間程度）を実施しています。

建築、溶接、機械加工、情報処理など、各種のコースが用意されています。

■指導援助・情報提供

県立高等技術専門学校や（独法）高齢・障害・求職者雇用支援機構では、企業が行う従業員の教育訓練に次のような指導援助や情報提供を行っています。

- 指導員の派遣
- 訓練等実施場所の貸与
- 訓練等実施方法、内容等の指導・情報提供

詳しくは、最寄りの県立高等技術専門学校、（独法）高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城職業能力開発促進センター又は産業人材対策課にご相談ください。

■県内の職業能力開発機関

機 関 名	所 在 地	電 話
県立白石高等技術専門学校	白石市白川津田字新寺前5-1	0224-35-1511
県立仙台高等技術専門学校	仙台市宮城野区田子1-4-1	022-258-1151
県立大崎高等技術専門学校	大崎市古川米倉字上屋敷51	0229-22-1357
県立石巻高等技術専門学校	石巻市門脇字青葉西27-1	0225-22-1719
県立気仙沼高等技術専門学校	気仙沼市大峠山1-174	0226-22-7068
（独法）高齢・障害・求職者雇用支援機構 東北職業能力開発大学校 宮城職業能力開発促進センター	栗原市築館字萩沢土橋26 多賀城市明月2-2-1	0228-22-6615 022-362-2454

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 産業人材対策課 人材育成第一班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2762 ・メール sanzinj1@pref.miyagi.lg.jp

技能検定制度

技能検定は、働く方々の技能を一定の基準によって検定し、そのレベルを公に証明する国家検定制度です。

■技能検定制度

- ・技能検定は、各都道府県職業能力開発協会が実施する職種（機械検査、建築大工など111種）と、民間の試験機関が実施する職種（ウェブデザインなど20職種）があり、全部で131職種あります。
- ・職種ごとに特級、1級、2級、3級、単一等級に区分されています。
合格者には、特級・1級・単一等級は厚生労働大臣から、2級・3級は宮城県知事から合格証書が交付され、「技能士」の称号が与えられます。

■受検の申請

- ・各都道府県職業能力開発協会では、概ね職種ごとに前期と後期に分かれて実施しています。（都道府県によっては実施しない職種もあります。）
詳しくは、宮城県職業能力開発協会にお問い合わせください。
- ・受検手数料
学科試験3,100円 実技試験18,200円（一部職種により異なります。）
※23歳未満の方の実技試験（3級）受検手数料は最大9,000円減免されます。

■試験の方法

実技試験と学科試験があり、両方の試験に合格することが必要です。
（片方のみ合格した場合、次回以降は合格となった試験は免除されます。ただし、特級は合格した日から5年間までです。）

■技能検定合格のメリット

技能検定合格者には、他の各種資格に関して、受検資格の付与や試験免除等が認められる場合があります。

- ・職業訓練指導員試験の受験資格
- ・労働安全コンサルタント試験の受験資格
- ・作業環境測定士試験の受験資格
- ・建設業法での専任の者（営業所ごとに設置）、主任技術者の資格 など

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県職業能力開発協会
・電話 022-271-9917 ・FAX 022-271-9242
・住所 〒981-0916 仙台市青葉区青葉町16-1
・ホームページ <https://www.miyagi-syokunou-kyoukai.com/>
- 宮城県経済商工観光部 産業人材対策課 人材育成第二班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2763 ・FAX 022-211-2769
・ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanzin/minkan1.html>

デジタル人材の採用支援

県内学生等のIT企業への就業を促進するため、県内IT産業の認知度向上を目的として県内IT企業等が教育機関等と連携して行う取組に対し、その経費の一部を補助します。

■みやぎIT産業認知度向上支援事業

1 対象企業

- (1) 県内IT企業が組織し、定款や規約又はそれに準ずる文書を有し適正な事業計画や決算等が整備されている団体
- (2) 県及び隣県等の学生等と連携して教育の事業を営む県内IT企業

2 補助対象事業要件

次の要件をすべて満たす取組とする。

- (1) 複数の教育機関等と連携して行う取組
- (2) 教育機関等と既に調整が済みであり実行可能な計画ができている取組
- (3) 補助期間が終了した後も自主的に継続することが予定されている取組

3 補助対象経費

報償費、旅費、備品費、消耗品費、広報費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託費、役務費、人件費

4 補助限度額

200万円

5 補助率

1/2以内

13

雇用の維持確保のために

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県企画部 産業デジタル推進 産業デジタル推進第二班（宮城県庁3階）
・電話 022-211-2479 ・メール sandigi2@pref.miyagi.lg.jp

宮城県事業復興型雇用創出助成金

県内の沿岸部に事業所を有する中小企業者等における、求職者の雇入れ及び雇入れに際して実施した住宅支援に係る費用を助成します。

■雇入費（中小企業型）

• 助成対象となる事業主

県内の沿岸部に所在する事業所において、平成23年3月11日以降に、復興に向けた産業政策に基づく支援事業を実施した中小企業の事業主（農事組合法人、NPO法人、個人事業主等を含みます。）が対象となります。（対象となる産業政策リストは、県雇用対策課のホームページに掲載しています。）

• 助成対象となる労働者（被災三県求職者（※））

産業政策の支援決定を受けた後、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に雇入れた被災三県求職者であって、「期間の定めのない雇用」又は「更新可能な1年以上の有期雇用」で雇入れた労働者が対象となります。

※被災三県求職者とは、震災時に岩手県、宮城県及び福島県に居住していた方などで、採用選考時に失業状態にあった方（新規学卒者を含みます。また、再雇用者についても対象となる場合があります。）をいいます。

○上記の要件以外にも一定の要件があります。詳しくは県雇用対策課のホームページをご覧ください。

【<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/jyousei-chuusyoku-top.html>】

• 助成額

対象となる労働者1人当たり3年間で最大120万円を支給します（短時間労働者は1人当たり3年間で最大60万円となります）。

なお、1事業所につき2,000万円が補助限度額となります。

■住宅支援費

県内の沿岸部に所在する事業所において、産業政策の支援決定を受けた後、求職者（被災三県求職者以外の方を含みます。）の雇入れに際して、住宅支援（住宅の借上げ・住宅手当）を導入又は拡充し、かつ、雇用の維持・確保を達成した場合、住宅支援に要した費用の一部を助成します。

• 助成額

住宅支援に要した費用の4分の3に相当する額を助成します。ただし、1事業所当たり年額240万円、総額720万円が補助限度額となります。

○支給には一定の要件があります。詳しくは県雇用対策課のホームページをご覧ください。

【<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/jyousei-jyuutaku-top.html>】

お問い合わせ・相談窓口

●宮城県経済商工観光部 雇用対策課 雇用創出支援班

- ・電話 022-797-4661
- ・メール koyouso@pref.miyagi.lg.jp
- ・住所 仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台本町ビル2階

13

雇用の維持確保のために

雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業および教育訓練）または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

■主な受給要件（※下記以外にもいくつかの要件があります）

- 1 雇用保険の適用事業所であること
- 2 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- 3 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、大企業の場合は5%を超えかつ6名以上（中小企業事業主の場合は10%を超えかつ4名以上）増加していないこと。
- 4 実施する休業等及び出向が労使協定に基づくものであること。（とともに協定書の提出が必要）
- 5 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年を超えていること。

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※対象労働者1人あたり8,490円が上限です。（令和5年8月1日現在）	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	（1人1日当たり）1,200円	

支給要件の詳細や協定書の記載例等は、「雇用調整金 ガイドブック」に記載しておりますので、厚生労働省ホームページからダウンロードしてご確認ください。

13

雇用の維持確保のために

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城労働局 職業対策課 助成金センター
・電話 022-299-8063
・住所 〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎2階
- 又は各ハローワーク（公共職業安定所）

特定求職者雇用開発助成金

高齢者や障害者など就職が特に困難な方の雇用機会の増大を図るため、これらの方をハローワークまたは届出を行っている民間の職業紹介事業者等（以下「ハローワーク等」といいます。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成します。本助成金は次の5つのコースに分けられます。

■特定就職困難者コース

- 失業中の高齢者（60歳以上）、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として一定の要件で雇い入れた場合に助成される制度です。これらの方の雇用機会の増大および雇用の安定を図ることを目的としています。
- 6か月毎の支給対象期に15万円～40万円が企業規模や対象労働者に応じ1年～3年助成されます。

■発達障害者・治癒性疾患患者雇用開発コース

- 発達障害者または難治性疾患患者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として、一定の要件で雇い入れた場合に助成する制度です。発達障害者や難治性疾患患者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握することを目的としています。
- 6か月毎の支給対象期に15万円～30万円が企業規模や対象労働者に応じ、1年～2年助成されます。

■就職氷河期世代安定雇用実現コース

- いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされなかったために、正規雇用労働者としての就業が困難な方（以下「就職氷河期世代長期不安定雇用者」といいます。）を、ハローワーク等の紹介により正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度です。就職氷河期世代長期不安定雇用者の正規雇用労働者としての就職支援を目的としています。
- 6か月毎の支給対象期に企業規模に応じ25万円～30万円が、1年助成されます。

■生活保護受給者等雇用開発コース

- 地方公共団体またはハローワークにて就労支援を受けている生活保護受給者等を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として、一定の要件で雇い入れた場合に助成する制度です。生活保護受給者等の雇用機会増大および雇用の安定を目的としています。
- 6か月毎の支給対象期に15万円～30万円が対象労働者に応じ、1年助成されます。

■成長分野等人材確保・育成コース

○高年齢者、障害者、就職氷河期世代長期不安定雇用者などの就職困難者のデジタル・グリーン分野への労働移動を実現するため、特定求職者雇用開発助成金の他コースに該当し、一定の要件を満たした場合に、従来の助成額を1.5倍に増額します。

○具体的には、以下のいずれかの要件を満たした場合に、本コースの対象となります。

- (1) 対象労働者の従事する業務が、未経験職種かつ成長分野に該当すること。
- (2) 未経験職種に応募した方を採用し、訓練を行い、賃金引上げを実現すること。

★助成を受けるためにはこのほかにも各種要件があります。

詳しくは、下記「お問い合わせ・相談窓口」にてご確認ください。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城労働局 職業対策課 助成金センター
 - ・電話 022-299-8063
 - ・住所 〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎2階
- 又は 各ハローワーク（公共職業安定所）

みやぎで就活応援プロジェクト

これから就職を迎える大学生等の多くが、就職先を選択する上でインターンシップに参加しています。

県では、インターンシップの受入体制整備や魅力的なプログラム作りをはじめ、大学生等の就活トレンドを踏まえた効果的な採用戦略の展開に向けた支援を実施します。

■支援内容

- ①経営者、人事担当者等を対象とした、採用・職場定着に係るセミナーの実施
- ②伴走型個別支援
 - ・専門家派遣によるコンサルティング
 - ・個別支援企業と意見交換ができるワークショップ
- ③県主催パッケージ型インターンシップへの参加
- ④ポータルサイトへの自社インターンシップ・就業体験情報掲載
- ⑤合同企業説明会・座談会への参加
 - ※座談会は②参加企業が対象となります。

■支援対象

宮城県内の中小企業等

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 雇用対策課 雇用推進班（宮城県庁14階）
 - ・電話 022-211-2772
 - ・メール koyousu@pref.miyagi.lg.jp

宮城県プロフェッショナル人材UIターン助成金事業

県外に居住するプロフェッショナル人材を、民間人材紹介事業者を介し、新たに雇用した県内の中小企業に対し、その紹介手数料の一部を助成します。

■受給できる事業者

県内の就業地において、県外に居住するプロフェッショナル人材を新たに雇用する又はお試し就業を行う、県内に本社又は本店を置く中小企業等

■補助対象経費及び補助額等

補助対象経費	補助額	補助限度額
民間人材紹介事業者に支払った「紹介手数料」	補助事業者が負担した額の2/3以内	プロフェッショナル人材1人につき300万円を上限とする。

※1事業者年度内2回まで

■プロフェッショナル人材のイメージ

No	人材イメージ	具体例
1	経営者を支える右腕として企業マネジメントに携わる人材	企業経営や大手企業での事業管理等の業務経験・マネジメント経験者など
2	新規事業や海外現地事業の立ち上げなど、企業にとって新たな販路を開拓し、売上げ増等の効果を生み出す人材	商社等での営業や新規事業立ち上げの経験者、海外事業企画・営業等の経験者など
3	企業価値の向上に向けて、企業が抱える課題を解決（財務再構築、事業再編等）し、事業再生を推進する人材	金融機関や会計事務所等での事業再生に係る業務等の経験者など
4	開発や生産等の現場で新たな価値（改善による生産性向上、新たな製品開発に取り組む等）を生み出すことのできる人材	工場等での業務経験者や研究開発業務経験のある技術者など

※上記人材については、受入先で求められるスキルについて、原則10年以上の職業経験を有する人材、またそれらに相当する人材になります。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 雇用対策課 労政調整班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2771 ・メール koyour@pref.miyagi.lg.jp

副・兼(富っ県)みやぎマッチング促進プロジェクト

県内企業における副業・兼業人材の活用を促進するため、企業と副業・兼業人材を結び付ける県マッチングサイト(無料)の運営や県マッチングサイトを利用して副業・兼業人材の雇用・業務委託等を行った県内中小企業に対して助成金を支給します。

■セミナーの開催

県内企業向けに副業・兼業人材活用のメリットや活用に当たっての留意事項等についてのセミナーを開催します。

■県マッチングサイトの運営

企業と副業・兼業人材を結び付けるマッチングサイトを運営します。

- 1 利用料 無料
- 2 利用対象者 県内に事業所を有する事業主、全国の副業・兼業人材
- 3 求人掲載からマッチングまでの流れ(運営事務局が随時サポートします)
 - (1) 運営事務局が求人掲載希望の企業の課題をヒアリングし、ニーズを明確化
 - (2) 求人を掲載し人材募集を開始
 - (3) エントリーシートが届き次第、事務局より書類選考を企業へ依頼
 - (4) 応募者と面談を実施
 - (5) 企業と応募者で契約締結

■副業・兼業人材活用助成金事業

- 1 受給できる事業者
上記県マッチングサイトを利用して県外に居住する副業・兼業人材を新たに雇用・業務委託等を行う、県内に本社又は本店、事業所を置く中小企業等
- 2 補助対象経費及び補助額等

補助対象経費	補助額	補助限度額
県外に居住する副業・兼業人材が補助事業者の県内の事業所を実際に訪れて業務に従事する場合の交通費及び宿泊費	補助事業者が負担した額の1/2以内	副業・兼業人材1人につき、交通費と宿泊費を合わせ10万円を上限とする。

お問い合わせ・相談窓口

- セミナー、県マッチングサイトについて
副・兼(富っ県)みやぎマッチング促進プロジェクト運営事務局(受託者:(株)みらいワークス)
・電話 03-6219-8742 ・メール dw-miyagi@port.ne.jp
・住所 仙台市青葉区中央4丁目4-19 アーバンネット仙台中央ビル3階
- 副業・兼業人材活用助成金事業について
宮城県経済商工観光部 雇用対策課 雇用推進班(宮城県庁14階)
・電話 022-211-2772 ・メール koyousu@pref.miyagi.lg.jp

人手不足に悩む企業と求職者のマッチングを支援します

就職支援施設で実施している就職・転職希望者等に対する企業説明会や職場見学・職場体験等のマッチング支援にご協力いただける企業を募集しています。人材確保に向けた企業PRの場として、ぜひご活用ください。

■みやぎ若年者就職支援センター（通称：みやぎジョブカフェ）

15歳から概ね50歳までの就職・転職を希望する方を対象にキャリアコンサルティングやセミナーなどの就職支援を行っている施設です。

企業と求職者等のマッチング支援として、合同企業説明会や企業に参加いただくセミナーの開催のほか、求職者等の希望に応じた職場見学や職場体験を実施しています。

- ・住所 仙台市青葉区中央一丁目2-3 仙台マークワン12階
- ・電話 022-264-4510
- ・受付時間 月・水・金 10:00～20:00 火・木 10:00～18:30 土 10:00～18:00

■みやぎシゴトサポートセンター

就職・転職を希望する方を対象に、適性職業診断や応募書類作成、各種セミナーなどの就職支援に加え、地域企業の求人紹介や合同企業説明会など求職者と企業のマッチング支援を行っています。

◆みやぎシゴトサポートセンター大河原

- ・住所 大河原町大谷字町向126-4 Orga1階
- ・電話 0120-318-314
- ・受付時間 平日、第2・4土曜日 9:30～17:30

◆みやぎシゴトサポートセンター大崎

- ・住所 大崎市古川駅前大通1丁目3-8 エンドービル3階
- ・電話 0120-651-657
- ・受付時間 平日、第1・3土曜日 9:30～17:30

◇みやぎシゴトサポートセンター大崎 富谷・サテライト

- ・住所 富谷市富谷新町95 富谷市まちづくり産業交流プラザ TOMI +
- ・電話 0120-651-657
- ・受付時間 金曜日 10:00～16:00（予約制）

◇みやぎシゴトサポートセンター大崎 登米・サテライト

- ・住所 登米市迫町佐沼字中江2丁目6-1 登米市迫公民館
- ・電話 0120-651-657
- ・受付時間 火曜日 10:00～16:00（予約制）

◆みやぎシゴトサポートセンター石巻

- ・住所 石巻市住吉町1丁目1-6 二宮ビル2階
- ・電話 0120-543-542
- ・受付時間 平日、第1・3土曜日 9:30～17:30

◇みやぎシゴトサポートセンター石巻 塩釜・サテライト

- ・住所 塩釜市港町1丁目6-20 塩釜商工会議所
- ・電話 0120-543-542
- ・受付時間 火曜日、木曜日 10:00~16:00 (予約制)

◆みやぎシゴトサポートセンター気仙沼

- ・住所 気仙沼市田中前2丁目2-6
- ・電話 0120-215-488
- ・受付時間 平日、第2・4土曜日 9:30~17:30

■地域若者サポートステーション (通称：サポステ)

15歳から49歳までの仕事に就いていない若者で、仕事や社会参加に不安を抱えている方の就職支援を行っている施設です。サポステ利用者の段階に応じた支援を行っているため、就職に向けたマッチング支援以外に、働くことを体験するジョブトレーニングにご協力いただける企業も募集しています。

◆せんだい若者サポートステーション

- ・住所 仙台市青葉区本町二丁目10-33 第二日本オフィスビル6階
- ・電話 (調整中)
- ・受付時間 (調整中)

◆みやぎ北若者サポートステーション

- ・住所 大崎市古川駅東三丁目1-21-201
- ・電話 0229-21-7022
- ・受付時間 月~金曜日 10:00~18:00

◆石巻地域若者サポートステーション

- ・住所 石巻市中里二丁目1-8-2 SEビル2階
- ・電話 0225-90-3671
- ・受付時間 月~金曜日 9:00~17:00

★マッチング事例★

- ・新卒採用に苦慮していたA社が、サポステと連携し、サポステ利用者をアルバイト採用を経て正社員として採用し、人手不足解消に役立てた。
- ・若者の採用に苦慮していたB社が、みやぎジョブカフェのセミナーや座談会に参加し企業PRを行ったところ、求人への応募が多数あり、人手不足を解消する事ができた。

お問い合わせ・相談窓口

お問い合わせ・ご相談は各支援施設へ直接お願いします。

●みやぎジョブカフェ、サポステ

- 宮城県経済商工観光部 雇用対策課 若年者雇用担当 (みやぎジョブカフェ)
- ・電話 022-264-4510 ・メール info@jobcafe.pref.miyagi.jp

●みやぎシゴトサポートセンター

- 宮城県経済商工観光部 雇用対策課 雇用推進班 (宮城県庁14階)
- ・電話 022-211-2772 ・メール koyousu@pref.miyagi.lg.jp

みやぎジョブカフェ東京サテライト

東京都内に、主に学生を対象とするUIJターン就職支援拠点となる「みやぎジョブカフェ東京サテライト」を設置し、宮城県へのUIJターン希望者に対して就職相談対応や、県内企業とのマッチングを図ります。

■主な業務内容

- ・ 仕事相談
- ・ 職業紹介
- ・ キャリアカウンセリング
- ・ 求人開拓（企業訪問）
- ・ 大学訪問（相談会への出席含む）
- ・ 交通費助成に関する事務
- ・ 各種イベントへの参加

学生のUIJターンの実現のためには、大学等との関係の構築が重要となっているため、みやぎジョブカフェ東京サテライトにおいては、大学訪問を重点的に行い、県内企業情報の提供や、学生等を対象とした就職活動やインターンシップにかかる費用の補助制度の紹介等を行います。

また、仙台にある「みやぎジョブカフェ」においては、大学や学生にとって最も重要となる宮城県内の企業情報について、企業訪問を行いながら、求人開拓を重点的に行います。

13

雇用の維持確保のために

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 雇用対策課 雇用推進班（宮城県庁14階）
・ 電話 022-211-2772 ・ メール koyousu@pref.miyagi.lg.jp

企業採用コンシェルジュによる採用支援

県内企業における採用等の相談に対応するため、みやぎジョブカフェ及びみやぎシゴトサポートセンターに「企業採用コンシェルジュ」を配置します。

■企業採用コンシェルジュ

「従業員を採用できないが、どこに問題があるか」といったご相談に対し、企業採用コンシェルジュが、具体的なアドバイスを行います。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部雇用対策課 若年者雇用担当（みやぎジョブカフェ）
・電話 022-264-4510 ・メール info@jobcafe.pref.miyagi.jp
- 宮城県経済商工観光部 雇用対策課 雇用推進班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2772 ・メール koyousu@pref.miyagi.lg.jp

障害者雇用推進事業

就職を希望する障害者が1人でも多く就職し、さらに就職した企業に定着できるよう企業の障害者雇用の取組を支援します。

■支援内容

- ・企業訪問による障害者雇用の普及啓発や情報提供
- ・障害の特性、採用面接のポイント、雇用管理と職場定着、離職・トラブル事例や成功事例などを紹介するセミナーを開催
- ・障害者雇用に関する理解を深めるため、特別支援学校見学会を開催
- ・障害者雇用に積極的に取り組んでいる企業や、障害者のテレワーク・在宅就労に取り組んでいる企業の導入事例を学ぶため、優良事例企業の見学会を開催
- ・企業と求職者のマッチングを支援するため企業説明会や面接会を開催

■支援対象

県内に本社、支社、事業所を設置する事業者等

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 雇用対策課 雇用推進班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2772 ・メール koyousu@pref.miyagi.lg.jp

外国人材マッチング支援

外国人材活用の検討から、採用、育成、定着に至るまでをワンストップで支援します。

■企業向け相談サロン「Work To You」を開設しています

外国人の雇用に関する企業相談窓口を設置しております。電話相談、来所相談、訪問相談を行っていますので、まずは電話またはメールでお気軽にお問い合わせください。

- ・場 所 仙台市青葉区国分町1-7-18 東洋ワークビル
※地下鉄広瀬通駅から徒歩2分 JR 仙台駅から徒歩15分
東洋ワーク株式会社（委託事業者） 本社内
- ・開所時間 平日（月～金） 9:00～18:00（事前予約で土日の対応も可能）
- ・電 話 022-398-6970
- ・メー ル work-in-miyagi@toyowork.co.jp

■外国人材マッチング支援事業

専任コーディネーターが貴社にあった外国人材活用方法から長期的な採用戦略までコーディネートします。

〈開催している主なイベント〉

- ・企業向けセミナー（無料）
- ・交流会（無料）
- ・合同企業説明会（無料）
- ・インターンシップ（一部補助あり）

詳細については、「Work in MIYAGI」ホームページをご覧ください。

<https://workinmiyagi.pref.miyagi.jp/>

13

雇用の維持確保のために

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部国際政策課 日本語学校・外国人材班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2971 ・メール kokusain@pref.miyagi.lg.jp

勤労者向け融資制度

生活資金や教育資金など、中小企業に勤務されている方等を対象とした低利の融資制度があります。

■宮城県勤労者融資制度のご案内

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/annnai1.html>

詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ・相談窓口

- 東北労働金庫宮城県本部
・電話 0120-1919-62 ・住所 〒980-8661 仙台市青葉区北目町1-15 Ace21ビル
(宮城県内の東北労働金庫各店の店頭にてパンフレットをご用意しています。)
- 宮城県経済商工観光部 雇用対策課 労政調整班(宮城県庁14階)
・電話 022-211-2771

中小企業退職金共済制度

■中退共制度とは

中小企業退職金共済制度(中退共制度)は、単独では退職金制度を設けることが困難な中小企業のために、事業主の相互共済と国の援助により、中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては中小企業の振興と発展に寄与することを目的とした国の制度です。

■加入できる企業

この制度に加入できるのは、次の企業です。

- ・一般業種(製造・建設業等):常用従業員数300人以下または、資本金・出資金3億円以下
- ・卸売業:常用従業員数100人以下または、資本金・出資金1億円以下
- ・サービス業:常用従業員数100人以下または、資本金・出資金5千万円以下
- ・小売業:常用従業員数50人以下または、資本金・出資金5千万円以下

■掛金

- ・事業主は、企業規模や従業員の勤務年数等に応じて無理のない掛金月額を選択できます。
- ・掛金は全額事業主が負担し、従業員に負担させることはできません。
- ・新しく中退共制度に加入する事業主に掛金の1/2(上限5,000円)を加入後4か月目から1年間、国が助成します。
- ・18,000円以下の掛金を増額する事業主に対して、増額分の3分の1を増額した月から1年間、国が助成します。
- ・掛金は税法上、損金・必要経費として全額非課税になります。

※一部対象外となる場合がございます。

■加入申込み

(金融機関) 銀行/信用金庫/信用組合/労働金庫/商工中金

※ゆうちょ銀行・農業協同組合・漁業協同組合等は除きます。

(委託事業主団体) 商工会/労保連/税理士協同組合/青色申告会/勤労者福祉サービスセンター等

お問い合わせ・相談窓口

- 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
・電話 03-6907-1234 ・住所 〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
・ホームページ <https://chutaikyō.taisyōkin.go.jp>

みやぎ働き方改革実践企業支援制度

働き方改革に取り組む県内企業を支援します。

近年著しい少子高齢化による労働力人口の減少により、多くの企業で人材確保が喫緊の課題となっています。マッチング等の人材確保対策はもとより、その効果を持続させ真の意味での人材確保を実現するためには、労働者にとって働きやすい環境の整備が最も重要であり、「働き方改革」が不可欠です。

そこで、県では、求職者が「働きたい」と思えるような魅力ある企業の拡大を目的として、県内企業の「働き方改革」を促進する事業を実施しています。

■内容

- ・県内で働き方改革の取組を実施し、成果が現れている企業を「みやぎ働き方改革実践企業」として認証します。
- ・認証を受けた企業は、県の物品・役務の優先調達等の制度の登録等のメリットがあります。

■申込方法

「みやぎ働き方改革実践企業」の認証については、申請書の他必要書類を添付の上、雇用対策課宛て郵送又はご持参ください。

■備考

- ・登録費用は無料です。
- ・宮城県内の企業が対象です。



お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 雇用対策課 労政調整班（宮城県庁14階）
 - ・電話 022-211-2771
 - ・メール koyour@pref.miyagi.lg.jp
 - ・ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/hatarakikata.html>

ポジティブ・アクションとは？

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者間に事実上生じている格差を解消するために企業が行う自主的かつ積極的な取組。

■宮城県の取組

○女性のチカラを活かす企業認証制度

ポジティブ・アクションに取り組んでいる企業の認証。認証企業は、入札参加登録審査における評点付与あり。宮城県共同参画社会推進課のホームページで紹介されています。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/ikiiki-h24poji-2.html>)



2018～2019 宮城県認証企業
女性のチカラを活かす
企業認証マーク

各種優良企業認定制度

次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者数101人以上の企業は、次世代育成支援のための「一般事業主行動計画」を策定し、労働局への届出、一般事業主行動計画の公表及び従業員への周知が義務づけられています。

次世代育成支援対策推進法により、一般事業主行動計画の策定・届出を行い、一定の要件を満たした企業は「子育てサポート企業」として厚生労働大臣から「くるみん認定」や「プラチナくるみん認定」を受けることができます。



次世代認定マーク
「プラチナくるみん」



次世代認定マーク
「くるみん」



次世代認定マーク
「くるみんプラス」

14

働きやすい職場づくりのために

女性活躍推進法に基づき、労働者数101人以上の企業は、自社の女性の活躍状況の把握・課題分析を行い、これを踏まえた一般事業主行動計画の策定、労働局への届出、一般事業主行動計画の公表及び従業員への周知、女性活躍状況の情報公表を行うことが義務づけられています。

女性活躍推進法により、一般事業主行動計画の策定・届出を行い、女性活躍に関する取組の実施状況が優良な企業は、厚生労働大臣から「えるぼし認定」や「プラチナえるぼし認定」を受けることができます。



女性活躍認定マーク
「プラチナえるぼし」



女性活躍認定マーク
「えるぼし」



女性活躍認定マーク
「えるぼし」



女性活躍認定マーク
「えるぼし」

お問い合わせ・相談窓口

●宮城労働局 雇用環境・均等室

・電話 022-299-8844

・住所 〒983-8585

仙台市宮城野区鉄砲町1

仙台第4合同庁舎

職場におけるハラスメントの防止

職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関する上司や同僚などからのハラスメントの防止は、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により事業主に義務付けられています。

また、妊娠・出産・育児休業・介護休業などを理由とする解雇などの不利益な取り扱いは男女雇用機会均等法、育児・介護休業法で禁止されています。

■職場のハラスメントはなぜ問題か

従業員にとって人権に関わる問題で職場環境を悪化させ、働く意欲を低下させます。

企業にとっては、職場秩序、仕事の円滑な遂行を阻害し、社会的評価、企業イメージに影響します。裁判で企業の使用者責任が問われるケースも少なくありません。

■トラブルの未然防止のために事業主が雇用管理上配慮すべき事項は

〈パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等ハラスメント〉

- パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等ハラスメントの内容及びそれを禁止するという雇用管理の方針を明確化し、就業規則や社内報で周知・啓発すること
- 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知を行うこととともに、相談・苦情を受け付ける担当者を明確にし、内容や状況に応じ適切に対応できる体制を整え、広く相談に対応すること
- ハラスメント事案が生じた場合、事実関係を迅速かつ正確に確認し、確認できた場合には、被害者及び行為者に対する措置を適正に行い事実の有無にかかわらず再発防止に向けた措置を講じること
- 妊娠・出産・育児休業等ハラスメントの原因や背景となる要因を解消するため、業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者、その他の労働者の実情に応じ、必要な措置を講ずること
- 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、相談したことや事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

〈妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い〉

- 禁止の対象となる不利益取扱いの例として、解雇、期間雇用者の雇い止め、退職や労働契約内容の変更の強要などが挙げられます。妊娠、出産、育児休業、介護休業等の事由の終了から1年以内（時期が事前に決まっている措置に関する不利益取扱いの場合は、事由の終了後の最初のタイミング）になされた不利益取扱いについては、例外に該当しない限り、原則として法違反となります。妊娠・出産等をした労働者に対し雇用管理上の措置を行う場合、それが法違反となる不利益取扱いでないか、改めて確認してください。

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントはそれぞれ又はその他のハラスメントと複合的に生じることも想定されることから、あらゆるハラスメントの相談を一元的に受け付ける体制を整備することが望ましいとされています。

お問い合わせ・相談窓口

●宮城労働局 雇用環境・均等室

・電話 022-299-8844 ・住所 〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎

育児・介護休業法のポイント

1 育児休業制度・産後パパ育休制度

労働者は、事業主に書面で申し出る事により、子が1歳（子が1歳を超えても保育所に入れないなど必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月、更に必要と認められる場合には、子が2歳）に達するまで、育児休業をすることができます。1歳までの育児休業は2回まで分割して取得できます。

また、父母ともに育児休業をする場合には、子が1歳2カ月に達するまでの間に父母それぞれ1年間まで育児休業（パパ・ママ育休プラス）をすることができます。

子の出生後8週間以内に4週間まで、2回に分割して取得可能な産後パパ育休についても、令和4年10月から始まっています。

2 介護休業制度

労働者は、事業主に書面で申し出ることにより、要介護状態にある対象家族1人につき、3回を上限として、通算して93日まで、介護休業をすることができます。

3 子の看護休暇制度・介護休暇制度

労働者は、事業主に申し出ることにより、小学校入学前の子が病気やケガをした場合の世話や、予防接種等のため、又は要介護状態にある対象家族の介護や世話をするため、1年に5日まで（子が2人以上の場合、対象家族が2人以上の場合は10日）、時間単位で子の看護休暇又は介護休暇を取得することができます。

4 育児のための所定労働時間短縮の措置

事業主は、3歳未満の子を養育する労働者のために、1日の所定労働時間を原則として6時間とする短時間勤務制度を設けなければなりません。

5 介護のための所定労働時間の短縮措置等

事業主は、要介護状態にある対象家族の介護をする労働者に関して、対象家族1人につき、以下のうちいずれかの措置を選択して講じなければなりません。労働者は、介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能です。

- ①所定労働時間の短縮措置
- ②フレックスタイム制度
- ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
- ④労働者の利用する介護サービス費用の助成その他これに準じる制度

6 所定外労働（残業）の免除

【育児】3歳までの子を養育する労働者が請求した場合は、残業を免除しなければなりません。

【介護】要介護状態にある対象家族がいる労働者が請求した場合は、介護の必要がなくなるまで、残業を免除しなければなりません。

※参考：厚生労働省 育児・介護休業法について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/jigyou_ryouritsu/ryouritu.html

お問い合わせ・相談窓口

●宮城労働局 雇用環境・均等室

・電話 022-299-8844 ・住所 〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎

パートタイム・有期雇用労働法のポイント

同一企業内における正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、通常の労働者とパートタイム労働者及び有期雇用労働者との均等・均衡待遇の確保を推進することを目指しています。

■パートタイム・有期雇用労働法のポイント

1. 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員とパートタイム労働者及び有期雇用労働者との間で、基本給、賞与、各種手当や教育訓練、福利厚生などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることは禁止されています。

どのような待遇差が不合理にあたるのか、待遇ごとに判断することを明確化するため、同一労働同一賃金ガイドライン（指針）において例示しています。

2. 労働者に対する待遇に関する説明義務

パートタイム労働者及び有期雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができます。

事業主は、パートタイム労働者及び有期雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

3. 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続を行います。

「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由に関する説明」についても、行政ADRの対象となります。

（行政ADRとは…事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続のことをいいます。）

■パートタイム・有期雇用労働法やパートタイム労働者・有期雇用労働者の待遇改善に関する情報

◇パートタイム労働者、有期雇用労働者の雇用管理の改善のために

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046152.html>

◇同一労働同一賃金特集ページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

◇多様な働き方の実現応援サイト

<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

◇パート・有期労働ポータルサイト

<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

お問い合わせ・相談窓口

●宮城労働局 雇用環境・均等室

・電話 022-299-8844

・住所 〒983-8585

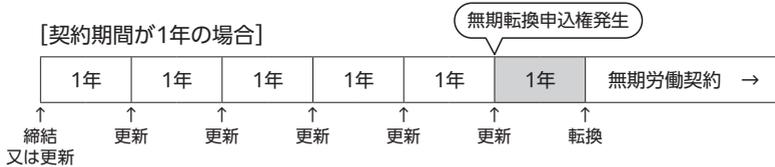
仙台市宮城野区鉄砲町1

仙台第4合同庁舎

「無期転換ルール」のポイント

■ 「無期転換ルール」とは

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込により、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されます。使用者はこの申し出を断ることができません。（平成25年4月1日施行）



※平成25年4月から1年ごとに更新されている有期社員は平成30年から無期転換申込権が発生します。

■ 「無期転換申込権」が発生するのはどのような場合か

次の3要件がそろったとき、無期転換申込権が発生します。

- ①有期労働契約の通算期間が5年を超えている。
- ②契約の更新回数が1回以上
- ③現時点で同一の使用者との間で契約している

■ 2024年4月から労働条件明示のルールが変わります

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます。

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の締結時と更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に <u>あらかじめ</u> 説明する必要があります。
無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html

14

働きやすい職場づくりのために

お問い合わせ・相談窓口

●宮城労働局 雇用環境・均等室

・電話 022-299-8844 ・住所 〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎

賃上げ支援施策について知りたい

県では、販路拡大や新商品開発などによる売上増や、生産性向上、生産現場改善などのコスト縮減に向けた取組みへの支援を通じて、事業者の皆様の賃上げ実現に向けた「稼ぐ力」をつける取組みを後押しします。

本ページには各事業の概要のみ掲載していますので、詳細は各事業の掲載ページをご参照ください。

「〈宣言優遇〉」の表記がある事業では、「パートナーシップ構築宣言」（「発注者」として取引適正化等を宣言する制度）を行った企業に対する優遇措置（優先採択など）を実施しております。

（1）水産加工業企業力強化支援（掲載 P9）

生産性向上 新商品開発 販路拡大

県内水産加工業者の課題に応じた様々な支援メニューの提案、定期的なフォローアップを行い、事業者に寄り添った「伴走型支援」を実施します。

（2）生産現場改善支援（掲載 P10）

生産性向上

県内ものづくり中小企業の実産現場における生産性改善の取組を強化するため、事業者に寄り添った「伴走型支援」を実施します。

（3）中小企業等デジタル化支援（掲載 P51）

生産性向上 〈宣言優遇〉

中小企業等のデジタル化に向けた底上げを図るため、アドバイザー派遣、新たなデジタル化に取り組むための費用の一部を補助します。

（4）ものづくりの技術総合支援（掲載 P69）

新商品開発 生産性向上

電子・情報、材料加工、分析、食品・バイオ、工業デザイン、EMC 等々の分野をサポートする技術者と関連の施設・機器により、技術課題解決や研究開発、評価などを支援します。

（5）高度電子機械産業の集積・振興に対する支援（掲載 P70）

生産性向上 販路拡大

高度電子機械産業における取引機会の創出や技術の高度化等の取組により、県内企業の皆様を支援します。

（6）技術・製品開発経費、試作開発経費等に対する支援（掲載 P71～72）

新商品開発

新技術・新製品開発費用や試作開発費用などについて支援します。

（7）食品加工に関する技術的な支援・研究（掲載 P78）

新商品開発 販路拡大

産業技術総合センターでは、地域の皆様を対象とした食品に関する技術相談や機器開放など様々な技術支援を行っています。

(8) 水産業連携活動促進事業（掲載 P35） 新商品開発

売上が震災以前に回復していない水産加工業者等の経営安定化を図るため、経営課題の解決に向けて水産加工業者等が連携して取り組む活動に対して、専門家を派遣するなどの支援を行います。

(9) 食品製造業等の経営改善に向けた取組を支援（掲載 P90） 新商品開発 生産性向上

専門家の派遣により県内食品製造業者等の経営課題の洗い出しから事業の再構築までを支援します。

(10) みやぎ優れMONO発信事業（掲載 P85） 販路拡大

宮城県内の優れた工業製品を「みやぎ優れ MONO」として認定し、県内外に発信します。

(11) 販路開拓等支援（掲載 P86） 販路拡大

公益財団法人みやぎ産業振興機構において、取引あっせん、商談会の開催、相談、各種情報提供など、販路開拓のための様々な支援を行っています。

(12) 喜ばれる商品づくりから販路拡大までを支援（掲載 P88～89） 新商品開発 販路拡大

県内の食品製造業者等が取り組む、豊かな県産農林水産物を活用した、より付加価値の高い「喜ばれる商品づくり」から販路拡大までを支援します。

(13) 多様で特色ある県畜産物の生産消費促進（掲載 P91） 販路拡大 生産性向上

ICT等技術導入による畜産の労働生産性向上により意欲ある中小規模の生産者を支援し、また、食品産業との連携強化による持続的な地産地消を推進し、食を基軸とする付加価値の連鎖（バリューチェーン）の構築を目指します。

(14) 県産水産物販路開拓・拡大等支援（掲載 P92） 新商品開発 販路拡大

県内の水産加工業者及び流通業者等が取り組む、商品開発や販路開拓を支援します。

県のHPには、このほかにも支援事業をまとめて掲載していますので、こちらをご覧ください。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/chin-age.html>



主な相談窓口

宮城県の相談窓口（本庁内）

相談窓口	電話番号	Eメールアドレス
経済商工観光部富県宮城推進室	022-211-2791	fukensui@pref.miyagi.lg.jp
経済商工観光部企業復興支援室	022-211-2765	kifukuk@pref.miyagi.lg.jp
経済商工観光部新産業振興課	022-211-2722	shinsan@pref.miyagi.lg.jp
経済商工観光部産業立地推進課	022-211-2732	sanritu-ka@pref.miyagi.lg.jp
経済商工観光部半導体産業振興室	022-211-2486	semicon@pref.miyagi.lg.jp
経済商工観光部自動車産業振興室	022-211-2724	jidousha@pref.miyagi.lg.jp
経済商工観光部商工金融課	022-211-2744	syokokin@pref.miyagi.lg.jp
経済商工観光部中小企業支援室	022-211-2745	chukisi@pref.miyagi.lg.jp
経済商工観光部産業人材対策課	022-211-2764	sanzin@pref.miyagi.lg.jp
経済商工観光部雇用対策課	022-211-2771	koyou@pref.miyagi.lg.jp
経済商工観光部観光戦略課	022-211-2823	kankou@pref.miyagi.lg.jp
経済商工観光部国際政策課	022-211-2972	kokusai@pref.miyagi.lg.jp
経済商工観光部国際ビジネス推進室	022-211-2962	gb1@pref.miyagi.lg.jp
企画部産業デジタル推進課	022-211-2478	sandigi@pref.miyagi.lg.jp
農政部農業政策室	022-211-2892	noseise@pref.miyagi.lg.jp
農政部農山漁村なりわい課	022-211-2242	nariwai-6@pref.miyagi.lg.jp
農政部食産業振興課	022-211-2814	syokushin@pref.miyagi.lg.jp
農政部農業振興課	022-211-2833	nosin@pref.miyagi.lg.jp
農政部畜産課	022-211-2853	tikusanpp@pref.miyagi.lg.jp
水産林政部水産林業政策室	022-211-2496	suirinse@pref.miyagi.lg.jp
水産林政部水産業振興課	022-211-2935	suishin@pref.miyagi.lg.jp
環境生活部環境政策課	022-211-2664	kankyoi@pref.miyagi.lg.jp
環境生活部循環型社会推進課	022-211-3207	junkanj@pref.miyagi.jp

主な相談窓口

宮城県の相談窓口（地方機関）

相談窓口	電話番号	Eメールアドレス
大河原地方振興事務所地方振興部	0224-53-3199	oksinbk@pref.miyagi.lg.jp
仙台地方振興事務所地方振興部	022-275-9114	sdsinbk@pref.miyagi.lg.jp
仙台地方振興事務所水産漁港部	022-365-0192	sgsuiss@pref.miyagi.lg.jp
北部地方振興事務所地方振興部	0229-91-0744	nh-sinbk@pref.miyagi.lg.jp
北部地方振興事務所栗原地域事務所地方振興部	0228-22-2195	nh-khsinbk@pref.miyagi.lg.jp
東部地方振興事務所地方振興部	0225-95-1414	et-sinbk@pref.miyagi.lg.jp
東部地方振興事務所水産漁港部	0225-95-7914	et-susiss@pref.miyagi.lg.jp
東部地方振興事務所登米地域事務所地方振興部	0220-22-6112	et-tmsinbk1@pref.miyagi.lg.jp
気仙沼地方振興事務所地方振興部	0226-24-2593	kstssss@pref.miyagi.lg.jp
気仙沼地方振興事務所水産漁港部	0226-22-6852	ksssbs@pref.miyagi.lg.jp
宮城県産業技術総合センター	022-377-8700	soudan-itim@pref.miyagi.lg.jp
宮城県水産技術総合センター（水産加工開発チーム）	0225-93-6703	skakoken@pref.miyagi.lg.jp

宮城県の関係機関相談窓口

相談窓口	電話番号	ホームページ
公益財団法人みやぎ産業振興機構	022-225-6697	https://www.joho-miyagi.or.jp/
宮城県商工会連合会	022-225-8751	https://www.miyagi-fsci.or.jp/
宮城県商工会議所連合会	022-265-8181	https://www.sendaicci.or.jp/mcci/
宮城県中小企業団体中央会	022-222-5560	http://www.chuokai-miyagi.or.jp/

厚生労働省の関連相談窓口

相談窓口	電話番号	ホームページ
宮城労働局総合労働相談コーナー	022-299-8834	https://jsite.mhlw.go.jp/miyagiroudoukyoku/
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城職業能力開発促進センター ポリテクセンター宮城	022-362-2253	https://www3.jeed.go.jp/miyagi/poly/
宮城県社会保険労務士会	022-223-0573	http://www.sharo-miyagi.com/

主な相談窓口

経済産業省の関連相談窓口

相談窓口	電話番号	ホームページ
独立行政法人中小企業基盤整備機構 「経営相談ホットライン」	0570-3171-8814	https://www.smrj.go.jp/
東北経済産業局	022-263-1111(代)	https://www.tohoku.meti.go.jp/
(株)日本政策金融公庫仙台支店 (国民生活第一事業)	022-222-5173	https://www.jfc.go.jp/
(株)日本政策金融公庫仙台支店 (国民生活第二事業)	022-222-5377	https://www.jfc.go.jp/
(株)日本政策金融公庫仙台支店 (中小企業事業)	022-223-8141	https://www.jfc.go.jp/
(株)日本政策金融公庫石巻支店 (国民生活事業)	0225-94-1201	https://www.jfc.go.jp/
(株)商工組合中央金庫仙台支店	022-225-7411	https://www.shokochukin.co.jp/

広告

経営の未来を描くパートナー

経営革新	販路拡大
創業	人材育成
事業承継	資金繰り
IT利活用	補助金活用

中小企業診断士による
無料相談窓口

022-262-8587

平日10:00~12:00、13:00~16:30



一般社団法人

宮城県中小企業診断協会

〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-11-12-303

電話 022-262-8587 FAX 022-302-3412

Eメール shindan-myg@etude.ocn.ne.jp

中小企業診断士は、経営コンサルタントの唯一の国家資格です。

当協会は、中小企業庁認定経営革新等支援機関です。

このガイドブックに関するご意見やご提案は
下記までお願いします。

宮城県経済商工観光部富県宮城推進室（商工企画班）
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1（宮城県庁14階）
電話 022-211-2791 FAX 022-211-2719
メール fukensuip@pref.miyagi.lg.jp



植物油インキを
使用しています。

【発行：令和6年7月】

このガイドブックは4,000部作成し1部あたりの印刷単価は153円です。